

（仮称）寒川町障がい者福祉計画

（案）

寒川町

目 次

第1章 総 論・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 障がい者計画と障がい福祉計画について・・・・・・・・・・ 4
4. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
5. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
6. 計画の対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
7. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 計画の達成状況の点検及び評価
 - (2) 計画の推進体制

第2章 障がい者等の現状・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

1. 寒川町の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (1) 寒川町の概要
 - (2) 障害者数の推移
 - (3) 障がい福祉サービス別支給決定の状況
2. 前障がい者計画（やさしさプラン）の検証・・・・・・・・・・ 21

第3章 計画の理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
2. 基本方針・目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

第4章 障がい者計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

1. 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
2. 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

第5章 障がい福祉計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・59

1. 平成26年度目標値の設定・・・・・・・・・・・・・・61
 - (1) 施設入所者の地域生活移行に関する目標値
 - (2) 入院中の障がい者の地域への移行に関する目標設定
 - (3) 地域生活拠点等の整備
 - (4) 福祉施設から一般就労への移行に関する目標設定
 - (5) 障害児支援のための計画的な基盤整備
2. 障がい福祉サービスの種類と見込量・・・・・・・・・・65
 - (1) 訪問系サービス
 - (2) 日中活動系サービス
 - (3) 居住系サービス
 - (4) 相談支援
 - (5) 通所支援
 - (6) 障がい福祉サービス見込量確保のための方策
3. 地域生活支援事業の見込量・・・・・・・・・・・・・・85
 - (1) 必須事業
 - (2) 任意事業
 - (3) 地域生活支援事業の見込量確保のための方策

資 料 編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・105

- アンケート調査結果の概要・・・・・・・・・・・・・・107
- 寒川町内の障がい福祉サービス提供事業所一覧
- 計画策定までの経過
- 寒川町地域自立支援協議会設置要領
- 障がい福祉関係用語集

「障害」と「障がい」の表記について

本計画では、「害」という漢字のイメージが否定的であるため、不快感を与えないように配慮して、法律、団体名、固有名詞等を除き、可能な限り「障がい」という表記にしています。

第1章 総論

第1章 総論

1. 計画策定の趣旨

町では、平成22年度に「障がいのある人もない人も、地域の中で安心して暮らせる社会を目指して」という基本理念のもと、「障がい者やさしさプラン（第2次寒川町障がい者計画）」（計画期間:平成23～26年度）を策定し、障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

一方で、「障がい者やさしさプラン」に掲げる具体的な施策を展開していくうえで、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の必要な見込量とそれを確保するための方策を定めた「第3期寒川町障がい福祉計画」（計画期間:平成24～26年度）を平成23年度に策定しました。

これまでの間、障害者総合支援法*の段階的施行や障害者虐待防止法*、障害者優先調達推進法*の施行といった障がい者に係わる新たな法制度が打ち出され、制度の変化に対応するためにも、両計画は調和を図りながら、一体的に進めていく必要がある計画です。

そこで、両計画が平成26年度をもって終了することを機に、障がい福祉制度の変革や新たなニーズに應えるために、これまでの取組状況を踏まえ、平成27年度から（仮称）「寒川町障がい者福祉計画」として一体的に策定し、今後、一貫した障がい福祉施策を効果的に推進してまいります。

なお、今後、制度改正に踏まえ、必要に応じ計画期間中での計画の見直しもありうることに留意します。

本計画の策定にあたり、基礎資料とするため障がい者等を対象にアンケート調査を実施し、ご意見を頂戴しております。

2. 計画の目的

この計画は、「障害者基本法*」第11条第3項の規定により策定されている町の障がい者計画と「障害者総合支援法」第88条に規定されている障がい福祉サービス等に関する事項を盛り込んだ障がい福祉計画を調和のとれた一体的な計画とするために「(仮称)寒川町障がい者福祉計画」として策定しました。

策定に当たっては、国や神奈川県の方針を基本とし、策定時の基本指針に基づき、基本的には、これまでの前計画を踏襲し、必要な施策を着実に推進していくことを目的として策定しました。

3. 障がい者計画と障がい福祉計画について

市町村における障がい者の福祉に係わる計画には、「障害者基本法」に基づく、「障害者計画」と「障害者総合支援法」に基づく、「障害福祉計画」の2つの法定計画があります。

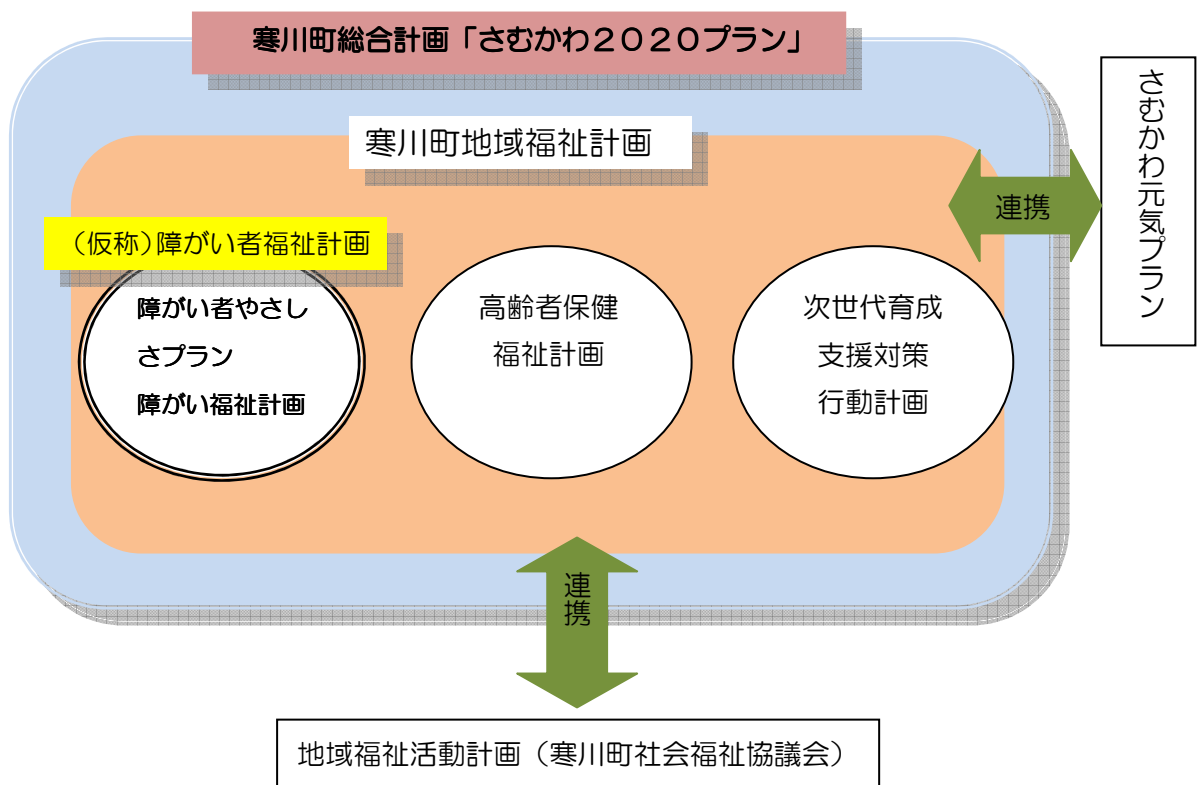
	障がい者計画	障がい福祉計画
根 拠 法 令	障害者基本法 (昭和45年5月21日施行)	障害者総合支援法 (平成25年4月1日施行)
位 置 づ け	障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画	障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について、各年度の種類ごとに必要な見込量とそれを確保するための方策を定める計画

4. 計画の位置づけ

本町の町政運営における基本的な計画である「寒川町総合計画（さむかわ2020プラン）」及び「寒川町地域福祉計画」の個別計画として位置づけるものであり、本計画における「障がい者やさしさプラン（障がい者計画）」は、障害者基本法に基づく、障がい者施策全般におよぶ基本的な事項を定めた「障害者計画」と位置づけ、「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業についての各年度の種類ごとに必要な見込量等を定める実施計画としての性格を有する「障害福祉計画」と位置づけます。

本計画は、本町の「寒川町総合計画（さむかわ2020プラン）」を基本とし、国や県の障がい者計画に則したものとするとともに、「寒川町地域福祉計画」等、本町の各計画等との整合を図ります。

◆障がい者計画の位置づけ◆



5. 計画の期間

障がい者計画と障がい福祉計画の調和を考慮し、一体的に策定することが望ましいため、計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年計画とします。

◆計画期間◆

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
やさしさプラン (障がい者) 計画	第2次障がい者計画				(仮称) 障がい者福祉計画		
障がい福祉 計画	第2期	第3期障がい福祉計画					

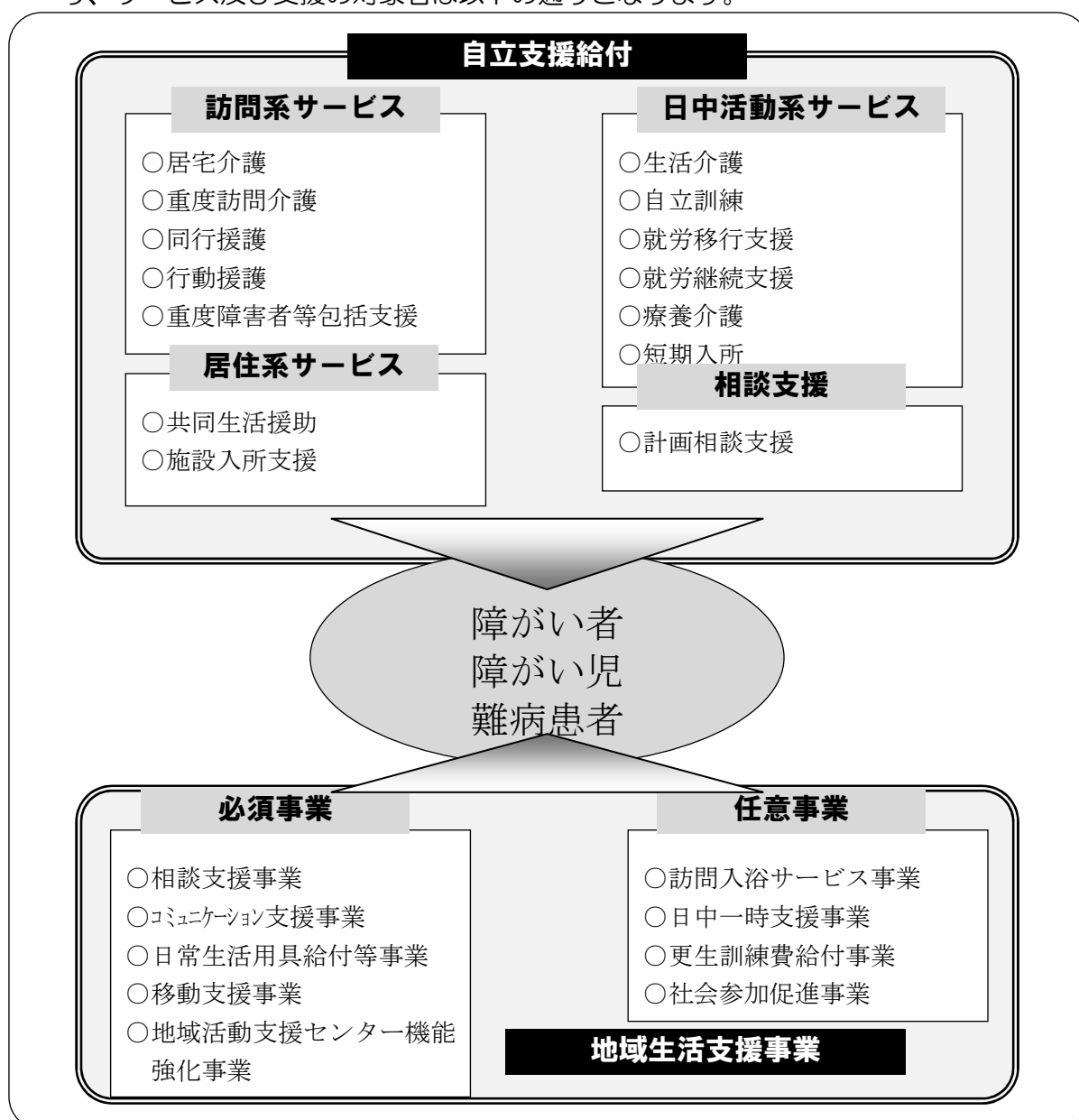
6. 計画の対象者

この計画における「障がい者」という範囲については、障害者総合支援法第4条第1項及び第2項で定められているところの障がい者としてします。

具体的な状態でいうと、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加え、難病患者*、自閉症スペクトラム症*、注意欠如・多動症*、高次脳機能障がい*などの疾病や障がいのある方となります。

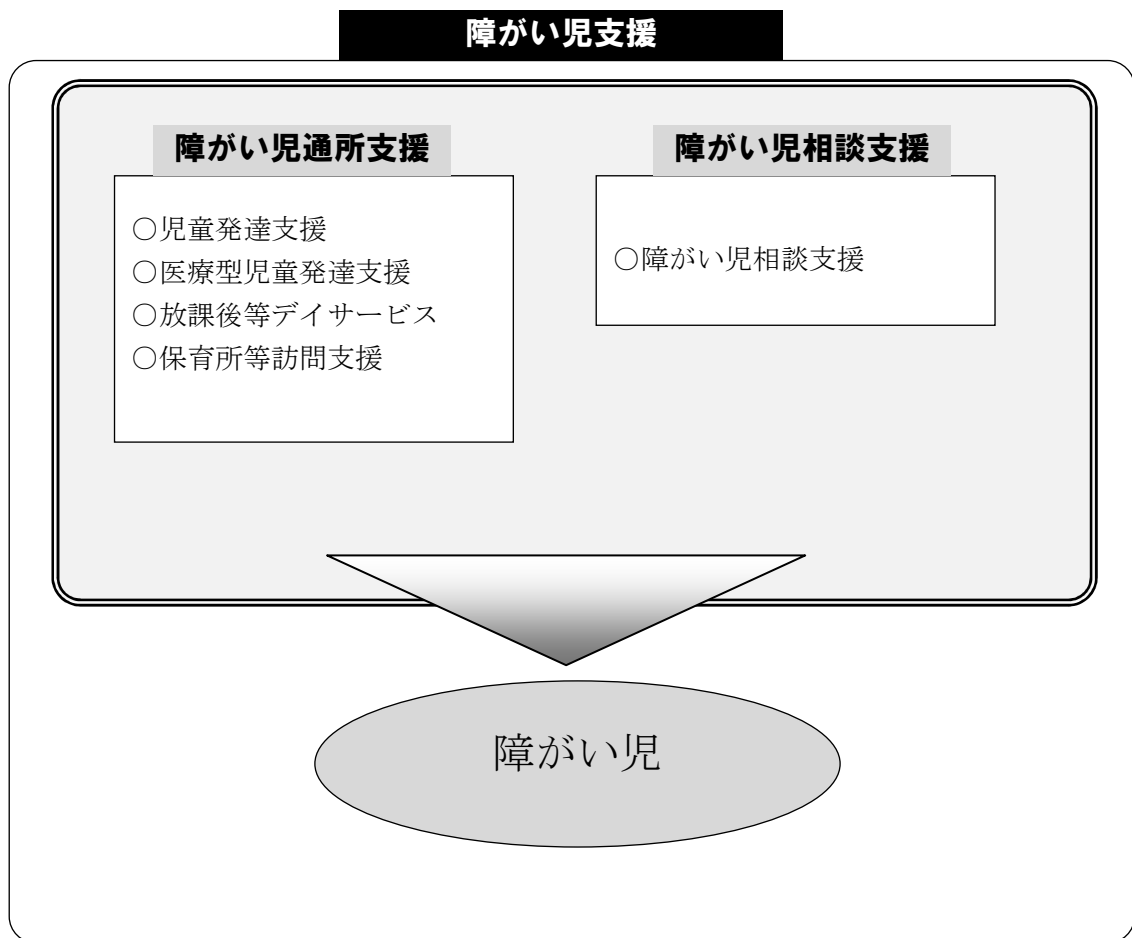
各サービスの対象者（障害者総合支援法関連サービス）

障害者総合支援法は、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を可能とするために、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行うことを目的としております。障がい福祉サービス及び支援事業の全体像は下図のような体系となっております。サービス及び支援の対象者は以下の通りとなります。



各サービスの対象者（児童福祉法関連サービス）

平成 24 年 4 月より、障がい児支援の強化を図るため、児童福祉法*に障がい児の通所支援の「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」等を位置づけ、実施されております。サービス及び支援事業の全体像は下図のような体系となっており、サービス及び支援の対象者は以下の通りとなります。



(1) 訪問系サービスの対象者

サービス名	利用対象者
居宅介護	障がい支援区分[※]が区分1以上（障がい児[※]の場合はこれに相当する心身の状態）である人。ただし、通院介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合は、下記のいずれにも該当する人。 （1）区分2以上に該当していること。 （2）障がい支援区分の調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。 ・「歩行」：「全面的な支援」 ・「移乗」「移動」：「見守り等の支援」、「部分的な支援」又は「全面的な支援」 ・「排尿」「排便」：「部分的な支援」又は「全面的な支援」
重度訪問介護	重度の肢体不自由[※]者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより著しい困難を有する人であって、常時介護を要する人。 具体的には、障がい支援区分が区分4以上で、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する人。 （ア）下記のいずれにも該当すること。 （1）二肢以上に麻痺等があること。 （2）障がい支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。 （イ）障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である人。
同行援護	視覚障がい[※]により、移動に著しい困難を有する人等。 具体的には障がい支援区分に関わりなく、「同行援護アセスメント調査票」において下記のいずれにも該当する人。 （1）「視力障がい」「視野障がい」「夜盲」いずれかが1点以上。 （2）「移動障がい」の点数が1点以上。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人等で、常時介護を要する人。 具体的には、障がい支援区分が3以上で、障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障がい児の場合はこれに相当する支援の度合）である人。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がいのある人等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人。 具体的には、障がい支援区分が6（障がい児の場合は区分6に相当する支援の度合）に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人で次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する人。 （ア）重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障がいのある人のうち、下記のいずれかに該当する人。 （1）人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がいのある人。 （2）最重度知的障がいのある人。 （イ）障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である人。

(2) 日中活動系サービスの対象者

サービス名	利用対象者
生活介護	入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の必要な援助を要する障がいのある人であって、常時介護を要する人。 具体的には、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人として次に掲げる人。 (1) 障がい支援区分が3（障がい者支援施設に入所する場合は区分4）以上である人。 (2) 年齢が50歳以上の場合は、障がい支援区分が2（障がい者支援施設に入所する場合は区分3）以上である人。 (3) 障がい者支援施設に入所する人であって障がい支援区分4（50歳以上の場合は障がい支援区分3）より低い人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、町が利用の組み合わせの必要性を認めた人。
自立訓練	<機能訓練> 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体に障がいのある人又は難病等対象の人。 具体的には、次に該当するような人。 (1) 入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーション※の継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人。 (2) 盲・ろう・養護学校※を卒業した人で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人。 <生活訓練> 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がいや精神障がいのある人。 具体的には、次に該当するような人。 (1) 入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人。 (2) 盲・ろう・養護学校を卒業した人や、継続した通院により症状が安定している人等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人。
宿泊型自立訓練	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がいや精神障がいのある人のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している人等で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練、その他の支援が必要な知的障がいや精神障がいのある人。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人。 具体的には、次に該当するような人。 (1) 就労を希望する人で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介、その他の支援が必要な65歳未満の人。 (2) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する人。

サービス名	利用対象者
就労継続支援A型 (雇用型)	企業等に就労することが困難な人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の人（利用開始時65歳未満の人）。 具体的には、次に該当するような人。 (1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人。 (2) 盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人。 (3) 企業等を離職した人等就労経験のある人で、現に雇用関係がない人。
就労継続支援B型 (非雇用型)	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人などで、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人。 具体的には、次に該当するような人。 (1) 就労経験がある人で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人。 (2) 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B型の利用が適当と判断された人。 (3) 上記に該当しない人で、50歳に達している人又は障害基礎年金※1級受給者。 (4) 上記に該当しない人で、一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しい又は就労移行支援事業所が少ない地域において、協議会等からの意見を徴すること等により、一般就労への移行等が困難と町が判断した人。（平成27年3月31日まで） (5) 障がい者支援施設に入所する人については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、町が利用の組み合わせの必要性を認めた人。
療養介護	機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話、その他の必要な医療を要する障がいのある人で常時介護を要する人。 具体的には、病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がいのある人として次に掲げる人。 (1) 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で、障がい支援区分が区分6の人。 (2) 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がいのある人で、障がい支援区分が区分5以上の人。
短期入所	居宅において介護を行う人の疾病、その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人。 具体的には、次に該当するような人。 (1) 障がい支援区分が区分1以上である障がいのある人。 (2) 障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児。

(3) 居住系サービスの対象者

サービス名	利用対象者
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人（身体の障がいにあつては、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る）。
施設入所支援	(1) 生活介護を受けている人で、障がい支援区分が4（50歳以上の人にあつては区分3）以上である人。 (2) 自立訓練又は就労移行支援を受けている人で、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人又は地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況、その他のやむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人。 (3) 生活介護を受けている人で障がい支援区分4（50歳以上の場合は障がい支援区分3）より低い人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の手続きを経た上で、町が利用の組み合わせを認めた人。 (4) 就労継続支援B型を受けている人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、町が利用の組み合わせの必要性を認めた人。

(4) 障がい児通所系サービスの対象者

サービス名	利用対象者
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児。具体的には、次に該当するような人。 (1) 町が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童。 (2) 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて指定児童発達支援事業所で、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児。
放課後等デイサービス	学校教育法第一条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児。
保育所等訪問支援	保育所、その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障がい児で、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児。

(5) 相談支援の対象者

サービス名	利用対象者
計画相談支援	障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障がいのある人
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する全ての障がいのある児童。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人。具体的には、次に該当するような人。 (1) 障がい者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障がいのある人。 (2) 精神科病院に入院している精神障がいのある人。 (3) 救護施設又は更生施設に入所している障がいのある人。 (4) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障がいのある人。 (5) 更生保護施設に入所している障がいのある人又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障がいのある人。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人。具体的には、次に該当するような人。 (1) 居宅において単身のため緊急時の支援が見込めない状況にある人。 (2) 居宅において家族と同居している障がいのある人でも、当該家族等が障がい、疾病等のため、障がいのある人に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある人。尚、障がい者支援施設等や精神科病院から退所・退院した人の他、家族との同居から一人暮らしに移行した人や地域生活が不安定な人等も含む。

7. 計画の推進体制

(1) 計画の達成状況の点検及び評価

本計画の内容は、福祉、保健、教育、都市整備、防災等広範囲にわたっており、目標を実現するには関係部署の連携により、効果的かつ計画的に取り組む必要があります。そこで、障がい福祉計画の推進にあたっては、福祉部を中心とした庁内の横断的な連携を図ってまいります。

また、本計画を着実に推進するために、「寒川町地域自立支援協議会*」において、分析、評価を行うとともに、庁内で実施している町総合計画後期基本計画実施事業進行管理を活用し、達成状況や施策の効果を検証してまいります。

(2) 計画の推進体制

①障がいのある人、町民等の意見の反映

- ・計画を推進していくためには、障がいのある人、その保護者、障がい者団体、町民等との協議・意見交換を行うとともに、町民の意見や提言を各施策に取り入れられるよう努め、計画の策定・見直しに反映させていきます。

②町民への情報提供の充実

- ・国や県からの情報収集、近隣市町村との情報交換を密に行い、障がいのある人や保護者等に向けた障がい福祉施策の情報提供の充実を図ります。
- ・本計画の進捗状況報告及び協議会の運営状況については、ホームページ等で公表していきます。

③各施策の実行に向けた財源の確保

- ・本計画で位置づけられた各施策を着実に推進していくためには、必要な財源の確保に努めていきます。

④関係機関との連携

- ・各施策を展開していくためには、地域社会を構成する町民、サービス提供事業者、企業、ボランティア等などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、本計画に位置づけられた各施策の実行に向けて取り組んでいきます。

第2章 障がい者等の現状

第2章 障がい者等の現状

1. 寒川町の現状

(1) 人口の推移

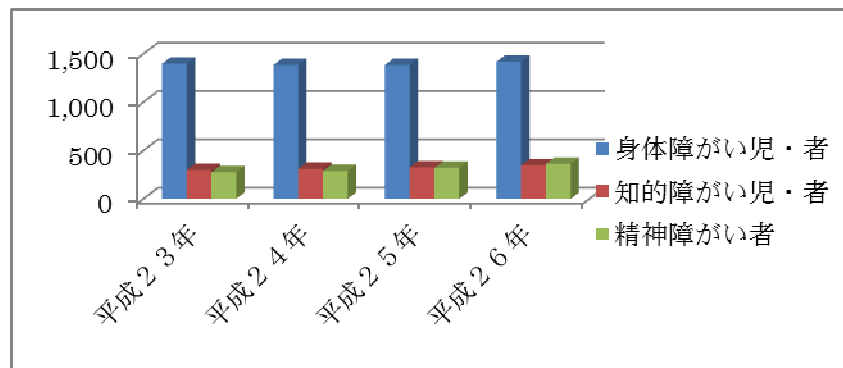
町の人口は、平成26年4月1日現在で47,385人となり、平成21年から若干の減少傾向となっております。障害者自立支援法が施行された平成18年と、施行後8年経過した平成26年とを比較すると103人の増加となっております。

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	47,712	47,697	47,479	47,446	47,367	47,385

※各年の総人口は4月1日現在

(2) 障がい者数の推移

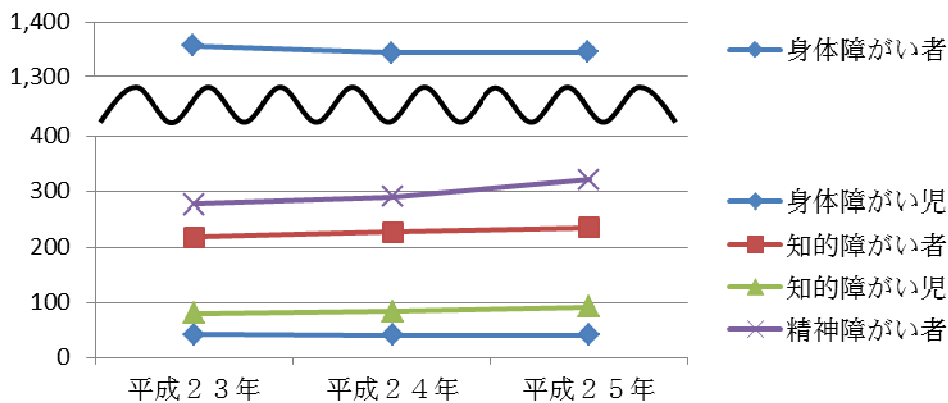
平成26年4月1日現在、町の身体障害者手帳※・療育手帳※・精神障害者保健福祉手帳※の所持者数は2,126人、その推移は、下図のとおりで、総人口に占める割合は4.48%となっております。人口の推移と比較すると年々伸び率が上昇している傾向があり、特に精神に障がいのある人の伸びは顕著です。



	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
<u>身体障がい者</u> ※	1,356	1,344	1,345	1,379
身体障がい児	41	40	40	39
<u>知的障がい者</u> ※	218	228	236	239
知的障がい児	80	83	91	108
<u>精神障がい者</u> ※	276	289	321	361
合 計	1,971	1,984	2,033	2,126
対人口比率	4.15%	4.18%	4.29%	4.48%

(資料：寒川町福祉課調べ 各年4月1日現在)

- 精神障がい者数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数。
- 身体障がい児者数については、身体障害者手帳所持者の総合等級（身体に2つ以上の障がい重複する場合、重複する障がいに係る各障がい等級の指数を合算し得られた等級）にて計上。



◆等級・障がい別人数集計

（平成26年4月1日現在）

障がい別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障がい	42	24	14	8	18	3	109
聴覚障がい※	9	36	17	29	2	46	139
平衡機能障がい	0	0	0	0	1	0	1
音声機能障がい	4	1	5	1	0	0	11
言語機能障がい	13	7	2	4	0	0	26
肢体不自由	186	165	145	212	58	29	795
心臓機能障がい	169	2	15	13	0	0	199
腎臓機能障がい	119	0	3	0	0	0	122
呼吸器機能障がい	8	2	15	2	0	0	27
膀胱直腸障がい	4	2	6	58	0	0	70
咀嚼機能障がい	1	0	0	1	0	0	2
小腸機能障がい	0	0	0	0	0	0	0
肝臓機能障がい	3	0	0	0	0	0	3
その他内部障がい※	0	4	1	2	0	0	7
計	558	243	223	330	79	78	1,511
重複者	60	23	6	2	2	0	93
実数	498	220	217	328	77	78	1,418

※障がい重複している人がいるため、本来存在しない等級にカウントされている場合があります。（他の障がいで等級がついている場合など）

知的障がい者（療育手帳所持者）数は、平成26年4月1日現在で347人となっていて、平成23年と比べ、約16%の増加となっています。

◆知的障がい者数（療育手帳所持者数）

（単位：人）

重度	中度	軽度	合計
139	86	122	347

（平成26年4月1日現在）

精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数は、平成26年4月1日現在で361人となっていて、平成23年度と比べ、約30%の増加となっています。

◆精神障害者保健福祉手帳等級別件数

（単位：人）

1級	2級	3級	合計
57	212	92	361

（平成26年4月1日現在）

◆保険別自立支援医療※(精神通院)件数

（単位：人）

被保険者	被扶養者	国民健康保険	生活保護	その他	合計
79	159	254	103	18	613

（平成26年4月1日現在）

(3) 障がい福祉サービス別支給決定の状況

平成26年10月1日現在の町の事業種別ごとの支給決定人数、支給決定量は、下表のとおりとなっています。

(平成26年10月1日現在)

	サービス名称		支給決定		
			人数	支給量	単位
自立支援 給付 サービス	居宅介 護	身体介護	36	686	時間
		通院等介助（身体あり）	5	70	時間
		家事援助	46	724	時間
		通院等介助（身体なし）	1	7	時間
		通院等乗降介助	4	82	回
	重度訪問介護		0	0	時間
	同行援護		15	494	時間
	行動援護		0	0	時間
	重度障害者等包括支援		0	0	日
	生活介護		98	2088	日
	自立訓練（機能訓練）		2	34	日
	自立訓練（生活訓練）		0	0	日
	就労移行支援		10	230	日
	就労継続支援A型		3	69	日
	就労継続支援B型		78	1710	日
	療養介護		7		日
	短期入所		62	517	日
	共同生活援助		37		日
	施設入所支援		45		日
	計画相談支援		141		
障がい児 通所支援	児童発達支援		18	279	日
	放課後等デイサービス		8	75	日
	保育所等訪問支援		0	0	日
	障害児相談支援		7		

2. 前障がい者計画（やさしさプラン）の検証

前計画の評価にあたっては、前計画に盛り込まれている具体的施策の実施状況についての評価をしました。評価手法としましては、具体的施策に該当する事業を実施しているかという視点により、「実施している＝○」、「実施途中や休止等＝△」、「実施していない＝×」で評価をしています。なお、実施状況につきましては関係機関が実施していることも状況として載せています。

（１）啓発・広報

町では、広報活動等としまして、広報掲載・ホームページ掲載、関係機関に制度案内の配布等を実施しています。

具体的施策	事業・取組 / 実施状況	評価
① 広報、啓発活動の推進	広報誌やホームページ、ポスター等を通じて、障がい及び障がいのある人や障がい福祉に対する町民の理解を深めます。 - 障がいの理解を深めるためのポスターやリーフレットを作成、公共施設や町内事業所へ配布。産業まつりや展示即売会において啓発を行う。 - 障害者週間*に各福祉団体の活動等を町広報で周知。 - ホームページの随時更新。	○
	町役場や福祉関係機関等に設置するパンフレット等の内容の一層の充実に取り組みます。 - 障がい者マークや施設等の料金割引一覧を寒川町障がい福祉ガイドブックに掲載するなど情報提供に努める。 - ガイドブックの年次更新と平成 25 年度よりホームページにて公開。	○
② 障がい及び障がいのある人に対する理解の促進	障がいのある人が作った手作り品等を庁舎内で展示することにより、町民とのふれあいの場を提供し、障がい者理解の促進を図ります。 - 平成 24 年度の障害者週間より、町役場本庁舎等で寒川町事業所連絡会主催による町内事業所の作品等の展示即売会を実施。 - 自閉症児者の作品展を町役場 1 階で毎年 1 月下旬に開催。	○
	障がい及び障がいのある人に対し関心と理解を深めるため、「障害者週間」を中心に障がい者団体等と連携し、作品展示会の実施、広報紙の活用やリーフレットの配布等をし、障がいに対する理解を深める啓発活動を推進していきます。 - 障害者週間に展示即売会を実施。 - 平成 25 年度に自立支援協議会において、障がいの理解を深めるためのリーフレットを作成、展示即売会や町産業まつりに啓発活動に活用。 - 町広報に障害者週間について掲載、障がいに対する理解を周知した。	○

③ ボランティア活動の支援	町社会福祉協議会が行っているボランティア活動の状況等について情報収集に努め、広報紙や障がい福祉ガイドブック、ホームページを通じて、ボランティア活動の紹介、募集、講座の案内等をし、障がいのある人をはじめ広く町民に対してボランティア活動の内容や実態に関する情報提供を行っています。 ・社会福祉協議会の実施するサポートさむかわを障がい福祉ガイドブックに掲載。 ・「寒川町住民ボランティア団体等登録制度要綱」に基づき、ボランティア団体の登録とホームページで登録団体の紹介を行っている。	○
④ 地域交流行事等への参加支援	「スポーツ教室」「パソコン教室」等に、障がいのある人が積極的に参加していけるよう支援します。 ・「スポーツ教室」への参加は積極的に声かけを行い、問い合わせ等があった場合や手帳説明会でも紹介。 ・障害者団体の主催する「パソコン教室」は、町広報で周知。	○
⑤ 権利擁護*の推進	障がいのある人の権利擁護等の援助を行う県の「かながわ成年後見推進センター」の存在や、町社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業の内容についての周知に努め、関係機関との連携を強化していきます。 ・日常生活自立支援事業については、相談があった場合や金銭管理の必要性がある状況の時に紹介、町社会福祉協議会と連携を図っている。 ・<u>かながわ成年後見推進センター*</u>については、障がい福祉ガイドブックに掲載し、情報提供。 ・町内在住者を対象に<u>成年後見制度*</u>に関する様々な相談に行政書士が応える相談を実施。	○

(2) 生活支援

障がい福祉サービスの支給決定や各事業の実施を通じて、障がいのある人の生活を支援しています。

具体的施策	事業・取組 / 実施状況	評価
① 相談支援事業 の充実	障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、委託相談支援事業者と連携しながら困難ケース等については関係機関との会議（検討及び協議）を開催し、問題解決に向けて調整を行います。また、地域の団体（民生委員児童委員、自治会等）の協力を得ながら、判断能力が十分でない障がいのある人に対する見守り体制づくりを行います。	○
	・ 困難ケースに限らず必要に応じて関係機関と会議を行っている。また、民生委員に障がいのある方の家に定期的に訪問をしてもらう等見守りをしている。 ・ 平成24年度に町内の信用金庫と地域の見守りに関する協定を締結し、見守り体制づくりを行っている。	○
	相談支援を適切に実施するために、担う人材の育成や相談支援に関する周知を図ることで相談支援事業を充実させ、障がいのある人のニーズに応じたサービスが提供できるよう努めます。	○
	・ 窓口での相談に対し、ニーズや必要に応じて相談支援事業所の紹介。 ・ 相談支援専門員の研修の周知を図る。	○
	民生（児童）委員や身体障がい者相談員、知的障がい者相談員及び委託相談支援事業者の存在や相談・支援活動内容について広く周知し、障がいのある人やその家族が利用しやすいような環境づくりを行います。	○
	・ 障がい福祉ガイドブック、ホームページを通じて周知を図っている。 ・ 平成25年度には障がいのある人が気軽に立ち寄れる「ほっとすぺーす」を町内の事業所9カ所に開設。 ・ 平成26年度より、自立支援協議会で作成した「さむかわしょうがいふくしまっぷ」を通じて、事業所等必要な情報を提供している。	○
	介護保険制度と障がい福祉サービス等をはじめとする障がい者施策との調整を図りながら、サービス利用者に適切なサービスを提供できるよう関係各課と連携を図ります。	○
	・ 介護保険主管課課と連携し、介護保険で対応できない場合は障がい福祉施策で対応する等の調整を行っている。	○

② 専門的な相談体制の充実	・専門性が求められる多様な相談内容に応じられるよう、児童相談所、茅ヶ崎保健福祉事務所、総合療育相談センター等の各機関と連携を図り、相談体制を充実します。	○
	・ケース会議等を通じて関係各課との連携強化を図り、的確な相談と援助、サービスへのつなぎ機能の充実を図ります。 ・ケースに応じて関係機関とは連携を図り、対応をしている。	
	地域自立支援協議会の機能を強化し、地域の関係機関によるネットワークの構築や地域の実態や課題等の情報を共有し、社会資源の開発・改善など、障がいのある人のニーズの実現に必要なことについて協議・検討していきます。	○
	・障がいのある人が気軽に立ち寄れる「ほっとすぺーす」を自立支援協議会で検討し、平成25年度に9カ所開設。	
③ 障がい福祉サービスの充実	訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護等）については、障がいのある人の居宅生活を支えるサービスとなるため、サービス量の確保とともに障がいに応じた適切なサービスが提供できるよう、関係機関に各種研修会への参加を働きかけます。	△
	・実施計画にあたる「第3期障がい福祉計画」にサービスの見込量を位置づけ、確保に努めている。	
	短期入所及び居宅介護においては、今後サービスの利用が増加することを踏まえ、関係機関と連携し、利用促進を図ります。	○
	・相談に応じて、必要なサービスの支給決定を行う。	
④ 地域生活支援事業の充実	日中活動系サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）等）については、地域における障がいのある人の日中活動の場となるため、サービス提供事業所と連携し、適切なサービス量が確保できるよう努めます。	○
	・関係機関と連携を図りながら、対応をしている。 ・平成25年1月より社会福祉法人へ働きかけ、町総合体育館内に就労継続支援B型事業所「ほっとカフェつくし」をオープン。	
	居住系サービス（共同生活援助、共同生活介護等）においては、障がいのある人が安心して地域生活が送れるよう、町内にグループホームやケアホームを新規設置する事業者に対し、備品購入費の一部助成及び設置にあたっての相談、調整等の支援を行います。また、障がいのある人がグループホームやケアホームに入居した場合、家賃の一部を引き続き助成します。	△
	・グループホーム等の新規設置に対する備品購入費の一部助成等の支援については、問合せ等があった場合に予算措置の検討を行う。 ・家賃助成については、平成23年10月1日より国の制度が開始されたため、町では国の制度へ移行。	

	必須事業（相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具等給付事業、移動支援事業等）については、利用者のニーズを踏まえながら各事業におけるサービス量を確保するとともに、サービスの利用促進を図るため、サービス内容のわかりやすい情報提供に努めます。	○
	・コミュニケーション事業について、サービス提供の人材育成の講習会を実施。登録通訳者への研修も行い、サービス提供の質の向上に努める。 ・その他日常生活用具等給付事業や移動支援事業は、状況を勘案しながら、サービスの提供等を行っている。	
	その他事業（更生訓練費給付事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業等）については、利用者のニーズに応じた円滑な事業推進を図るため、事業者の確保等サービス提供体制の促進に努めるとともに、障がい者団体等と連携し、地域の実情に即した事業を推進します。	○
	・日中一時支援事業では、日中の活動の場を確保し、介護者の就労、休息を図っている。H23 年度に 4 事業所、H24 年度に 2 事業所を新規登録。 ・社会参加促進事業では、障害者卓球教室を年間 2 回開催するほか、県障害者スポーツ大会の各競技会の周知、取りまとめ、送迎等を行っている。	
⑤ スポーツ・レクリエーション・文化活動等の充実	スポーツ・レクリエーション・文化活動に関する情報提供の充実を図り、障がいのある人の参加を促進します。また、障がいのある人が利用しやすい環境を整備する観点から、手話通訳者・要約筆記者の派遣の充実を図ります。	△
	・県障害者スポーツ大会及びスポーツ観戦の参加者取りまとめ。借上バスでの送迎。 ・手話通訳者、要約筆記者については、個人の派遣依頼の他、町主催の事業にも派遣、情報保障を図る。	
	町が行う各種行事やイベントにおいて、障がい者団体が参加できるよう、環境整備に努めます。また、障がいのある人も参加できるスポーツ教室等を開催します。	○
	・産業まつりの申請窓口として福祉課が役割を担っている。 ・卓球教室を継続的に開催。	

(3) 生活環境

障がいのある人が安心して生活ができるようにバリアフリー※化に取り組んでいます。

具体的施策	事業・取組 / 実施状況	評価
① 建物等のバリアフリー化の推進	すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの視点で整備を促進するとともに、障がいのある人にやさしい住まいの整備を推進します。 ・重度障害者住宅設備改良費助成事業費の助成を行っている。	○
	障がいのある人が安心して住み続けることができるよう、住宅設備改修費助成事業の継続、あんしん賃貸支援事業や住宅に関する各種制度の周知、入居手続き支援等を行う居住サポート事業を実施し、障がいのある人が住みやすい環境づくりを推進します。 ・住宅設備改修費助成事業を継続。 ・あんしん賃貸支援事業については住居を探すことが困難な障がい者に対して、神奈川県指定の町内の不動産屋を紹介。	○
② 移動・公共交通機関等のバリアフリー化の推進	障がいのある人が公共交通機関を円滑に利用できるようにするため、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に沿った整備が行われるよう、条例の趣旨の普及に努めます。 ・バリアフリーに関する情報を関係各課へ提供、周知に努めている。	○
	公共施設において、今後新たに設置する施設に対しては、車いす使用者等が利用しやすいみんなのトイレの整備を推進します。また、障がいのある人のおむつ交換のための簡易ベットの設置を推進します。 ・町内に対象施設がない。	×
	自動車が重要な移動手段となっている障がいのある人に対し、自動車改造費や運転免許取得費の一部助成を引き続き実施します。 ・平成25年度には自動車改造費に対する費用の助成を2件実施	○
③ 災害時の障がい者支援体制の整備	災害時の障がいのある人の安全を確保するため、「寒川町地域防災計画」に基づき、防災対策を推進します。 ・災害時における避難施設としての施設使用等に関する協定を締結。 ・障がい者の防災訓練への参加を進める。町の防災対策に関して、障害者団体に町職員による出前講座を実施。	○
	災害時に支援が必要な要援護者の把握に努めるとともに、個人情報の保護に配慮しながら地域住民により災害発生時に障がいのある人等に対し、迅速な情報提供や適切な避難・救助を含めた支援体制の確立を目指します。 ・要援護者の把握に努めている。平成25年度より、要援護者の支援が必要な程度についてのランク付けを実施。	△

	一人暮らしで自力移動が困難な人に対し、緊急通報システムを貸与することで急病や災害時の緊急連絡体制の整備を推進します。 ・寒川町ひとり暮らし在宅重度障害者緊急通報システム事業を継続実施。	○
④ 緊急時・災害時の情報提供の充実	各関係機関と連携しながら、聴覚障がいのある人を対象に消防本部のファックス119番の実施や神奈川県警のファックス110番・メール110番の周知を図ります ・町消防のファックス119番の他に、緊急情報等の配信をメール、ファックスにて行っている。その他、神奈川県警のファックス・メールによる110番の周知も図っている。	○
⑤ <u>SOS ネットワーク</u> *事業の充実	障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、SOS ネットワーク事業をホームページや広報、制度案内冊子への掲載やパンフレットの配布を行っていき、事業の充実を図ります。 ・事業の周知については継続して実施。同時に連絡網の充実も図っている。	○

(4) 教育・保健・育成

障がいのある子どもたちが、関係機関との連携のもと早期療育^{※1}につなげ、地域の中ですこやかに育っていけるように努めています。

具体的施策	事業・取組 / 実施状況	評価
① 障害児保育の充実	一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な療育の場の確保に向け、障がいのある子どもの各段階での適切な指導・相談や情報提供に努めるとともに、関係機関と連携を図り、一貫した指導等が受けられるよう努めていきます。 ・子育ての相談については、月曜・水曜・金曜の9時～16時受けている。 ・療育相談については随時子ども青少年課(ひまわり教室)にて受けている。	○
② 児童デイサービスの充実	障がいのある児童の自立と社会参加を目指し、基本的生活習慣の習得や環境への適応性を養う等、必要な訓練や支援を行います。 ・児童発達支援事業所のひまわり教室にて、月曜～金曜の9時30分～14時30分まで支援を行っている。 ・平成26年度より、就学時を対象とした放課後等デイサービスを提供する事業所が町内に新規開設。	○
③ 療育相談体制の充実	一人ひとりの障がいの特性等に応じた最も最適な療育・保育・教育の場の確保に向け、障がいのある子の成長の各段階で適切な指導・相談や情報提供に努めるとともに、関係機関との連携を深めます ・ことばの教室や教育研究室で、教育相談(随時)、就学相談(就学前)を実施。	○
	夏休み等の長期休暇時に、障がいのある子に日中活動の場を提供する日中一時支援の事業所の確保に努め、事業の充実を図ります。 ・日中一時支援事業所の新規登録をH23年度に4事業所、H24年度に2事業所、H25年度に1事業所を新規登録。	○
④ 発達障がいに対する支援	専門的な機関と連携を図りながら、自閉症や学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(AD/HD)等、障がいの早期発見に努めるとともに、適切な助言や指導が行えるよう努めていきます。 ・ケースに応じてかながわAとの連携を図る。	○
⑤ 障がいのある児童・生徒の教育支援の充実	一人ひとり障がいの状況に応じた指導方法や学習形態の工夫改善に努めるとともに、特別支援学校と連携し、卒業予定者に対し各種制度の情報提供を行う等進路指導の充実を図ります。 ・町内在住の茅ヶ崎養護学校の生徒に対し、進路説明会において町福祉課職員が障がい福祉サービスの説明を実施。	○

⑥ 交流教育の推進	町内の小、中学校において、障がいのある児童・生徒の社会性を養うとともに、障がいのない生徒に、障がいへの理解を深める交流教育を推進します。 (学校教育課) ・ 特別支援学級と通常学級のある学校は交流級（音楽や美術等本人の得意な教科）や給食で交流。小学校で総合的な学習において車いす体験、アイマスク体験等を実施。	○
------------------	--	----------



(5) 保健・医療

障がいの原因となりうる疾患等の予防や精神疾患の通院治療や重度障がい者に対し、医療費の一部負担金の助成を行っています。

具体的施策	事業・取組 / 実施状況	評価
① 母子保健の充実	障がいの早期発見、早期療育を図るため、4か月児、お誕生前、1歳6か月児、3歳6か月児健康診査を実施し、支援を必要とする親や児童に対しては、必要に応じて健康相談や訪問指導をする等保護者の育児不安の解消を図ります。（健康・スポーツ課）	○
	・施策のとおり実施。発達の状況で気になる子がいる場合などは、「遊びの広場」を実施している。	
	保健師等による「育児相談」や心理判定員による「子どもの心の相談」を実施し、発達に特別な支援を必要とする幼児に対しては、適切な医療や療育につなげられるよう関係機関との連携を強化します。（健康・スポーツ課）	○
	・「育児相談」は、H25年度から相談回数を2回増やし年12回実施。 ・「子どもの心の相談」もH25年度から相談回数を大幅に増やし、年12回実施。その他、窓口や電話でも随時相談に応じている。	
② 健康づくりの充実	健康診査及びがん検診を実施し、障がいの原因となる生活習慣病の予防・早期発見・早期治療に努めます。（健康・スポーツ課）	○
	・食事指導を実施。成人の検診機会の提供。健康相談にもものっている。	
	在宅重度障がい者が家庭で安心して療養生活を送るようになるための支援策として、茅ヶ崎保健福祉事務所や医療機関、県等の関係機関と連携を取りながら相談支援体制の確立を図り、よりよい支援策のあり方について検討していきます。	○
	・ケースに応じて関係機関と連携を図りながら、ケース会議を通じて情報の共有をしたり、支援方法等を検討。	
③ 医療費の給付・助成	自立支援医療費制度や重度障害者等医療費助成制度等の各種医療費助成制度の周知を徹底し、その利用の促進を図ります。	○
	・手帳説明会や障がい福祉ガイドブック、ホームページで周知。対象となる障がい者の方には申請を促している。	
④ 精神保健福祉施策の推進	精神障がいのある人の社会復帰に向け、生活指導、社会復帰援助等について、茅ヶ崎保健福祉事務所や関係機関等の協力を得ながら、精神保健福祉士等による訪問・相談の充実を図ります。	○
	・必要に応じて茅ヶ崎保健福祉事務所の協力を得ながら嘱託医に訪問をしてもらい、状態の確認をしてもらっている。	

(6) 雇用・就労

自立のための経済基盤である就労につきましては、産業振興課と協力しながら雇用創出に努めています。また、図書館での体験実習、ハローワークの求人票を福祉課窓口で情報提供、関係機関との連携のもと就労支援に取り組んでいます。

具体的施策	事業・取組 / 実施状況	評価
① 就労相談窓口の充実	就労意欲をもつ障がいのある人が、その能力に応じた職場に就労できるよう、公共職業安定所や湘南障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、就労に関する相談体制の充実を図ります。 ・定期的に障がい者専用の求人票を公共職業安定所より送ってもらい、窓口で閲覧できるようにしている。 ・病状や能力、状況等に応じて、就労援助センターと連携を図りながら、就労の相談に乗っている。その他就労系の事業所との連携を図っている。	○
② 雇用啓発事業の充実	障がいのある人の雇用を促進するため、民間企業や事業主に対して障がい者雇用に関する啓発活動を推進します。 ・産業振興課と企業訪問を実施し、障がい者の法定雇用率の改正などの情報提供や障がい者雇用に関する現状について話を聞いた。	○
③ 官公需における受注機会の拡大	平成20年3月の地方自治法施行令の一部改正に伴い、地方公共団体の発注する官公需の対象が、物品購入に加え役務の提供も含まれたため、寒川町障害者事業所連絡会に対して、官公需における対応可能な物品や役務の提供について受注機会の拡大に努めます。 ・福祉課を窓口として、庁内各課に障がい者施設への業務委託への配慮をお願いしている。障害者優先調達推進法に基づき、町は調達方針を策定し取り組んでいる。	○
④ 福祉的就労の充実	一般就労が困難な障がいのある人に対し、就労移行支援や就労継続支援等福祉的就労の場の確保に努めます。 ・障がい者の状況や障がい特性に応じて、就労移行支援や就労継続支援の事業所の見学や紹介を事業所と連携を図って実施している。	○
⑤ 障がいのある人への情報提供の推進	湘南障害者就業・生活支援センター及び公共職業安定所と連携しながら、障がいのある人に対し、雇用に関する情報を提供し、職域の開拓を行います。 ・公共職業安定所より障がい者の求人情報を送ってもらい、窓口にて公開。	△
⑥ 職場体験事業の充実	障がいのある人に対し就業・訓練機会の場を提供するため、町役場にて職場体験事業を実施します。 ・寒川総合図書館にて図書館の職場体験を継続して実施。	○

(7) 情報・コミュニケーション

災害時の情報提供につきまして、聴覚、音声・言語機能に障がいのある人には災害時の緊急情報をFAXやメールでお知らせする事業を実施しています。その他、気象情報や地震情報は携帯端末対応ホームページで掲載しています。

また、関係機関との連携、広報等による周知をしています。

具体的施策	事業・取組 / 実施状況	評価
① 情報提供システムの推進	障がいのある人やその家族が、いつでも簡単に情報を得ることができるよう、障がいの状況に配慮した多様な情報提供の方法について検討し推進します。 ・視覚障がい者には点字での通知や希望に応じてメールでやりとりをする。	○
② コミュニケーション手段の確保	視覚障がいのある人の情報バリアフリー化を図るため、SPコードの活用を促進します。 ・障がい者やさしさプラン(第2次寒川町障がい者計画)には目の不自由な人などが使用する音声コード(SPコード)の付与。	△
	聴覚障がいのある人のコミュニケーションを確保するため、手話講習会事業や登録手話通訳者等との連絡会を開催し、人材の資質向上を図ります。 ・手話講習会は、5年間(5段階)の計画に沿って年間2コース、町聴覚障害者協会への委託により実施。 ・手話通訳者等との年1回ずつ連絡会・研修会を実施。通訳等のコーディネートを通じて通訳者等との連絡を密にし、資質向上を図っている。	○
	障がいに応じたコミュニケーション機器が給付できるよう、日常生活用具の給付を行います。 ・継続して情報・通信支援用具等の給付を行っている。	○
③ 福祉マップの作成・配布	障がいのある人が地域で安心して外出し、施設を有効に利用でき、災害時には、避難マップとしても利用できるよう、公共施設等のバリアフリー化や環境整備状況を掲載した福祉マップを作成し、窓口等で配布します。 ・自立支援協議会において、「さむかわまちしょうがいふくしまっぷ」を作成、福祉課の窓口や公共施設、町内の事業所にて配布。また、町ホームページによりダウンロードを可能となっている。	○

2. 検証結果

前計画の具体的施策については、全7分野を通じて、概ね計画的に実施できているものの、障がいのある人が地域で自立して暮らすことができるよう効果的かつ効率的なサービス提供に取り組む必要があります。

そのためには、行政が単独で取り組んでいくだけでは十分ではありません。関係機関との連携や町民との協働が不可欠となります。

今後、具体的な取り組みについて、「寒川町地域自立支援協議会」で検討を行い、ワーキンググループなどにより取り組んでいくこととします。

第3章 基本理念

第3章 基本理念

1. 基本理念

障がいのある人もない人も、

地域の中で安心して暮らせる社会を目指して

2. 基本方針・目標

障がいのある人が、社会の一員として人権を尊重され、自らの選択と決定のもとに社会活動に参加、参画し、誰もが住みやすい環境や地域社会を構築するため、行政をはじめ企業、団体、地域住民等がその価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して、主体的に取り組むことを基本方針として、次の5項目の施策を基本目標とします。

基本目標1 お互いを尊重し理解しあえるまちづくり

障がいのある人が身近な地域で生活していくためには、誰もがともに生活できる地域づくりが必要です。そのためには、広報・啓発をはじめ、障がいに対する正しい理解や認識が深まるよう、交流やふれあいの機会などを活用することにより、心のバリアフリーを推進します。

基本目標2 地域におけるサービスの充実

障がいのある人が自己選択・自己決定により、ライフステージに応じた必要なサービスが利用できるよう、また地域での生活が継続できるよう、一人ひとりのニーズや障がいの状態に応じた福祉サービスの提供や相談支援体制の充実を図ります。

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

障がいのある人の自立と社会参加を促進するために、安心・安全な生活が送れるよう、ユニバーサルデザイン*に配慮した生活環境の整備と防災・防犯体制の充実に努めます。

基本目標4 助け合い・支えあいのあるまちづくり

障がいのある人もない人も地域で生活を送るためには、町民・団体・関係機関等との連携や協働が必要不可欠なため、相談支援体制のネットワークの構築に努め、障がいのある人が地域生活で孤立することなく自立した生活を送ることができるような支援体制の整備を目指します。

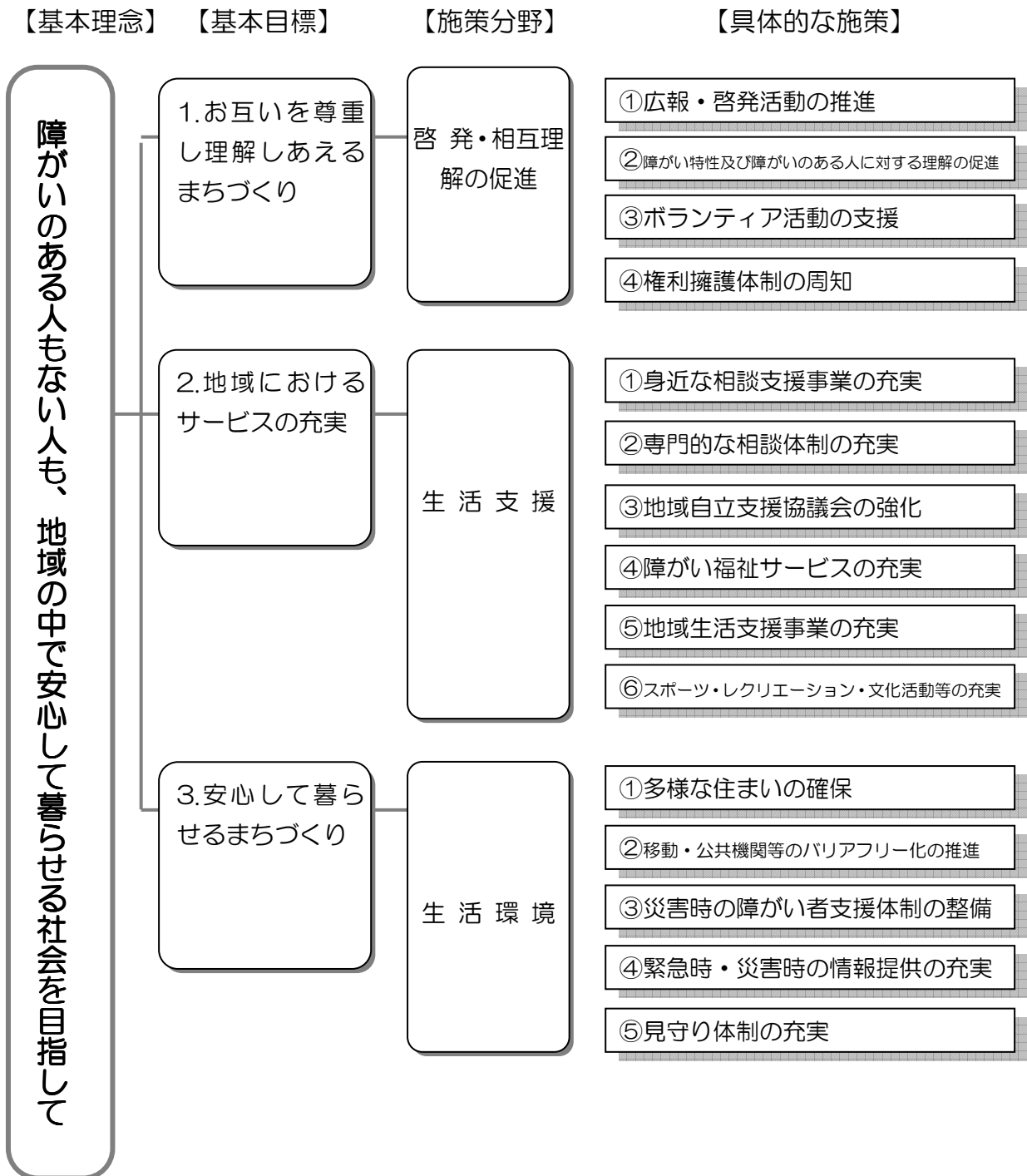
基本目標5 障がいのある人の自立支援の促進

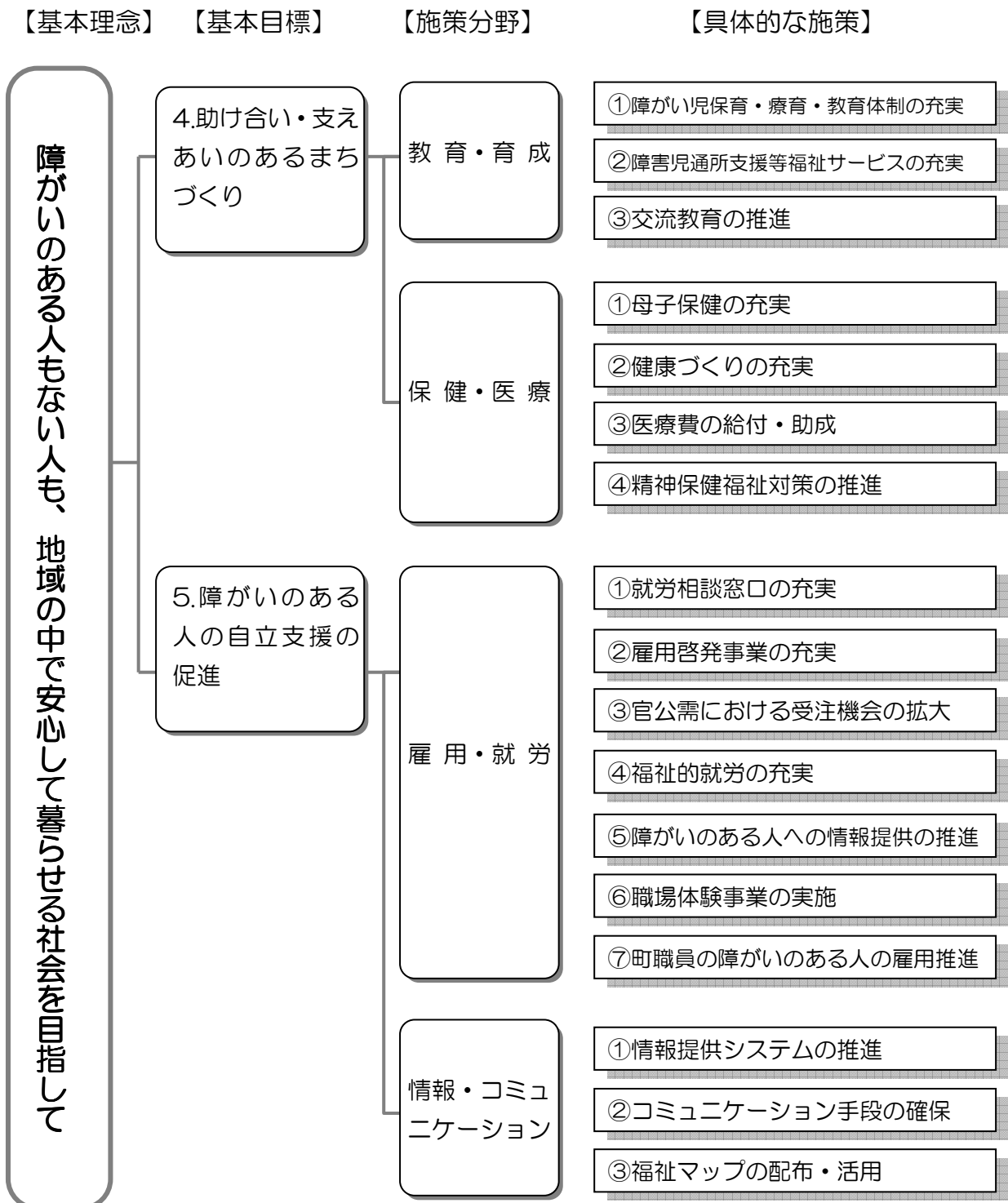
障がいのある人が地域で主体的に自立した生活が営むことができるよう、関係機関と連携して雇用や就労の促進を図るなど、障がいのある人の自立支援を推進します。

第4章 障がい者計画

第4章 障がい者計画

1. 施策の体系





2. 施策の展開

(1) 啓発・相互理解の促進

◆現状と課題◆

障がいのある人が安心して地域生活を送るためには、必要な情報が速やかに得られることとともに、町民一人ひとりがお互いの人格と個性を尊重して支え合えるような地域社会が必要です。障がい特性に配慮した細やかな情報を提供はもちろん、障がいの有無にかかわらず、十分な情報を得られる環境づくりが障がいに対する理解と認識を深めるために求められています。

◆施策の方向◆

広報紙やホームページ、情報メディア等多様な手段を活用し、情報を発信することで、より多くの町民に対し、障がいに関する理解の促進と人権尊重意識の向上を図ります。

さらに、関係機関と連携し、障がいのある人が様々な事業等を通じて障がいのない人との交流を促進することができる体制づくり及び啓発活動を推進します。

◆具体的な施策◆

①広報・啓発活動の推進

- ・広報紙やホームページ、ポスター、寒川町地域自立支援協議会で作成したリーフレット等を通じて、情報提供に努め、障がい特性及び障がいのある人や障がい福祉に対する町民の理解を深めます。
- ・町民からの要請に応じ、障がいをテーマとした出前講座※を実施します。

②障がい特性及び障がいのある人に対する理解の促進

- ・障がい者団体と協力し、障がいのある人が作った手作り品等を庁舎内で展示することにより、町民とのふれあいの場を提供し、障がい者理解の促進を図ります。また、「障害者週間」を中心に障がい者団体等と連携し、作品展示会や販売会を実施しています。これらを引き続き推進していきます。
- ・障がい特性及び障がいのある人に対し関心と理解を深めるため、広報紙の活用やリーフレットの配布等をし、障がいに対する理解を深める啓発活動を行っています。

③ボランティア活動の支援

- ・町社会福祉協議会が行っているボランティア活動の状況等について情報収集に努め、広報紙や障がい福祉ガイドブック、ホームページを通じて、ボランティア活動の紹介、募集、講座の案内等をし、障がいのある人をはじめ、広く町民に対してボランティア活動の内容や実態に関する情報提供を行っています。

④権利擁護体制の周知

- ・施設入所者や入院している人、各種契約行為等を行うことが困難な人に対し、成年後見制度を利用できるよう関係機関と連携するとともに、後見人等の報酬や申し立て費を助成する成年後見制度利用支援事業^{※3}を推進していきます。
- ・成年後見制度については制度や手続きが煩雑で、わかりにくいとの意見が多いことから、身近な場所での相談として、引き続き、相談員（行政書士）による成年後見相談を実施していきます。
- ・平成24年10月の障害者虐待防止法の施行に伴い、障がいのある人への虐待を発見した場合には、通報・届出をすることが義務付けられ、福祉課に虐待防止センターを設置しています。同センターが通報届出窓口となって、適切な対応を図っていますが、同計画の策定に関するアンケート結果より、同法の趣旨・目的の認知が十分になされていない状況にあるようです。同法の適切な運用のため、周知の推進を図ります。
また、緊急時な一時保護が必要な場合に備えて、居室の確保にも努めていきます。
- ・平成28年4月の障害者差別解消法の円滑な施行に向けて、同法に規定される基本方針に基づき、法の趣旨・目的等に関する広報啓発活動等に取り組みます。
また、同法の施行後において、規定される基本方針に基づいて、適切な運用及び障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

(2) 生活支援

◆現状と課題◆

障害者総合支援法に基づき、各種サービスを提供しています。しかし、障がいのある人が地域で生活していくためには、個々の障がい状況に応じた支援体制を始め、家族の高齢化による介助力、支援力の低下へのフォローなど家族の状況や生活の状況まで考慮した相談支援体制が求められています。

また、障がいのある人が安心して生活するには、身近な地域との日常的な交流を深めることが重要です。地域での文化・スポーツ・レクリエーションなどの活動への積極的な参加を促進していくために、障がいのある人が参加しやすいような配慮や体制を整えることが求められています。

◆施策の方向◆

個人のニーズに合わせて福祉サービスなど必要なサービスを選択・利用するため、適切なサービス量の確保に努めるとともに、複数のサービスを組み合わせて利用するプランニングや事業所間の調整、介護保険制度への円滑な移行、サービス導入後のフォローアップなどを行う支援体制の充実を図ります。

さらに、障がいのある人がスポーツ・レクリエーション・文化活動等を楽しみ、その活動を通じた社会参加や様々な交流の機会をもてるよう、一層の拡充に取り組むとともに各種行事に参加できるよう、基盤整備に努めます。

◆具体的な施策◆

①身近な相談窓口の充実

- ・相談支援を適切に実施していくために、担う人材の育成や相談支援に関する周知を図ることで相談支援事業を充実させ、障がいのある人のニーズに応じたサービスが提供できるよう努めます。
- ・障がいのある人やその家族が、民生（児童）委員や委託相談支援事業者の相談・支援活動内容を知ることができ、利用しやすいような環境づくりを推進します。
- ・寒川町では、障がいのある人が気軽に立ち寄れる場所として、町内の福祉事業所に対して、ほっとすぺーすの登録を進めています。地域生活を送る上で不安の軽減を図るとともに本人の実情に即した新体制のネットワークの確立に努めます。
- ・専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、福祉課窓口には精神保健福祉士等の有資格者を配置することに努めます。
- ・介護保険制度と障がい福祉サービス^{※2}等をはじめとする障がい者施策との調整やケース会議等を通じて関係機関との連携強化を図り、的確な相談と援助、サービスへのつなぎ機能の充実を図ります。

②専門的な相談体制の充実

- ・専門性が求められる多様な相談内容に応じられるよう、児童相談所、茅ヶ崎保健福祉事務所、総合療育相談センター、発達障害支援センター「かながわエースA」等の各機関と連携を図り、相談体制を充実します。
- ・専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、福祉課窓口には精神保健福祉士等の有資格者を配置することに努めます。（再掲）

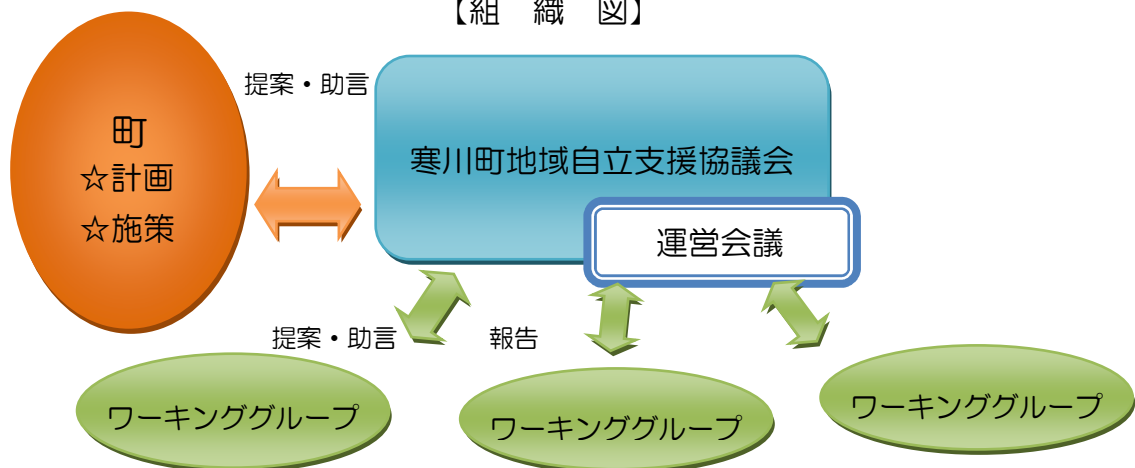
③地域自立支援協議会の強化

- ・地域自立支援協議会の機能を強化し、地域の関係機関によるネットワークの構築や地域の実態や課題等の情報を共有し、社会資源の開発・改善等、障がいのある人のニーズの実現に必要なことについて協議・検討していきます。

◆寒川町地域自立支援協議会◆

地域自立支援協議会では、町の障がい福祉施策への意見・提案・協力をするとともに関係機関と地域の課題を情報共有し、地域の実態に合ったニーズの実現に向け協議・検討をしていきます。

【組織図】



自立支援協議会	町の障がい福祉政策への提言をする他に、障がい者計画、障がい福祉計画の進行管理の一端を担います。 また、地域の課題等の情報を共有し、社会資源の開発・改善を検討していきます。ワーキンググループの検討事項については、助言・提案を行います。
運営会議	相談支援事業所「すまいる」と福祉課で構成し、協議会の運営、調整を行います。
ワーキンググループ	協議会の中で抽出された各課題の解決に向けて取り組んでいきます。メンバーは、各テーマに沿って協議会により選任されたメンバーで構成。

④障がい福祉サービスの充実

1) 訪問系サービスの充実

- ・訪問系サービスについては、平成 26 年 4 月より重度訪問介護の対象者の拡大、アンケートによる利用意向の調査結果から今後もサービス利用が増加すると見込まれます。これらは人の居宅生活を支えるサービスとなるため、必要なサービス量の確保とともに障がい特性に応じた適切なサービスが提供できるよう働きかけます。

2) 日中活動系サービスの充実

- ・日中活動系サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援（A・B 型）等）は、日中活動の場のみではなく、社会参加の場として重要な役割を果たしています。サービス提供事業所と連携し、適切なサービス量が確保できるよう努めます。

3) 居住系サービスの充実

- ・居住系サービス（共同生活援助・施設入所支援）においては、アンケートによる利用意向の調査結果から、多くの利用希望が伺えます。施設入所支援については、グループホームの入居等地域移行と地域定着を進めるとともに、支援入所による支援が望ましい障がいのある人については必要な入所先の確保や入所の継続を行います。

4) 障害福祉サービス拠点事業所の整備

- ・医療的ケアなど特別な配慮が必要で、サービスを利用することが難しい場合や緊急にサービスを利用することが必要になった場合に地域の中で対応できる体制づくりをめざし、短期入所を提供できる拠点事業所を、引き続き湘南東部保健圏域に配置してまいります。

5) 難病患者に対する福祉サービスの充実

- ・平成 25 年度 4 月 1 日の障害者総合支援法の改正に伴い、障がい福祉サービス等の対象に難病患者がなりました。制度改正の周知とともに、病状の変化や進行等に配慮した適切なサービス量が確保できるよう努めます。

6) サービス等利用計画の作成

- ・相談支援専門員が、一人ひとりの心身の状況やサービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、適切に利用できるよう利用サービスの種類、内容等を定めたサービス等利用計画を適切に作成できる体制に努めます。

⑤地域生活支援事業の充実

1) 相談支援事業所の充実

- ・相談支援事業所については、今後想定される障害者手帳所持者の増加に合わせて、委託相談支援事業所の設置数も含めて、適切な相談支援体制の整備に努めます。

2) その他地域生活支援事業の充実

- ・その他の地域生活支援事業（相談支援事業以外）については、利用者のニーズを踏まえながら、各事業におけるサービス量の確保に努めます。

⑥スポーツ・レクリエーション・文化活動等の充実

- ・スポーツ・レクリエーション・文化活動へ障がいのある人の参加を促進します。また、障がいのある人が利用しやすい環境を整備する観点から、手話通訳者・要約筆記者の派遣の充実を図ります。

- ・町が行う各種行事やイベントにおいて、障がい者団体が参加できるよう、環境整備に努めます。

また、障がいのある人が参加できるスポーツ教室や地域交流行事等に参加できるよう、町社会福祉協議会等と連携し、支援します。

（３）生活環境

◆現状と課題◆

障がいのある人が地域で生活することに対し、国では基本指針において、施設入所者や入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行に数値目標を設けるなど、多様なニーズと関心が高まっています。障がいのある人が地域生活に移行するにあたっては、居住の場となるグループホームの整備促進が課題となっています。

また、すでに地域での生活を過ごしている方も当事者や家族の高齢化とともに独居での生活の方も増えており、障がいのある人が地域で安心して生活を送るためには、住宅の階段や段差など設備面の回収によるバリアフリー化や防災・防犯体制の整備とともに地域住民と連携した災害・緊急時の支援体制づくりを確立していく必要があります。

◆施策の方向◆

地域における生活の場となるグループホームの整備、充実を図っていきます。

あらゆる人が利用しやすいよう配慮するユニバーサルデザインを基本に障がいのある人が安心して生活し、社会参加できるよう、公共交通機関等生活空間のバリアフリー化を推進します。また住宅環境については快適な生活を送るために必要なバリアフリー化に伴う住宅改修費について、助成を継続して行います。

また、障がいのある人が安心して生活していくためには、日頃から要援護者[※]の把握と名簿の作成に努め、地域との連携により防災対策の推進を図るとともに、見守り体制の充実に努めます。

◆具体的な施策◆

①多様な住まいの確保

- ・障がいのある人が安心して地域生活が送れるよう、町内にグループホームを新規設置する事業者に対し、備品購入費の一部助成及び設置にあたっての相談、調整等の支援を行います。
- ・障がいのある人が安心して住み続けることができるよう、住宅設備改修費助成事業の継続、あんしん賃貸支援事業※や住宅に関する各種制度の周知、入居手続き支援等を行う居住サポート事業を実施し、障がいのある人が住みやすい環境づくりを推進します。

②移動・公共交通機関等のバリアフリー化の推進

- ・公共施設において、今後新たに設置する施設に対しては、車いす使用者等が利用しやすいみんなのトイレ※の整備を推進します。また、障がいのある人のおむつ交換のための簡易ベットの設置を推進します。
- ・音響信号の設置について茅ヶ崎警察署等関係機関と連携し、視覚障がいのある人の地域生活の安全を図るよう努めていきます。
また、障がいのある人の地域生活の安全を図るため、町内の危険個所の点検を継続的に実施していきます。

③災害時の障がい者支援体制の整備

- ・災害時の障がいのある人の安全を確保するため、「寒川町地域防災計画」に基づき、防災対策を推進します。
また、福祉避難所の協定締結に向けて、関係機関との協議に努めていきます。
- ・災害時に支援が必要な要援護者の名簿の作成に努めるとともに、個人情報の保護に配慮しながら地域住民により災害発生時に障がいのある人等に対し、迅速な情報提供や適切な避難・救助を含めた支援体制の確立を目指します。
- ・災害時に迅速に避難できるよう、広域避難所を掲載した福祉マップの内容の充実に努めます。
- ・総合防災訓練に障がいのある人も積極的に参加できるよう支援します。

④緊急時・災害時の情報提供の充実

- ・各関係機関と連携しながら、聴覚障がいのある人を対象に消防本部のファックス119番の実施や神奈川県警のファックス110番・メール110番の周知を図ります。さらに、外出先からメールを利用しての119番通報ができるように、今後、茅ヶ崎市と共同整備を進めていきます。
- ・防災情報や防災無線情報等については、メールでの配信を行っています。
- ・障がいのある方が安心して暮らすため、緊急時に救急隊員が迅速に救命活動を行えるよう救急医療情報キットの配布を行います。

⑤見守り体制の充実

- ・障がいのある人の地域での孤立を防ぐために、地域の団体（民生委員児童委員、自治会、県をはじめとする関係機関等）の協力を得ながら、地域の見守り体制の充実を図ります。
- ・一人暮らしで自力移動が困難な重度障がいのある人に対し、緊急通報システムを貸与することで急病や災害時の緊急連絡体制の整備を引き続き、推進します。
- ・障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、SOSネットワーク事業をホームページや広報、制度案内冊子への掲載やパンフレットの配布を行い、事業の周知を図ります。

（４）教育・育成

◆現状と課題◆

障がいのある児童が、障がいの状況に応じた保育を受けるためには、就学、卒業後の進路など成長段階にあわせて、見通しを持った切れ間のない相談体制が必要です。

また、特に近年、育児休業後に仕事復帰を望むなどの社会様式の変化により、就労しながら子育てできる環境や療育を受ける場も強く求められ、支援者となる保護者への支援も変化してきています。

場合によっては、成長につれ、介助の負担が大きくなっていくこともあり、子育てにかかるストレスも膨らんでおり、レスパイトケア※の充実も欠かせない支援の一つです。障がいのある児童の家族のための休養や介助者の病気などの緊急時の対応として、日中一時支援を実施しておりますが、施設設備上、医療ケアを必要とする児童の受け入れも課題になると予想されます。

◆施策の方向◆

障がいの早期発見・早期支援は、障がいのある人が地域で自立した生活を送る基盤を作るきわめて重要なものとなります。特に乳幼児期からの療育指導はその後に続く保育・学校教育などの各段階における支援の基盤を作るものであり、引き続き推進します。

適切な療育をすすめられる環境を整備するため、各関係機関との連携による相談・支援体制の充実を引き続き、図ります。

◆具体的な施策◆

①障がいある児童の保育・療育・教育体制の充実

- ・一人ひとりの障がいの特性等に応じた最適な療育・保育・教育の場の確保に向け、障がいのある児童の成長の各段階で適切な指導・相談や情報提供に努めるとともに、関係機関との連携を深め、一貫した支援等が受けられるよう努めていきます。
- ・発達障がいに対しては、専門的な機関と連携を図りながら、自閉症スペクトラム症や学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（AD/HD）等、障がいの早期発見に努めるとともにかながわ^{エース} A と連携して適切な助言や指導が行えるよう努めていきます。
- ・一人ひとりの障がいの状況に応じた指導方法や学習形態の工夫改善に努めるとともに、特別支援学校^{*}と連携し、卒業予定者に対し各種制度の情報提供を行う等進路指導の充実を図ります。

②障害児通所支援等福祉サービスの充実

- ・就学前の障がいのある児童には、基本的な生活習慣の習得や環境への適応性を養う等、必要な訓練や支援を行う児童発達支援について、適切なサービス量が確保できるように努めます。
- ・就学後の障がいのある児童にコミュニケーションの方法や生活能力向上のための訓練を提供する放課後等デイサービスの事業所の利用促進に努めます。
- ・相談支援専門員が、一人ひとりの心身の状況やサービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、利用サービスの種類、内容等を定めたサービス等利用計画を適切に作成できるように支援します。（再掲）
- ・障がいのある児童の放課後や夏休みをはじめとした長期休暇時に、一時的に預かり所として利用できる日中一時支援も引き続き、実施していきます。

③交流教育の推進

- ・町内の小、中学校において、障がいのある児童・生徒の社会性を養うとともに、障がいのない児童・生徒に、障がいへの理解を深める交流教育を推進します。

(5) 保健・医療

◆現状と課題◆

障がいの原因と疾病等を予防するには、保健・医療の充実が重要です。

障がいの原因のひとつである生活習慣病を中心とした疾病予防の観点から、健康診査や保健指導、健康相談を有効活用するとともに、生活習慣病の予防に関する情報提供を行っていく必要があります。

また、医療的ケアが必要な障がいのある人への支援体制の充実を図っていく必要があります。

◆施策の方向◆

障がいの予防と早期発見のため、各種健診事業の実施に加え、関係機関と連携を図り、適切な治療及び相談が受けられるよう、支援体制の整備に努めます。

障がいのある人が地域で良好な生活を送るために、精神疾患の通院治療や重度身体障がい者や重度知的障がい者に対し、健康保険の一部負担金についても引き続き助成を行います。

◆具体的な施策◆

①母子保健の充実

- ・障がいの早期発見、早期療育を図るため、4か月児、お誕生前、1歳6か月児、3歳6か月児健康診査を実施し、支援を必要とする親や児童に対しては、必要に応じて健康相談や訪問指導をする等保護者の育児不安の解消をさらに図ります。
- ・保健師等による「育児相談」や臨床心理士による「子どもの心の相談」を実施し、特別な支援を必要とする幼児に対しては、適切な医療や療育、福祉サービス等につなげられるよう関係機関との連携を強化します。

②健康づくりの充実

- 健康診査及びがん検診を実施し、障がいの原因となりうる生活習慣病の予防・早期発見・早期治療に努めます。また、予防に向けた普及啓発に努めます。
- 在宅重度障がい者が家庭で安心して療養生活を送るようになるための支援策として、茅ヶ崎保健福祉事務所や医療機関、県等の関係機関と連携を取りながら相談支援体制の確立を図り、よりよい支援策のあり方について検討していきます。

③医療費の給付・助成

- 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）制度や重度障害者等医療費助成制度等の各種医療費助成制度の周知を徹底し、その利用の促進を図ります。

④精神保健福祉施策の推進

- 精神障がいのある人の社会復帰に向け、生活指導、社会復帰援助等について、茅ヶ崎保健福祉事務所や関係機関等の協力を得ながら、精神保健福祉士等による訪問・相談の充実を図ります。
- 専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、福祉課窓口には精神保健福祉士等の有資格者を配置することに努めます。（再掲）

(6) 雇用・就労

◆現状と課題◆

障がいのある人にとって自立のための経済的基盤となる就労の場の確保は、社会参加の促進を図る上で極めて重要な課題です。障がいのある人の雇用環境については、平成25年4月には「障害者雇用促進法」の改正による法定雇用率の引き上げや「障害者優先調達推進法」の施行などの動きもありました。

しかし、働きたいという意欲がある障がいのある人に対し、その適性に応じた職場が確保できるよう支援していくためには、福祉施策と労働施策が連携し、企業の理解促進を図るとともに、障がいの程度や種類によって多様な就労の場を確保する必要があります。

障がいのある人の雇用が促進されるよう、広報啓発や関係するすべての機関との一層の連携を図り、個々のニーズに応じた就労支援体制づくりに努めていく必要があります。

◆施策の方向◆

就労と生活上の支援を必要とする障がいのある人に、相談や援助を行うとともに、関係機関とのネットワーク化を図り、継続的かつ包括的な支援体制づくりに努めます。

また、事業主や民間企業に対する障がい者雇用の理解の促進を図り、障がいのある人の就労の場の拡大に努めます。

◆具体的な施策◆

①就労相談窓口の充実

- ・就労意欲をもつ障がいのある人が、その能力に応じた職場に就労できるよう、公共職業安定所や湘南障害者就業・生活支援センター[※]等と連携しながら、就労に関する相談体制の充実を図ります。
- ・就労後の定着支援についても、湘南障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、就労に関する相談体制の充実を図ります。
- ・現在、町内に就労に関する相談場所がないことから、身近なところで就労に関する相談ができるような体制の整備に努めます。

②雇用啓発事業の充実

- ・障がいのある人の雇用を促進するため、町内の民間企業や事業主への訪問活動等を通じ、障がい者雇用に関する啓発活動を推進します。

③官公需における受注機会の拡大

- ・平成25年4月より「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の施行に伴い、障がい者就労施設等事業所連絡会に対して、物品等や役務の提供の受注機会の拡大に努めます。

④福祉的就労の充実

- ・一般就労*が困難な障がいのある人に対し、就労移行支援や就労継続支援等福祉的就労*の場の確保に努めます。

⑤障がいのある人への情報提供の推進

- ・湘南障害者就業・生活支援センター及び公共職業安定所と連携しながら、障がいのある人に対し、福祉課窓口で求人情報を提供し、職域の開拓を行います。

⑥職場体験事業の充実

- ・養護学校に通っている生徒に対し、卒業後の就業実習の場を提供するため、寒川総合図書館での実習を引き続き、実施していきます。
また、働きたいという意欲のある障がいのある人が、町内の企業での職場体験ができるよう、就労に向けた環境作りを進めていきます。

⑦町職員の障がいのある人の雇用推進

- ・町での雇用において、障がいのある人の法定雇用率の達成に努めます。

(7) 情報・コミュニケーション

◆現状と課題◆

障がいのある人が自立した生活を送るためには、必要な情報を速やかにわかりやすく提供することが必要であり、障がい特性を考慮して、多様な情報提供ができるよう努めていく必要があります。

◆施策の方向◆

障がいのある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、必要な情報を正確に提供し、誰もが入手しやすく、わかりやすい情報提供による情報のバリアフリー化を推進します。

聴覚障がいや視覚障がい、言語障がいのある人に対し、手話通訳者等の養成事業の充実を図るとともに、情報通信装置等の日常生活用具の利用の促進に努めます。

◆具体的な施策◆

①情報提供システムの推進

- ・障がいのある人やその家族が、いつでも簡単に情報を得ることができるよう、障がいの状況に配慮した多様な情報提供の方法について検討し推進します。

②コミュニケーション手段の確保

- ・視覚障がいのある人の情報バリアフリー化に配慮し、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページの作成に努めていきます。また広報誌についても、視覚障がいのある人向けに録音テープの作成を行っています。引き続き実施していきます。
- ・聴覚障がいのある人のコミュニケーションを確保するため、手話講習会事業や登録手話通訳者等との連絡会を開催し、人材の資質向上を図ります。
- ・障がいに応じたコミュニケーション機器が給付できるよう、日常生活用具の給付を行います。

③福祉マップの配布・活用

- ・障がいのある人が地域で安心して外出し、施設を有効に利用でき、災害時においては、避難マップとしても利用できるよう、公共施設等のバリアフリー化や福祉事業所の情報を掲載した福祉マップを窓口等で配布します。

第5章 障がい福祉計画

第5章 障がい福祉計画

1. 平成29年度目標値の設定

(1) 施設入所者の地域生活移行に関する目標値

【国の基本指針】

「施設入所者の地域生活への移行」については、国は、「平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4パーセント以上削減すること」と、「平成29年度末までに平成25年度末時点の施設入所者数の12パーセント以上が、地域生活へ移行すること」を目標に掲げています。

また第3期で定めた数値目標が達成されないことが見込まれる場合には、その未達成割合を加えた割合以上を目標値とすることとされています。

【町の現状と考え方】

サービス名称	平成17年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設入所支援	51人	45人	46人	-人

※17年度の入所者数が第3期計画での基準値となっています。

※24年度、25年度は3月実績。26年度は9月実績。

第3期計画での削減目標は5人、入所から地域に移行する人数の目標を11人と設定しました。平成25年度末の段階で削減人数は5人、地域に移行した人数は8人となり、削減数は達成したものの、入所から地域に移行する人数はこのまま推移すると3人(5.8%)の未達成が見込まれます。

このため、第4期計画においては入所者数の削減目標を2人、入所から地域生活に移行する人数の目標を11人と設定します。

【数値目標】

項目	数値	考え方
平成25年度末の入所者数(A)	46人	平成25年3月31日での入所者数
(目標値)(B) 地域生活移行	8人 17.8%	(A)のうち、平成29年度末までに 地域生活へ移行する人の目標値
新たな施設入所支援の利用者 (C)	6人	平成29年度までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込
平成29年度末の入所者数(D)	44人	平成29年度末の利用人員見込 (A-B+C)
(目標値)(E) 入所者減少見込み	2人 4.3%	差引減少見込数(A-D)

(2) 入院中の精神障がい者の地域への移行に関する目標設定

【国の基本的指針】

「入院中の精神障がい者の地域生活移行」については、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療を確保するための指針」に示された入院医療中心の精神医療から精神障がい者の地域生活を支えるための精神医療への改革の実現を目指すという方針を踏まえ、「入院後3か月時点の退院率」と「入院期間が1年以上の長期在院者数」に関する目標値を定めています。

「入院後3ヶ月時点の退院率」については、平成29年度における目標値を64パーセント以上とし、「入院後1年時点の退院率」については、平成29年度における目標値を91パーセント以上とすることを基本とする。「長期在院者数」については、平成29年6月末時点で平成24年6月末時点から18パーセント以上の削減が目標となっています。

【町の現状と考え方】

作成中

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本的指針】

国の基本指針において、障害ある方の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点の整備が平成29年度までの成果目標として掲げられています。

【町の現状と考え方】

当町が属している湘南東部保健福祉圏域においては、医療的ケアを必要とする重症心身障害児者を対象とした受け入れ可能な施設を有していないのが現状である。

町としては、医療的ケアなど特別な配慮が必要でサービス利用することが困難な場合や緊急にサービス利用することが必要となった場合の受け入れ機能として短期入所サービスを提供する事業所(障害福祉サービス等拠点事業所配置事業)を広域連携により、当該圏域内に今後も継続して配置してまいります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行に関する目標設定

【国の基本指針】

「福祉施設から一般就労への移行」について、国は就労移行支援事業等を通じて、「福祉施設の利用者のうち一般就労に移行する年間延べ人数」が「平成29年度中に平成24年度の移行実績の2倍以上になること」を目標として設定しています。町では、平成29年度において、「福祉施設の利用者のうち一般就労に移行する人数」を、10人と設定します。

また、国では、「平成29年末の就労移行支援事業利用者数を、平成25年度末の利用者数の6割以上とすること」を目標として設定しています。

さらに事業所ごとの就労移行率について、「就労移行支援事業所のうち、就労移行率3割以上の事業所を全体の5割以上とすること」を目標として設定しています。

【町の現状と考え方】

町では、平成21年に7人、平成22年に2人、平成23年度に8人、24年度に5人が福祉施設を退所し、一般就労へ移行しました。

障がいのある人の就労意欲を実現するため、身近な場所で就労相談ができるよう、相談体制の整備に努めます。

また、障がい特性に応じた雇用の場の創出に向け、障がい施策担当課と労政担当課が連携し、引き続き、町内企業の訪問を実施してまいります。

さらに目標達成に向けて、これまで以上にハローワークや湘南障がい者就業生活支援センター等関係機関との連携強化を図っていきます。

上記に加え、障がい者雇用に対する理解の促進を図っていきます。

項 目		数値	備考
年間一般就労者数（実績）	平成21年度	7人	1年間に福祉施設から一般就労に移行した人の実績
	平成22年度	2人	
	平成23年度	8人	
	平成24年度	5人	
	平成25年度	4人	
平成29年度の目標値	第1期計画	3人	第1期計画の目標値
	第2期計画	3人	第2期計画の目標値
	第3期計画	4人	第3期計画の目標値（平成17年度の人数の4倍以上）
	第4期計画	10人	第4期計画の目標値（平成24年度の人数の2倍以上）

町では、平成29年度の一般就労に移行する人数を10人、平成24年度実績の2倍と設定します。

また、平成29年度末での就労移行継続支援事業の利用者を平成25年度末での利用者の6割増加の11人と設定します。

【数値目標】

項目	人数／割合	備考
平成24年中の一般就労移行者数	5人	
平成26年度中の一般就労移行者数	4人	平成26年度の目標人数
平成29年度中の一般就労移行者数	10人	平成29年度中の目標人数 (国の目標は平成24年度の2倍以上)
平成25年度末時点の就労移行支援利用者数	7人	
平成29年度末時点の末時点の就労移行支援利用者数	11人	平成29年度末時点の目標人数 (国の目標は平成25年度の6割増加以上)

(5) 障がい児支援のための計画的な基盤整備

【国の基本指針】

国の指針において、可能な限り、市町村における児童発達支援センター等障害児支援のための基盤整備について、地域の実情を踏まえて設定することとなっています。

【町の現状と考え方】

町の現状は、町立の児童発達支援事業所「ひまわり教室」において、障がい児に対する児童発達支援を実施しています。

町として、児童発達支援事業を中心に、母子保健・子育て支援・教育・福祉支援との連携強化を図り、支援体制を強化してまいります。

さらに、各分野が連携を図ることによって、それぞれの専門性をより一層、活かした支援隊を目指してまいります。

2. 障がい福祉サービスの種類と見込量

障がい福祉サービスの種類ごとの具体的な目標値として、一月当たりの必要なサービス量を平成29年度まで見込みます。

見込量の算出にあたっては、各サービスの利用率を実績値から算出し、平成27年度以降の人口推計及び障がい者数に適用し推計しています。さらに、アンケート調査結果のサービス利用意向を勘案して見込量を算出しています。

《自立支援給付※サービス一覧》

1. 訪問系サービス	
(1) 居宅介護	居宅での入浴、排せつ、食事の介護など生活全般にわたる援助。
(2) 重度訪問介護	重度の障がい者（知的障害者・精神障害者）で常に介護を必要とする人を対象とした、自宅での入浴、排せつ、食事の介護から外出時の移動支援までの総合的なサービス。
(3) 同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人を対象とした、外出時における移動に必要な情報提供や支援等。
(4) 行動援護	行動上著しい困難を有する人で常時介護を要する人を対象とした、危機回避のため必要な援護や外出時の移動の支援等。
(5) 重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等を包括的に提供。
2. 日中活動系サービス	
(1) 生活介護	常に介護を必要とする人を対象とした、昼間の排せつ、食事の介護等と、創作的活動または生産活動の機会の提供。
(2) 自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、目標を設定し、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を実施。
(3) 就労移行支援	一般企業等で就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練を実施。
(4) 就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、継続的な就労や就労に必要な知識や能力を高める訓練を実施。
(5) 療養介護	医療と通常介護を必要とする人を対象とした、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援。
(6) 短期入所	自宅で介護する人の病気やレスパイトにより、施設への短期の入所による入浴、排せつまたは食事などの介護。
3. 居住系サービス	
(1) 共同生活援助（GHに一元化）	共同生活援助（グループホーム）は、主として夜間において共同生活を行う住居で、相談その他日常生活上の援助。
(2) 施設入所支援	施設に入所する人を対象とした、入浴、排せつまたは食事の介護等。
4. 相談支援	
(1) 計画相談支援	障がい福祉サービスの利用調整が困難な単身で障がいのある人を対象に、サービス利用計画書を作成。
(2) 地域相談支援	住居の確保や相談等による地域移行支援や連絡可能な体制の確保による緊急対応を行う地域定着支援など。

《児童発達支援一覧》

5. 障がい児通所支援	
(1) <u>児童発達支援</u>	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の向上、集団生活への適応訓練など。
(2) <u>医療型児童発達支援</u>	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児。
(3) <u>放課後等デイサービス</u>	学校通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所作りを支援します。
(4) <u>保育所等訪問支援</u>	保育所、その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障がい児で、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児。
(5) <u>障がい児相談支援</u>	障がい児通所支援を利用する全ての障がいのある児童。

(1) 訪問系サービス

【主な事業内容】

サービス	名称サービス内容
居宅介護	居宅での入浴、排せつ、食事の介護など生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の障がい者（知的障害者・精神障害者）で常に介護を必要とする人に自宅で入浴、排せつ、食事の介護から外出時の移動支援までの総合的なサービスを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に外出時において移動に必要な情報や支援等を行います。
行動援護	行動上著しい困難を有する人で常時介護を要する人に危機回避のため必要な援護や外出時の移動の支援等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等を包括的に提供します。

【現状と実績】

重度訪問介護、重度障害者等包括支援については、利用実績はありません。

居宅介護は、見込の約半分程度の数値で推移しているものの、おおむね増加傾向にあります。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
居宅介護	人分	計画	76	78	80
		実績	43	48	52
	時間分	計画	1,007	1030	1,053
		実績	570.8	614.5	533.8

※24年度、25年度は3月実績で26年度は9月実績。

※時間分は月間延べ時間。

【サービス見込量と考え方】

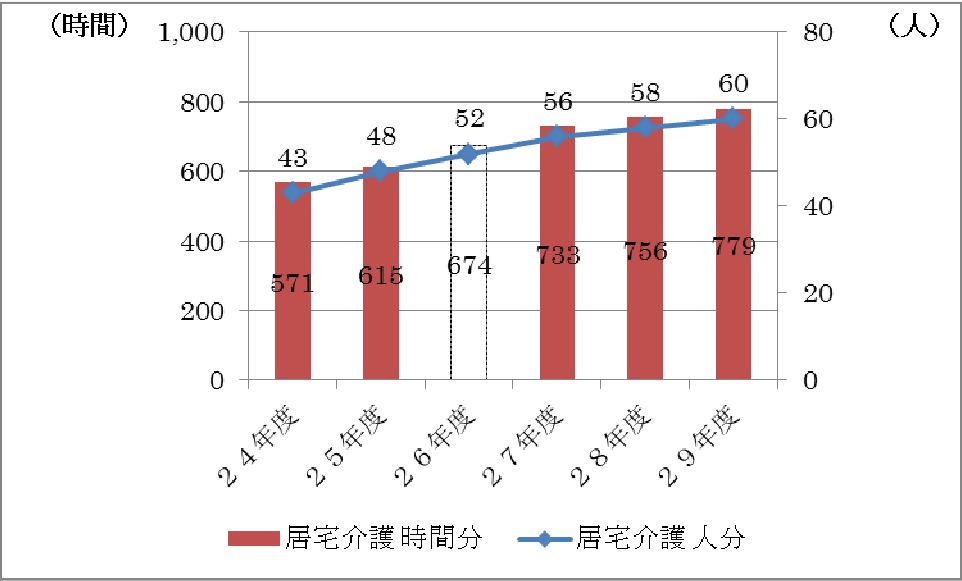
第3期計画の見込どおりに実績が上がらなかったため、数値の見直しを行い、アンケート調査結果の利用意向を反映させた数値となっています。

なお、訪問系サービスの内容は、前頁のとおりですが、サービス見込量については、国の指針に従い一括して設定することとしており、平成26年4月より重度訪問介護の対象者拡大、アンケートによる利用意向の調査結果からサービス利用は増加するものと見込んでおります。

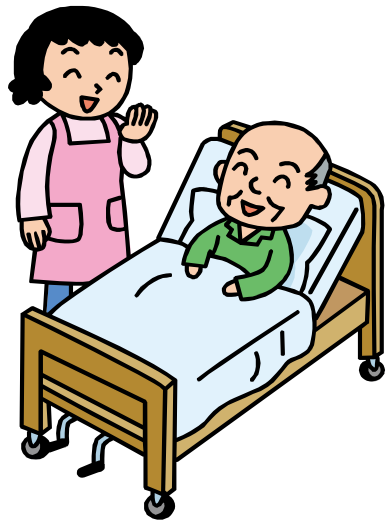
(29年度までの見込み)

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
居宅介護等	人分	56	58	60
	時間分	733	756	779

※人分は月間実人数、時間分は月間延べ時間で、各年度末の見込量。



※平成26年度は利用量が確定していないため、平成25年度と平成27年度の中間値を表示している。



(2) 日中活動系サービス

<1>生活介護

【主な事業内容】

常に介護を必要とする人に、昼間、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【現状と実績】

ほぼ人数、延べ人数ともに見込み量どおりとなっています。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
生活介護	人分	計画	93	96	99
		実績	92	91	97
	人日分	計画	1,560	1,609	1,659
		実績	1,649	1,577	1,588

※24年度、25年度は3月実績で26年度は9月実績。

※人日分は月間延べ利用日数。

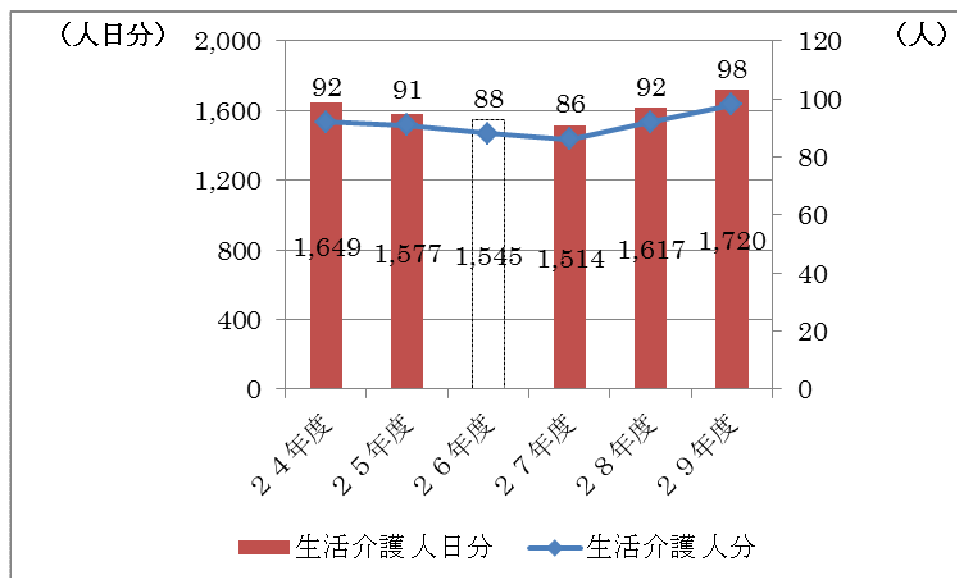
【サービス見込量と考え方】

第3期計画通り推移していますが、減少傾向にあるため、数値の見直しを行い、実績を基に見込量を算出し、利用意向を反映させました。

(29年度までの見込み)

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
生活介護	人分	86	92	98
	人日分	1,514	1,617	1,720

※人分は月間実人数、人日分は月間延べ利用日数で、各年度末の見込量。



※平成26年度は利用量が確定していないため、平成25年度と平成27年度の中間値を表示している。

＜2＞自立訓練（機能訓練）（生活訓練）

【主な事業内容】

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、目標を設定し身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【現状と実績】

引き続き事業所や入所施設からグループホームへの地域移行を目指す利用者もおりますが、実績人数は、ほぼ横ばいの状態です。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
自立訓練（機能訓練）	人分	計画	1	1	1
		実績	1	1	2
	人日分	計画	23	23	23
		実績	9	20	28
自立訓練（生活訓練）	人分	計画	1	1	1
		実績	4	2	0
	人日分	計画	23	23	23
		実績	79	42	0

※24年度、25年度は3月実績で26年度は9月実績。

※人日分は月間延べ利用日数。

【サービス見込量と考え方】

機能訓練、自立訓練ともに実績人数が横ばいの状態を受けて、実績数値を計画の数値として見込みました。

（29年度までの見込み）

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
自立訓練（機能訓練）	人分	1	1	1
	人日分	20	20	20
自立訓練（生活訓練）	人分	2	2	2
	人日分	42	42	42

※人分は月間実人数、人日分は月間延べ利用日数で、各年度末の見込量。

＜3＞就労移行支援

【主な事業内容】

一般企業等で就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練を行います。

【現状と実績】

今まで計画値では、増加傾向にありましたが、ここ数年、実績値は減少傾向に転じています。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
就労移行支援	人分	計画	22	23	23
		実績	8	7	11
	人日分	計画	294	303	312
		実績	153	152	163

※24年度、25年度は3月実績で26年度は9月実績。

※人日分は月間延べ利用日数。



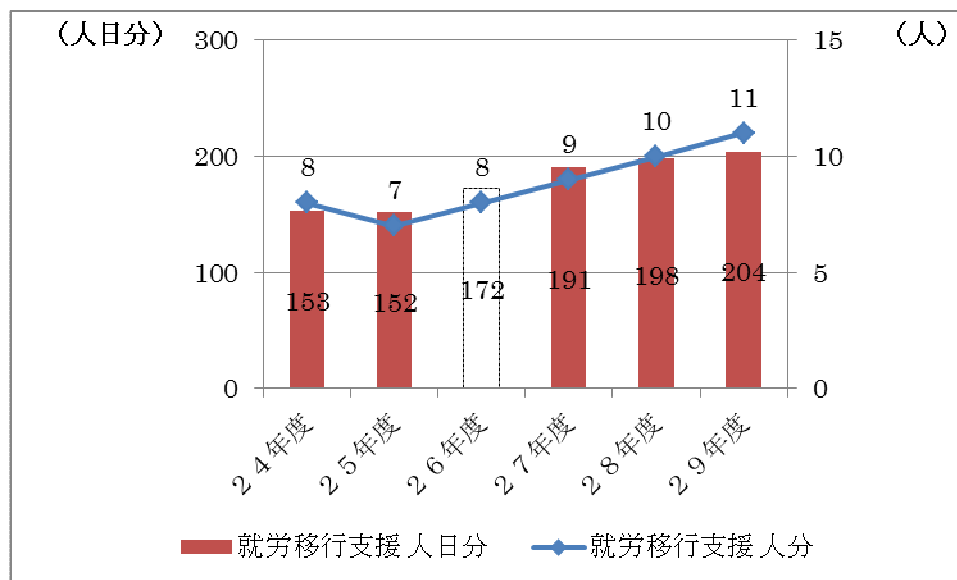
【サービス見込量と考え方】

国では、「平成25年度末の利用者数の6割増加以上とすること」を目標設定しているため、若干の減少傾向にありましたが、数値の見直しを行い、実績を基に見込量を算出し、利用意向を反映させました。

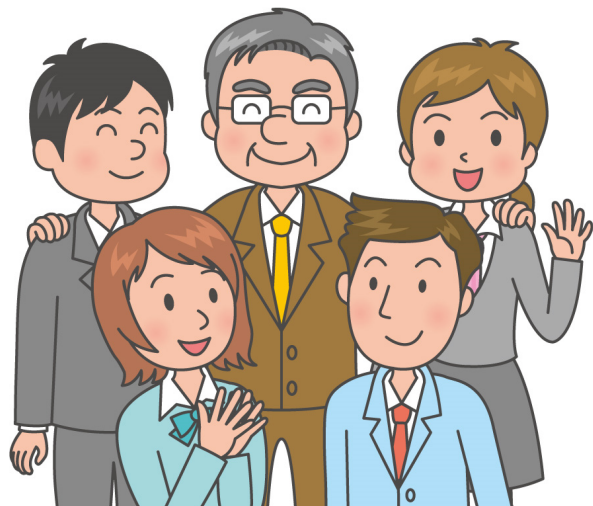
(29年度までの見込み)

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
就労移行支援	人分	9	10	11
	人日分	191	198	204

※人分は月間実人数、人日分は月間延べ利用日数で、各年度末の見込量。



※平成26年度は利用量が確定していないため、平成25年度と平成27年度の中間値を表示している。



＜4＞就労継続支援（A型：雇用型）（B型：非雇用型）

【主な事業内容】

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、継続的な就労や就労に必要な知識や能力を高める訓練を行います。

【現状と実績】

A型（雇用型）は、今まで計画を下回って推移していましたが、平成25年度の実績で上回ることができました。B型（非雇用型）については、平成22年度以降、ほぼ計画通りの実績となっています。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
就労継続支援 A 型 （雇用型）	人分	計画	2	2	2
		実績	1	2	3
	人日分	計画	38	39	40
		実績	18	45	59
就労継続支援 B 型 （非雇用型）	人分	計画	80	83	85
		実績	75	69	69
	人日分	計画	1, 196	1, 233	1, 270
		実績	1, 183	1, 084	955

※24年度、25年度は3月実績で26年度は9月実績。

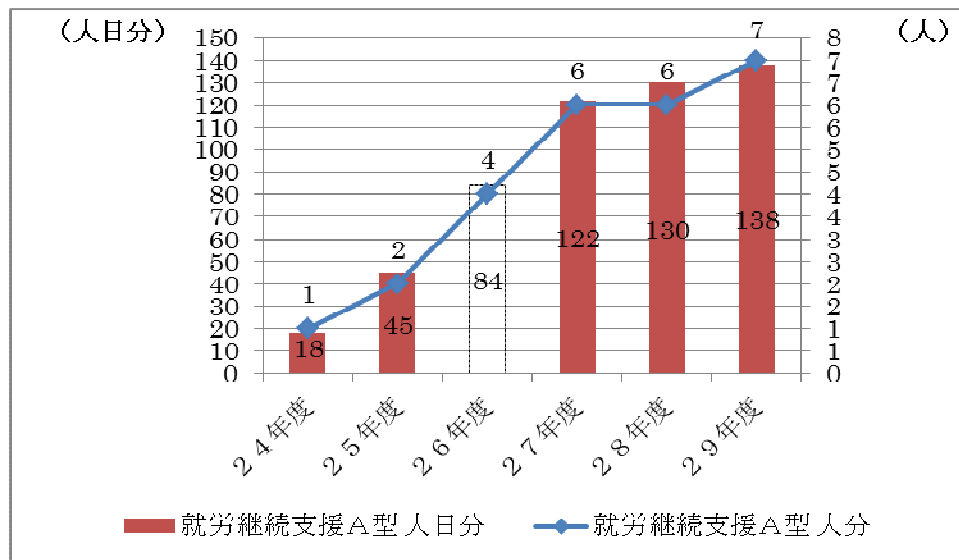
※人日分は月間延べ利用日数。

【サービス見込量と考え方】

A型（雇用型）については、他市ではありますが、事業所が増加にしたことにより、利用者も増えたものと予想されます。本計画においては、平成27年度からの利用者を6人として見込み、利用日数についても増加を見込みました。

（29年度までの見込み）

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
就労継続支援 A 型	人分	6	6	7
	人日分	122	130	138



※平成26年度は利用量が確定していないため、平成25年度と平成27年度の中間値を表示している。

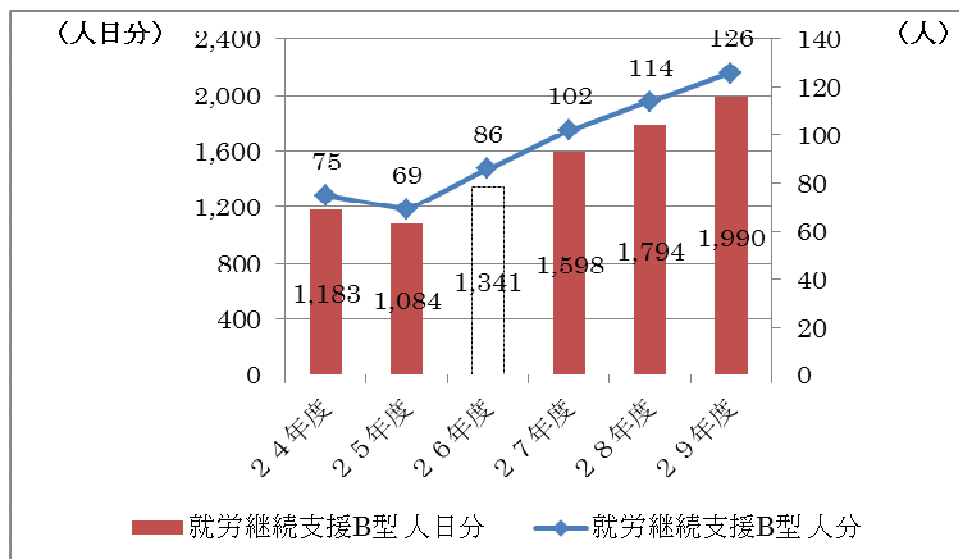
B型（非雇用型）については、利用者数は、ほぼ第3期計画通りに増加しており、今後についても増加を見込んでおります。

また、平成27年度からの計画数値につきましては、アンケート調査結果の利用意向を反映させております。

（29年度までの見込み）

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
就労継続支援B型	人分	102	114	126
	人日分	1,598	1,794	1,990

※人分は月間実人数、人日分は月間延べ利用日数で、各年度末の見込み量。



※平成26年度は利用量が確定していないため、平成25年度と平成27年度の中間値を表示している。

＜5＞療養介護

【主な事業内容】

医療と通常介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

【現状と実績】

平成23年度までの対象者は1名でしたが、この急激な増加は、法改正によって、平成24年度から重症心身障がい児施設入所者も療養介護の支給決定を受けたことによるものです。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
療養介護	人分	計画	6	7	7
		実績	6	7	7

※24年度、25年度は3月実績で26年度は9月実績。

※人分は実人数。

【サービス見込量と考え方】

本計画においては、平成25年度の実績に基づき、平成27年度からの利用者を1人増加させ、8人として見込みました。

（29年度までの見込み）

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
療養介護	人分	8	8	8

※人分は月間実人数で、各年度末の見込量。



＜6＞短期入所

【主な事業内容】

自宅で介護する人の病気やレスパイトにより、施設への短期の入所による入浴、排せつまたは食事などの介護を行います。

【現状と実績】

平成21年度から、人数、延べ人数ともに支給決定を受けている人の大半が、介護者の病気など緊急時のことを考えて受けている傾向があるため、これからも同様の傾向が続くと予測できます。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
短期入所	人分	計画	27	28	28
		実績	18	20	31
	人日分	計画	243	251	258
		実績	123	113	151

※24年度、25年度は3月実績で26年度は9月実績。

※人日分は月間延べ利用日数。

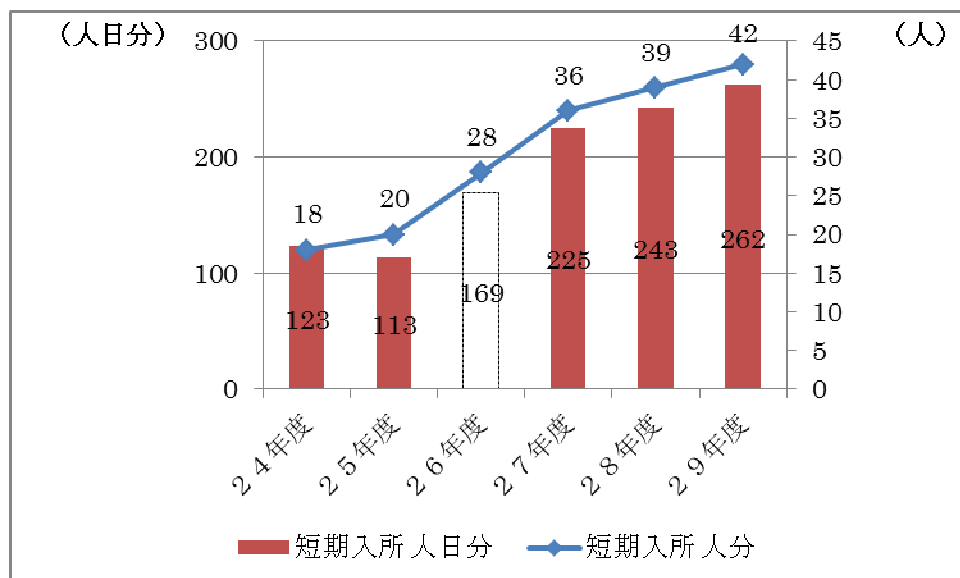
【サービス見込量と考え方】

平成21年度から利用者数に大きな増加は見られませんが、利用日数については、減少傾向に転じました。平成27年度からは、緊急時の利用やこれらの実績に利用意向を反映させて見込量を算出しました。

（29年度までの見込み）

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
短期入所	人分	36	39	42
	人日分	225	243	262

※人分は月間実人数、人日分は月間延べ利用日数で、各年度末の見込量。



※平成26年度は利用量が確定していないため、平成25年度と平成27年度の中間値を表示している。

(3) 居住系サービス

＜1＞共同生活援助(グループホーム)

【主な事業内容】

○共同生活援助（グループホーム）

主として夜間において、共同生活を行う住居で、相談その他日常生活上の援助を行います。

【現状と実績】

「障害者総合支援法」の改正により、平成26年度から共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助(グループホーム)に一元化されましたが、それぞれの計画値及び実績値で示しています。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
共同生活援助	人分	計画	1	1	1
		実績	1	2	37
共同生活介護	人分	計画	25	26	28
		実績	32	33	—
計	人分	計画	26	27	29
		実績	33	35	37

※24年度、25年度は3月実績で26年度は9月実績。

※人分は月間実人数。

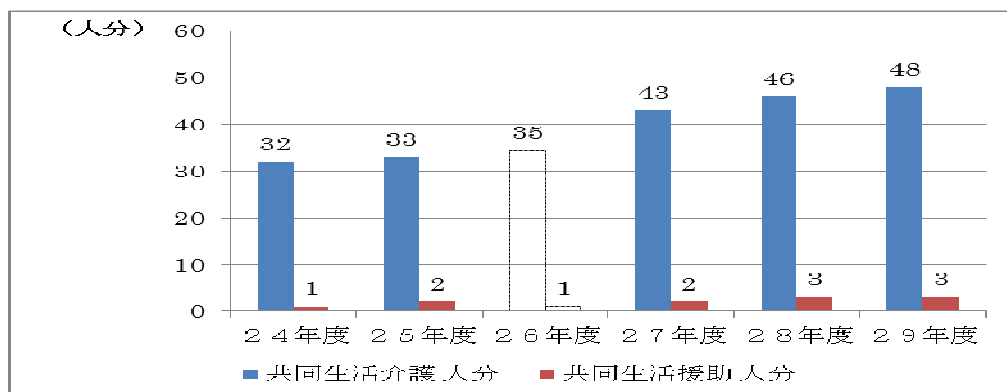
【サービス見込量と考え方】

共同生活援助に一元化されたことにより、合算して示しています。共同生活援助については、地域で自立するため増加傾向にあります。実績を基に見込量を算出し、さらに利用意向を反映させて見込んでおります。

（29年度までの見込み）

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
共同生活援助	人分	45	49	51

※人分は月間実人数で、各年度末の見込量。



※平成26年度は利用量が確定していないため、平成25年度と平成27年度の間値を表示している。

＜2＞施設入所支援

【主な事業内容】

施設に入所する人に、提供される入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。

【現状と実績】

施設入所支援では、ほぼ計画どおりの実績値となっております。

今後も施設入所支援については、長期的に入所者の地域生活への移行を進めていくことが求められています。また、現入所者に加え、毎年、待機者もいることから、まずは待機者の改善を図ることが求められます。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
施設入所支援	人分	計画	45	44	43
		実績	45	46	45

※24年度、25年度は3月実績で26年度は9月実績。

※人分は月間実人分。

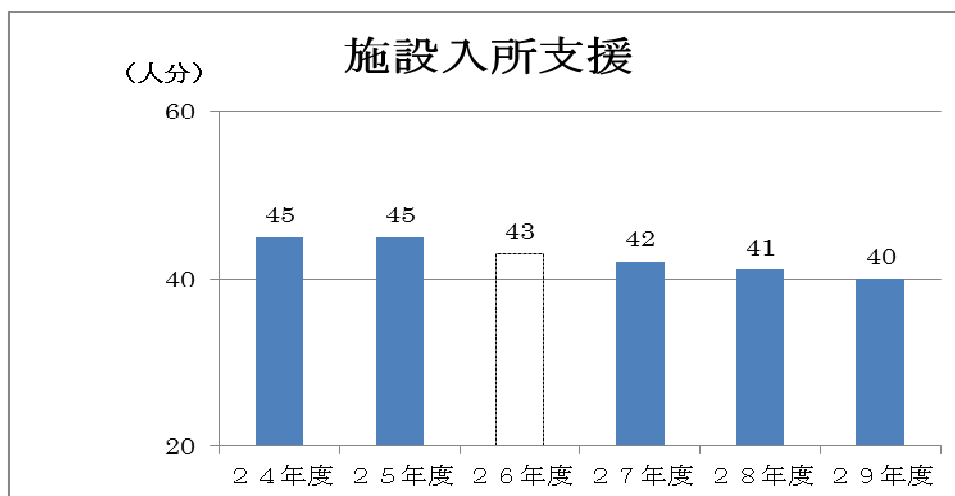
【サービス見込量と考え方】

国の基本指針に沿いながら、今後も地域移行を進めていくことになっていますので、少なくとも平成25年度から2年に1名ずつ地域移行を目指した計画値にいたしました。

（29年度までの見込み）

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
施設入所支援	人分	45	45	44

※人分は月間実人数で、各年度末の見込量。



※平成26年度は利用量が確定していないため、平成25年度と平成27年度の中間値を表示している。

（４）相談支援

障害者自立支援法の改正により、平成２４年４月からは「指定相談支援」が、「計画相談支援」、「地域移行支援」、「地域定着支援」の３種類に移行されました。

「計画相談支援」における一定期間ごとのモニタリングを通じ、施設入所している人の地域生活への移行を支援していきます。

また、相談支援専門員が、一人ひとりの心身の状況やサービス利用の意向、家族の状況を踏まえ、利用サービスの種類、内容等を定めたサービス等利用計画を適切に作成できるよう支援します。

＜１＞計画相談支援

【主な事業内容】

障がい福祉サービスの利用調整が困難な単身で障がいのある人を対象に、サービス利用計画書を作成します。

【現状と実績】

障害者自立支援法施行後、精神障がいのある人の退院促進や家族の高齢化などを考慮して、平成２１年度から毎年度２～３人程度の支給決定者を見込んでまいりましたが、計画を超える実績になっています。

サービスの名称			２４年度	２５年度	２６年度
計画相談支援	人分	計画	６	９	６
		実績	１０	１７	１９２

※２４年度、２５年度は３月実績で２６年度は９月実績。

※人分は年間実人数。

【サービス見込量と考え方】

平成２５年度において、１７人の利用実績がありましたが、平成２４年度より計画相談支援が強化され、平成２７年度よりサービス利用者全員に利用計画を立てる必要があります。

このため、平成２７年度からの計画数値につきましては、現在のサービス利用者に加え、新規利用者を毎年２０名の増加を見込みました。

（２９年度までの見込み）

サービスの名称		２７年度	２８年度	２９年度
計画相談支援	人分	３６２	３８２	４０２

※人分は実人数で、月間見込量。

＜2＞地域相談支援

【主な事業内容】

①地域移行支援

障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がいのある人に対して、住居の確保や地域生活の準備、福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

②地域定着支援

居宅において単身、または家庭の状況により同居している家族等による支援を受けられない障がいのある人に対して、常に連絡可能な体制を確保し、障がいの特性に起因して発生した緊急事態等の相談・訪問・連絡などの緊急対応を行います。

【サービス見込量と考え方】

平成24年度からの入院中の精神障がい者の地域生活移行及び地域定着支援の実績は、ありませんでしたので、平成27年度から平成29年度まで地域移行支援、地域定着支援ともに毎年1人の利用を見込んでいます。

（29年度までの見込み）

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
地域移行支援	人分	1	1	1
地域定着支援	人分	1	1	1

※人分は実人数で、各年度末の年間見込量。

（５）障害児通所支援＜児童発達支援＞

＜１＞児童発達支援

【主な事業内容】

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の向上、集団生活への適応訓練などです。

【現状と実績】

「ひまわり教室」の対象者は未就学児ですが、就学児の土曜日の利用など、近隣市町村の事業所を利用するケースも実績としてあります。

また、町外の児童発達支援センターの利用も見受けられますが、実人数及び延べ人数は、減少しました。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
児童発達支援	人分	計画	—	—	—
		実績	21	15	16
	人日分	計画	—	—	—
		実績	2,039	1,927	684

※24年度、25年度は3月実績で26年度は9月実績。

※人日分は月間延べ利用日数。

【サービス見込量と考え方】

計画の利用実人数については、一度は減少したものの、平成26年9月時点で若干の増加傾向が見受けられましたので、実績に合わせて算出しました。

延べ人数については、実績とほぼ同じ伸び率で見込んでいます。

（29年度までの見込み）

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人分	16	17	18
	人日分	1,819	1,716	1,613

※人分は実人数で、各年度末の年間見込量。

＜２＞医療型児童発達支援

【主な事業内容】

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理が必要であると認められた障がい児を支援します。

【現状と実績】

現在のところ、サービスの実績はありません。

【サービス見込量と考え方】

実績や動向から増加も見受けられないため、今後もないものと考えます。

＜3＞放課後等デイサービス

【主な事業内容】

通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所作りを支援します。

【現状と実績】

今まで町内に放課後デイサービスの事業所がありませんでしたので、実績の人数は、すべて町外での利用となりました。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
放課後等 デイサービス	人分	計画	—	—	—
		実績	2	2	8
	人日分	計画	—	—	—
		実績	31	42	152

※24年度、25年度は3月実績で26年度は9月実績。

※人日分は月間延べ利用日数。

【サービス見込量と考え方】

放課後デイサービスにつきましては、平成26年5月より町内に事業所が開設されました。

今まで町外での利用者や町内に事業所があることの利便性を考えると、今後については、利用者の増加が見込まれます。

（29年度までの見込み）

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
放課後等 デイサービス	人分	5	8	11
	人日分	57	77	97

※人分は実人数で、各年度末の年間見込量。

＜4＞保育所等訪問支援

【主な事業内容】

保育所等を現在利用中の障がい児、または、今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障がい児で、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児を支援しています。



【現状と実績】

平成25年度の実績は、1名となっております。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
保育所等訪問支援	人分	計画	—	—	—
		実績	0	1	1

※24年度、25年度は3月実績で、26年度は9月実績。

【サービス見込量と考え方】

今後についても、増加傾向にあるものと考えて、実績値や伸び率から毎年1名ずつ増やした計画としています。

(29年度までの見込み)

サービスの名称			27年度	28年度	29年度
保育所等訪問支援	人分		3	4	5

※人分は実人数で、各年度末の年間見込量。

<5> 障害児相談支援

【主な事業内容】

障がい児が、通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

【現状と実績】

平成25年度の実績は、1名となっております。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
障害児相談支援	人分	計画	—	—	—
		実績	0	1	8

※24年度、25年度は3月実績で、26年度は9月実績。

【サービス見込量と考え方】

今後については、すべての利用者に加え、町内事業所が増えたことから、毎年2名ずつの増加を見込んでおります。

(29年度までの見込み)

サービスの名称			27年度	28年度	29年度
障害児相談支援	人分		38	40	42

※人分は実人数で、各年度末の年間見込量。

※入所支援の福祉型支援や医療型支援については、現在利用もなく、見込みもありません。

(6) 障がい福祉サービス見込量確保のための方策

◆サービス提供事業所、近隣市町や関係機関との連携等によるサービス提供体制の充実

寒川町には障がい福祉サービスを提供する事業所が少ないのが現状です。

また、支援の担い手となるヘルパーも不足しておりサービスの利用希望があっても、まだまだ充分に対応ができていません。寒川町では、ヘルパー養成講座の募集を広報紙に掲載し、神奈川県実施の研修事業への周知を行いました。

本計画におきましても、障がいに応じた適切なサービスが提供できるよう、関係機関に各種研修会への参加を働きかけてまいります。

また、他市との連携のもと、重症心身障がい児者に対しての短期入所サービスを必要に応じて行ってまいります。

◆在宅生活を送る環境の整備や場の充実

寒川町では、関係機関との連携、ケース会議の実施等を通じて、地域での支援を行ってまいりました。手帳説明会などにおいて、寒川町福祉団体協議会を紹介し、当事者団体や親の会の会員数の増員促進に努めています。

また、障がいのある人の就労支援の一貫として、寒川町総合図書館での職場体験実習や事業所に対し庁舎内業務委託を引き続き行ってまいります。

在宅生活を送る環境の整備については、快適な生活を送るため住宅の階段や段差など設備面の改修によるバリアフリー化した住宅改修費助成を継続していきます。

日常生活の場や身近な情報等を必要に応じて提供していきます。

グループホームを新規設置する事業者に対し、備品購入費の一部助成及び設置にあたっての相談、調整等の支援を行います。

さらに、就労意欲をもつ障がいのある人の能力に応じた雇用の促進、また就労後の定着支援についても、公共職業安定所や湘南障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、就労に関する相談体制の充実を図り、障がいのある人の雇用を促進するため、民間企業や事業主に対して障がいの理解及び障がい者雇用に関する啓発活動を推進してまいります。

◆相談支援体制の充実と活用

町は、指定相談事業所を設置し、これまでに障がいのある人やその家族、関係機関等からの相談を受け、相談支援事業所と連携して、適切なサービスに繋げることができるよう調整してまいりました。

精神保健福祉施策の推進として、専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、福祉課窓口には精神保健福祉士等の有資格者を配置することに努めます。

障がいのある人の地域生活を支援していくためには、その必要に応じた適切できめ細やかな支援を誰でも受けられるよう、一人ひとりの生活課題に応じた相談体制に組むことが大切です。困難ケースについても自立支援協議会を活用し、問題解決を図ってまいります。

3. 地域生活支援事業の見込量

町は、障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を効率的・効果的に行い、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現のために、必要な事業を実施します。

地域生活支援事業は、障害者総合支援法により町の必須事業として位置づけられているものと、町の施策などにより任意に実施する事業があります。

《地域生活支援事業一覧》

必須事業	
(ア) 相談支援事業	障がいのある人やその介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助を行う。
(イ) コミュニケーション支援事業	障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人と意思疎通を仲介するための、手話通訳者 [※] や要約筆記 [※] 者の派遣、設置、また点訳による支援。
(ウ) 日常生活用具 [※] 給付等事業	重度障がいのある人に対して、介護・訓練支援用具や自立支援用具、または排せつ管理支援用具などを給付。
(エ) 移動支援事業	障がいがあり一人で外出することが困難な人を対象とした外出時の移動支援。
(オ) 地域活動支援センター [※] 機能強化事業	障がいのある人に、創作的活動や生産活動の機会や場の提供、地域との交流を支援することを目的として事業を展開する地域活動支援センターの機能強化事業。
任意事業	
(カ) 訪問入浴サービス事業	重度の身体障がいのある人の自宅に訪問し、入浴サービスを提供。
(キ) 日中一時支援事業	障がいのある人に日中活動の場を確保し、家族に一時的な休息を提供することや、保護者が就労の機会を増やすことができるよう、障がいのある児童を学校の放課後など一時的に預かる。
(ク) 更生訓練費等給付事業	国制度の障がい福祉サービスのうち、就労移行支援や自立訓練の支給決定を受けている人や身体障がい者更生援護施設に入所している人に更生訓練費を支給。
(ケ) 社会参加促進事業	卓球教室の開催やスポーツ大会への参加、手話通訳者養成講座の開催、身体に障がいのある人のために自動車運転免許取得や自動車改造費用の助成など、障がいのある人が積極的に社会参加できるような支援。

（１）必須事業

（ア）相談支援事業

障がいのある人やその介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

また、精神保健福祉施策の推進として、専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、福祉課窓口に精神保健福祉士等の有資格者を配置することに努めます。

【主な事業内容】

- ① 地域自立支援協議会を設置し、関係機関のネットワークのあり方や地域支援体制の中軸となる相談支援体制のあり方について協議します。
- ② 町内指定相談事業所「生活相談室 すまいる」と連携し、生活、サービス利用などの相談や情報提供、また権利擁護、住宅入居などに必要な援助をします。
- ③ 成年後見制度の利用を推進するため、申し立て費用などの支援をします。

【現状と実績】

より地域の実情に対する課題検討を行うために、平成２２年４月より「寒川町地域自立支援協議会」を単独で設置しました。

平成２５年度に「ほっとすぺーす」の開設や「福祉マップ」を作成しております。さらなる地域での課題に対して具体的な取り組みを行ってまいります。

サービスの名称			２４年度	２５年度	２６年度
相談支援事業	事業所	計画	１	１	１
		実績	１	１	１
	相談員数	計画	３	３	３
		実績	３	４	４
	相談件数	実績	３, ７ １ ７	３, ２ ９ １	２ ７ １ ７
成年後見制度利用支援事業	申立件数	実績	０	０	１

※２４年度、２５年度は３月までの実績で２６年度は９月までの実績。

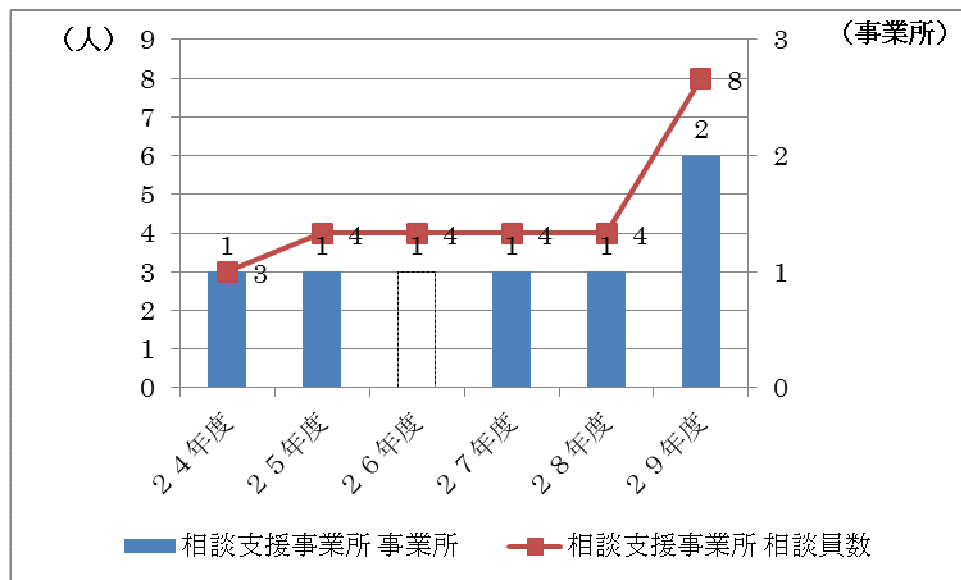
【サービス見込量と考え方】

現状では町内の事業所は、1箇所ありますが、制度の改正などに伴い、必要性が非常に高いものと考えられます。

このため、平成29年度に事業所を1箇所、相談員数も同等に増やした数値で見込みました。

(29年度までの見込み)

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
相談支援事業	事業所	1	1	2
	相談員数	4	4	8



※平成26年度は未確定のため、平成25年度と平成27年度の中間値を表示している。

【29年度までの事業展開】

寒川町の自立支援協議会の現状として、今まで計画の策定や課題の整理を行ってまいりましたが、今後は具体的な地域の課題に対して取り組みを行う必要があります。

計画上、平成29年度に相談支援事業を1箇所増やすことにより、今後は基幹相談支援センターの必要性を検討し、引き続き成年後見制度利用支援事業の充実を図ります。

また、平成24年10月から障害者虐待防止法が施行されることにもない、障がいのある人の人権擁護と虐待防止のための「障害者虐待防止センター」の設置について、県や関係機関、近隣自治体等と連携しつつ、人権擁護と虐待防止に向けた体制の検討・整備を図っていきます。

(イ) コミュニケーション支援事業

聴覚、視覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人と意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、設置、また点訳による支援などを実施します。

【現状と実績】

平成20年4月から週5日、福祉課窓口到手話通訳者を設置したことで、開庁時のほとんどの時間帯で手話通訳の利用ができるようになり、ほぼ計画どおりの実績となりました。救急搬送など緊急時の手話通訳者派遣を開始、また光化学スモッグなどの気象、災害情報のメール配信など、開庁時以外の支援が充実しています。

また、平成22年度より視覚障がいのある人向けに点字プリンタによるお知らせを実施しています。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
手話通訳者設置	実設置者数	計画	1	1	1
		実績	1	1	1
手話通訳者派遣	実利用者数	計画	23	25	27
		実績	24	19	16
	延べ利用者数	計画	115	125	135
		実績	116	120	67
要約筆記者派遣	実利用者数	計画	2	2	2
		実績	2	2	1
	延べ利用者数	計画	12	12	12
		実績	2	12	1

※24年度、25年度は3月までの実績で26年度は9月までの実績。



【サービス見込量と考え方】

手話通訳者設置事業については、週5日の設置を継続します。

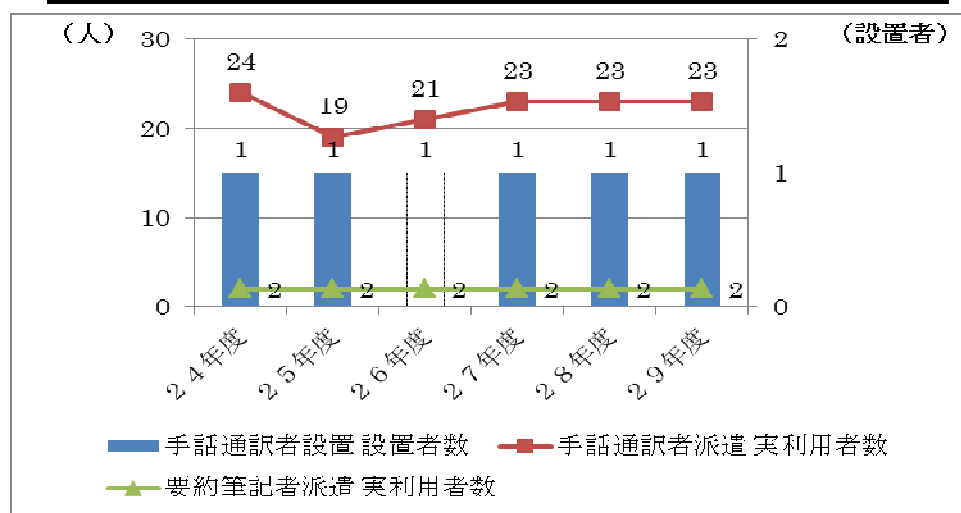
手話通訳者派遣の実利用者数については、減少傾向にあるため、数値の見直しを行い、実績を基に見込量を算出し、利用意向を反映させました。

また延べ利用者数におきまして、実使用者数に反して増加していたため、第3期計画通り推移していますが、こちらも数値の見直しを行い、実績を基に見込量を算出し、利用意向を反映させました。

要約筆記者の派遣については、大幅な増加は見込めないため実利用者数や延べ利用者数については、実績数といたしました。

(29年度までの見込み)

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
手話通訳者設置	設置者数	1	1	1
手話通訳者派遣	実利用者数	23	23	23
	延べ利用者数	125	126	126
要約筆記者派遣	実利用者数	2	2	2
	延べ利用者数	12	12	12



※平成26年度は利用量が確定していないため、平成25年度と平成27年度の中間値を表示している。

【29年度までの事業展開】

手話通訳者設置事業については、平成20年4月より週5日設置となりましたが、今後も役場窓口の開庁に合わせた設置を継続していきます。さらに、情報機器を利用するなどコミュニケーション手段の選択肢を増やすための検討も重ねていきます。手話通訳者等派遣事業については、夜間の救急車要請などの緊急時の対応の充実を図っていきます。

また、視覚に障がいのある人には、22年度より点字文書によるお知らせが実施されましたが、障がい福祉部門だけではなく、全庁的に視覚障がいのある人に支援ができるよう調整をし、早期実現を目指します。

(ウ) 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人に対して、身体介護を支援する介護・訓練支援用具や入浴、食事などの自立生活を支援する自立支援用具、またはストマ用装具などの排泄管理を支援する排泄管理支援用具などの快適な日常生活を支援するための用具を給付します。

【現状と実績】

障害者自立支援法の施行に伴い、ストマ用装具などの排泄管理支援用具が補装具[※]から日常生活用具としての取り扱いになったことにより、引き続き、利用者増が見受けられます。

事業特性として、一度交付してしまうと耐用年数を超えない限り、基本的には再交付ができないうえ、修理対応もできないため、件数自体は大幅な増加の傾向が見られるということではありません。

なお、排泄管理用具(ストマ用装具等)については、増加傾向にあります。

支援用具			24年度	25年度	26年度
介護・訓練支援用具	件数	計画	3	3	3
		実績	0	0	6
自立生活支援用具	件数	計画	9	6	8
		実績	5	6	6
在宅療養等支援用具	件数	計画	7	7	7
		実績	5	7	7
情報・意思疎通支援用具	件数	計画	8	8	8
		実績	5	7	1
排泄管理支援用具	件数	計画	78	84	90
		実績	144	155	86
居宅生活動作補助用具	件数	計画	1	1	1
		実績	0	0	0

※24年度、25年度は3月までの実績で26年度は9月までの実績。

※人数は給付実人数、件数は年間申請延べ件数。

【サービス見込量と考え方】

排泄管理用具（ストマ用装具等）については、増加傾向にありますので、実績を基に見込量を算出し10人ずつの増加と見込みました。

また、平成26年度より排泄管理用具（ストマ用装具等）の品目が増えております。

排泄管理用具（ストマ用装具等）以外の用具については、上記事業特性より、実績値を今後の計画見込みとしています。

（29年度までの見込み）

支援用具		27年度	28年度	29年度
介護・訓練支援用具	件数	0	0	0
自立生活支援用具	件数	6	6	6
在宅療養等支援用具	件数	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	件数	7	7	7
排泄管理支援用具	件数	161	171	181
居宅生活動作補助用具	件数	0	0	0

【29年度までの事業展開】

技術の進歩に伴い、新たに日常生活用具の対象となりうるものが増えてきています。とりわけ情報・意思疎通支援用具に関しては、利用者からの要望が多く、日常生活用具の対象とするかどうかの検討が必要となります。

今後も引き続きまして対象となるものの見直しを行い、より良いサービス提供ができるよう、事業を進めてまいります。

（エ）移動支援事業

障がいがあり一人で外出することが困難な人に、社会生活を営む上で必要となる外出や余暇活動などの社会参加を促すため、外出時の移動を支援します。

【現状と実績】

制度への理解が進み、支給決定と実績の差が無くなり、実利用者数と延べ利用時間は安定した利用状況となっておりますが、平成25年度については、すべてにおいて減少傾向が見受けられました。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
移動支援事業	実利用者数	計画	90	93	96
		実績	63	42	57
	延べ利用者数	計画	873	900	927
		実績	849	671	318
	延べ利用時間	計画	13,714	14,140	14,565
		実績	9,250	6,310	1,527

※24年度、25年度は3月までの実績で26年度は9月までの実績。

※人数、時間とも、年間利用延べ数。



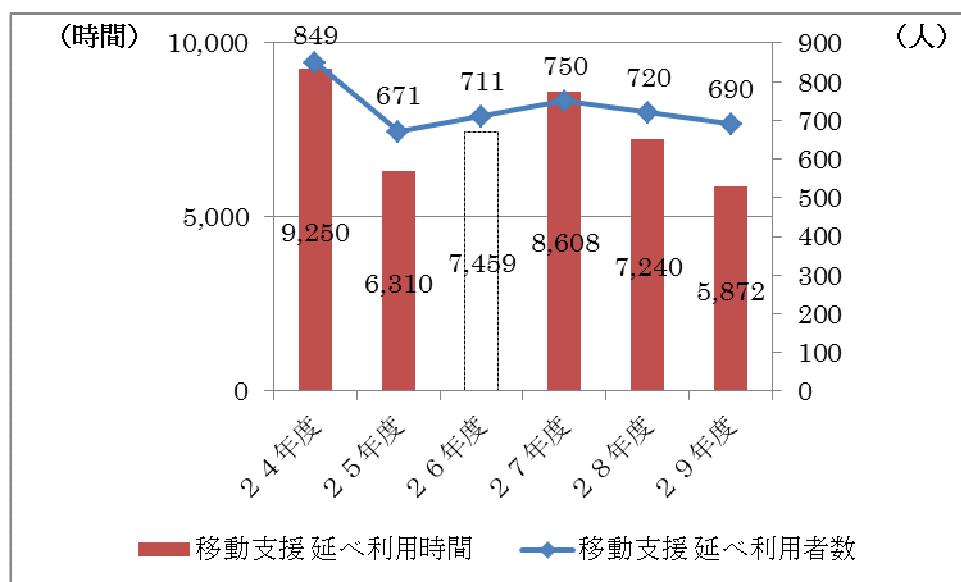
【サービス見込量と考え方】

それぞれ実利用者数、延べ利用者数、延べ利用時間は、過去の実績を基に見込み、利用意向を反映させております。

平成25年度の時点で減少傾向にありましたので、平成27年度からは、他へのサービス移行や実績値を考慮して、利用者数は若干の増加で、延べ利用者数は、やや減少傾向に、延べ利用時間を減少傾向で見込んでおります。

(29年度までの見込み)

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
移動支援事業	実利用者数	63	69	75
	延べ利用者数	750	720	690
	延べ利用時間	8,608	7,240	5,872



※平成26年度は利用量が確定していないため、平成25年度と平成27年度の中間値を表示している。

【29年度までの事業展開】

全国的なヘルパー不足の状況の中、いかに社会資源を増やしていくかが課題となっています。

この課題については、時間を要するもので、早急な解決を望めるものでないことから、国や県などと協力しながら、対策を講じていきます。

また、利用目的や実施方法を見直し、より社会参加を促せるよう検討を続けます。

（オ）地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人に、創作的活動や生産活動の機会の提供や、地域との交流を支援することを目的として事業を展開する地域活動支援センターの機能を強化するための事業を実施します。

【現状と実績】

この事業の基礎となる地域活動支援センターは、町内に1箇所設置しています。町内に1箇所の設置であるため、茅ヶ崎市内にある地域活動支援センターを一部の人が利用できるよう、茅ヶ崎市と協定を結んでおります。

サービスの名称				24年度	25年度	26年度
地域活動支援センター	町内	設置箇所	計画	1	1	1
			実績	1	1	1
		実利用者数	計画	10	12	15
			実績	15	17	20
	町外	利用箇所	計画	4	4	4
			実績	4	3	3
		実利用者数	計画	23	27	30
			実績	10	8	9

※24年度、25年度は3月までの実績で26年度は9月までの実績。

※箇所は町内設置数、人数は町内事業所実利用者数。

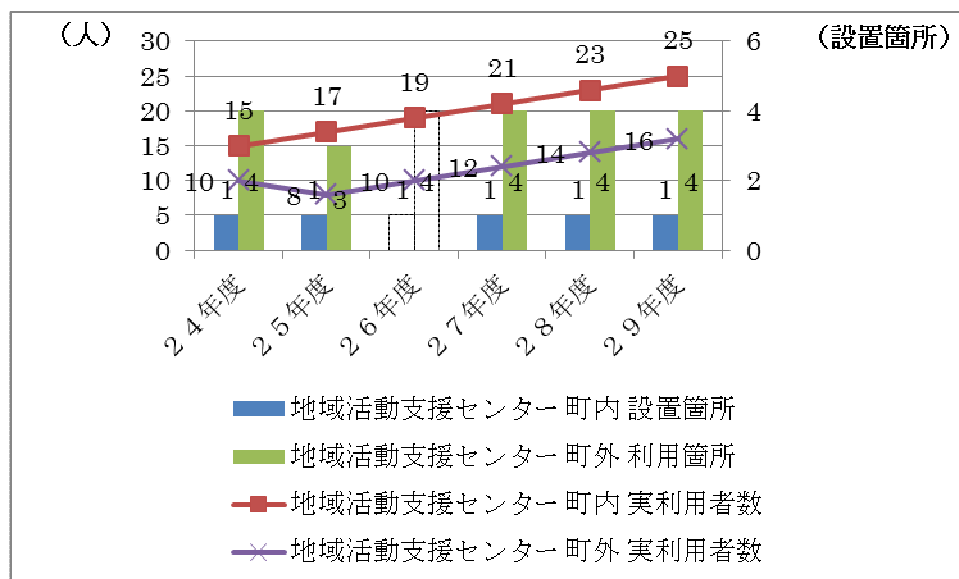


【サービス見込量と考え方】

現状、町内の事業所は1箇所となっていますが、今後も利用者の増加が見込まれるため、最終年度の見込量としては25人としました。また、町外の事業所については、茅ヶ崎市との協力を引き続き行っていきますので、こちらの利用者数についても、増加を見込みました。

(29年度までの見込み)

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
地域活動支援センター	町内			
	設置箇所	1	1	1
	実利用者数	21	23	25
	町外			
	設置箇所	4	4	4
	実利用者数	12	14	16



※平成26年度は利用量が確定していないため、平成25年度と平成27年度の中間値を表示している。

【29年度までの事業展開】

平成23年4月より、町内に地域活動支援センターを設置したため、引き続き、地域をはじめとする関係機関への周知を行い、相談件数の増加に伴う対応や、さらなる県のメニューに沿った事業展開を行います。

茅ヶ崎市の協力を得て、茅ヶ崎市内の地域活動支援センターが利用できるよう、調整を図ってまいります。

(2) 任意事業

(カ) 訪問入浴サービス事業

重度の身体障がいのある人の自宅に訪問し、入浴サービスを提供することで、身体を清潔にし、心身機能が維持できるよう支援します。

【現状と実績】

平成24年度を境に実利用者数は、減少傾向が見受けられます。

また、延べ利用者数につきましても、利用者数の減少が見受けられます。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
訪問入浴サービス	実利用者数	計画	10	11	12
		実績	6	5	5
	延べ利用者数	計画	421	464	506
		実績	276	218	127

※24年度、25年度は3月までの実績で26年度は9月までの実績。

※人数は実人数、回数は年間利用延べ数。

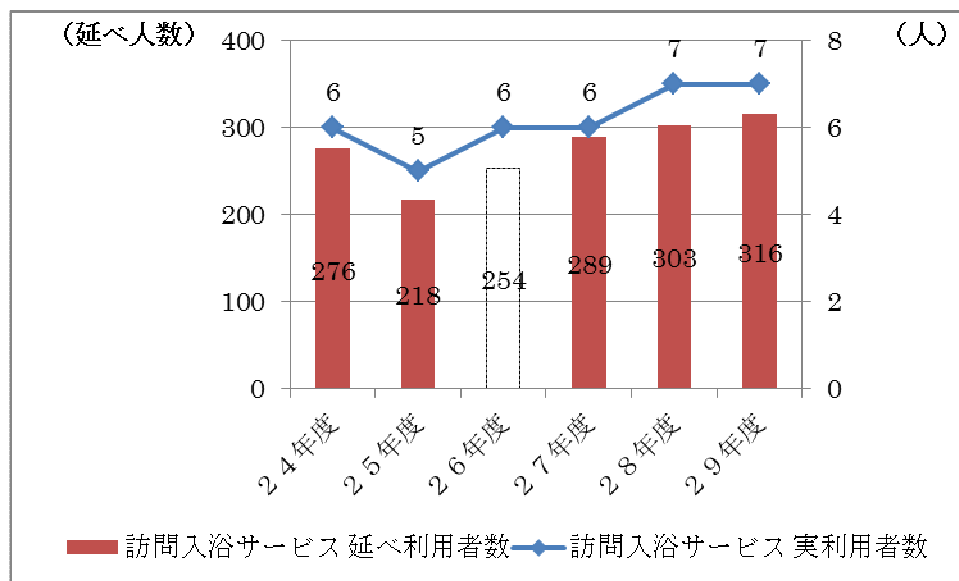


【サービス見込量と考え方】

利用できる対象者が限られているため大幅な増加は見込めませんが、利用実績を基に、利用意向を反映させて、おおよそ年間1人の増加を見込みました。

(26年度までの見込み)

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
訪問入浴サービス	実利用者数	6	7	7
	延べ利用者数	289	303	316



※平成26年度は利用量が確定していないため、平成25年度と平成27年度の中間値を表示している。

【29年度までの事業展開】障がい者計画

大幅な利用者増は見込めませんが、平成29年度まで事業を継続していきます。他のサービスが充実し、訪問という形態をとらなくても入浴サービスが提供できるようであれば、移行していくことも検討していきます。

（キ）日中一時支援事業

障がいのある人に日中活動の場を確保し、日常的に介護をしている家族に一時的な休息を提供することや、障がいのある児童を学校の放課後など一時的に預かり、保護者が就労の機会を増やすことができるよう支援します。主に20才以上の人を中心とした、デイサービスの的なものと、主に児童を中心とした養護学校やデイサービス利用の後の放課後支援的なものがあります。

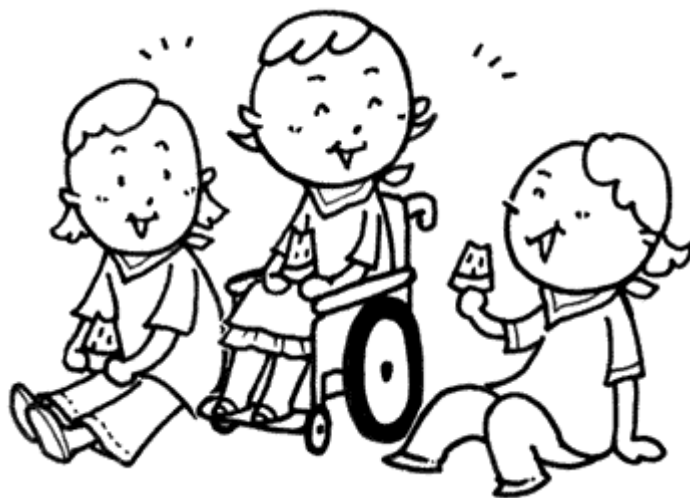
【現状と実績】

平成25年度より、町内に新たな事業所が1箇所開設され、利用者数、延べ利用者数、延べ利用時間のいずれも、急激な増加傾向がみられます。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
日中一時支援	実利用者数	計画	68	79	89
		実績	47	64	77
	延べ利用者数	計画	573	664	754
		実績	451	601	310
	延べ利用時間	計画	8,386	8,711	9,048
		実績	9,775	25,503	15,975

※24年度、25年度は3月までの実績で26年度は9月までの実績。

※人数、時間とも年間利用延べ数。

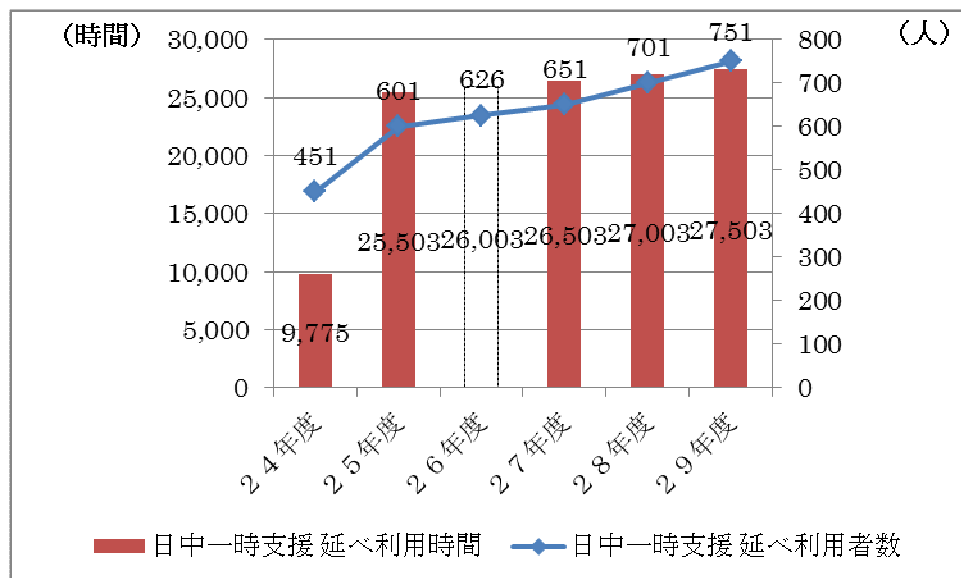


【サービス見込量と考え方】

実利用者数、延べ利用者数、延べ利用時間数について、平成25年度の日中一時支援の実績数を基に、利用意向を反映させて、平成27年度以降の計画値を算出いたしました。

(29年度までの見込み)

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
日中一時支援	実利用者数	84	89	94
	延べ利用者数	651	701	751
	延べ利用時間	26,503	27,003	27,503



※平成26年度は利用量が確定していないため、平成25年度と平成27年度の中間値を表示している。

【29年度までの事業展開】

実利用者数、延べ利用者数、延べ利用時間のいずれも急増していることを踏まえ、市内既存の事業所をさらに充実させていくとともに、近隣市町の利用できる事業所を開拓することで、今後も増加を見込みます。

また、障がい者や障がい児の利用における整理が、今後は必要になるものと考えております。

(ク) 更生訓練費等給付事業

国制度の障がい福祉サービスのうち、就労移行支援や自立訓練の支給決定を受けている人や身体障がい者更生援護施設に入所している人に更生訓練費を支給し、社会へ復帰するための支援をします。

【現状と実績】

事業所の事業体系の移行により、21年度までの計画値と実績人数に開きが見受けられましたが、22年度からの実績数値は、安定してきております。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
更生訓練費給付	給付実人数	計画	24	25	25
		実績	16	11	11

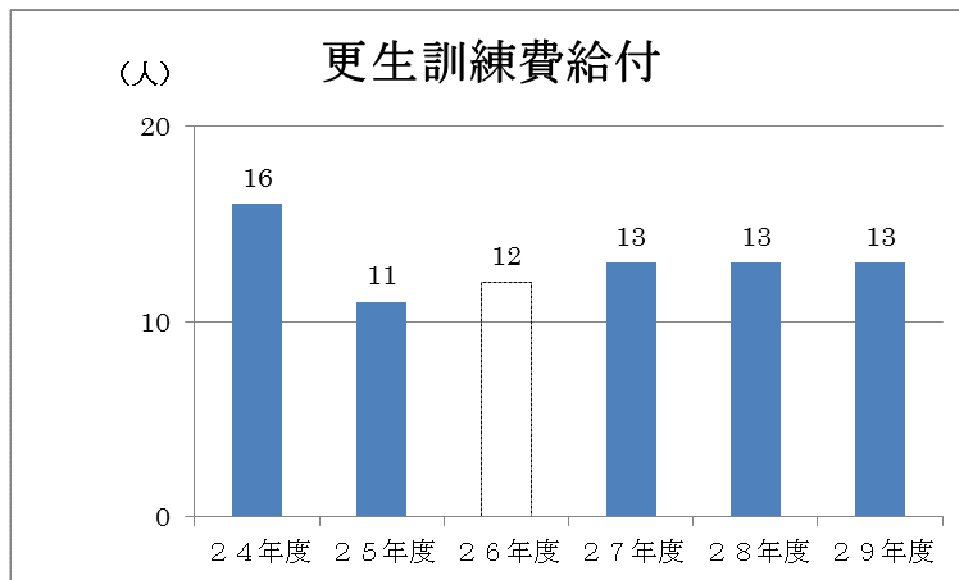
※24年度、25年度は3月までの実績で26年度は9月までの実績。

【サービス見込量と考え方】

減少傾向にありますが、実績値は安定してきているため、数値の見直しを行い、実績の平均値である13人を見込みました。

(29年度までの見込み)

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
更生訓練費給付	給付実人数	13	13	13



※平成26年度は利用量が確定していないため、平成25年度と平成27年度の中間値を表示している。

【29年度までの事業展開】

自立訓練や就労移行支援を利用する人に更生訓練費を支給することで、自立した生活に移行できる可能性を高められるよう事業を継続していきます。

（ケ）社会参加促進事業

卓球教室の開催やスポーツ大会への参加、手話通訳者養成講座の開催、身体に障がいのある人のために自動車運転免許取得や自動車改造費用の助成を行っています。

スポーツ教室の開催や聴覚や視覚に障がいのある人の交流活動を支援する奉仕員を養成するなどして、障がいのある人が積極的に社会参加できるよう支援します。

【現状と実績】

卓球教室及びスポーツ大会は、例年ながら参加者が固定化されておりますが、平成26年度は新規参加者がありました。

手話通訳者につきましては、引き続き町内の手話通訳者を養成するため、町聴覚障害者協会の協力を得ながら、手話通訳者養成講座を開催しています。

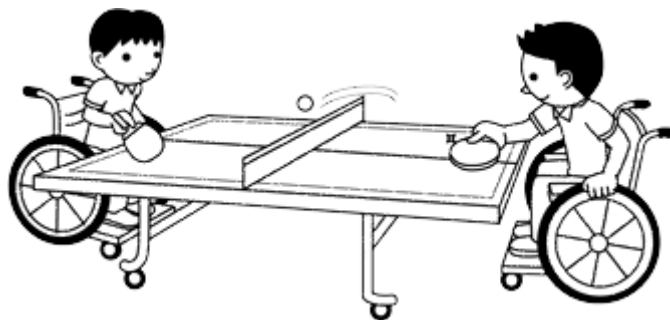
卓球教室やスポーツ大会参加は、安定的な参加実績がみられます。

自動車運転免許取得費用は実績のない状態が続いていますが、自動車改造費用は、年度によりばらつきが見受けられます。

支援用具			24年度	25年度	26年度
卓球教室	延べ参加人数	計画	150	160	170
		実績	139	141	75
スポーツ大会参加	延べ参加人数	計画	65	70	75
		実績	62	64	40
手話通訳者養成講座	実受講者数	計画	32	32	32
		実績	23	19	19
	登録見込み者数	計画	0	0	1
		実績	0	0	0
自動車運転免許 取得費用	延べ助成人数	計画	1	1	1
		実績	0	0	0
自動車改造費用	延べ助成人数	計画	4	4	4
		実績	0	2	1

※24年度、25年度は3月までの実績で26年度は9月までの実績。

※手話通訳者養成講座は受講者数、それ以外は年間利用延べ数。



【サービス見込量と考え方】

全般的に実績を基に見込量を算出し、利用意向を反映させました。

卓球教室及びスポーツ大会につきましては、毎年度5人の増加としています。

手話通訳者養成講座については、神奈川県内において毎年度10人ほどが通訳者試験に合格していますが、合格者が必ずしも町内在住とは限らないため、見込としては平成29年度に1人増としています。

自動車運転免許取得費用については、過去に実績がないため第3期計画と同様の見込量となっています。

自動車改造費用については、各年度によって実績に増減があり、推計が難しいため、過去の実績から2人を見込みました。

(29年度までの見込み)

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
卓球教室	延べ参加人数	140	145	150
スポーツ大会参加	延べ参加人数	65	70	75
手話通訳者養成講座	実受講者数	32	32	32
	登録見込み者数	0	0	1
自動車運転免許取得費用	延べ助成人数	1	1	1
自動車改造費用	延べ助成人数	2	2	2

【29年度までの事業展開】

・卓球教室、スポーツ大会

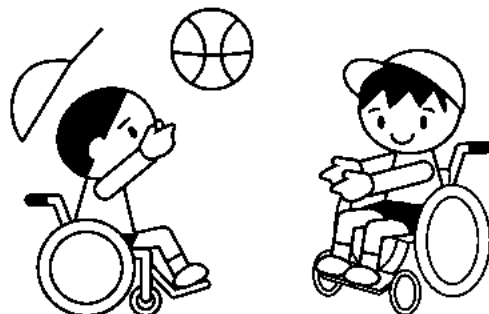
すでに参加されている人に加えて、新規に参加される人を増やしていくための広報活動や障がいのある人が参加しやすい新たな競技種目の検討を行い、障がいのある人がひとりでも多く参加できるような事業展開をしていきます。

・手話通訳者養成講座

確実に手話通訳の登録者を増やすため、単年度でとらず、複数年にわたって計画的に講座や演習などを開催していきます。

・自動車運転免許取得費用・自動車改造費用助成

実績はあまり上がっておりませんが、障がいのある人が必要な時にいつでも利用できるよう、事業を継続していきます。



（３）地域生活支援事業の見込量確保のための方策

障がいのある人が、町で自立した日常生活を送ることや生きがいを感じながら、生活していくには、国が実施しているサービスだけでは限界があります。

それを補うためにも、町の事業である地域生活支援事業を充実していかなければなりません。

また、サービス提供の充実に終わらず、さらに地域の人たちの理解と協力を得て、障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう検討していきます。

◆相談支援体制の強化

本計画におきましても、引き続き、地域における支援体制の問題点や課題などについて地域自立支援協議会において協議、検討し、障がいのある人を相談支援するネットワークの構築及び地域の課題に対する取り組みを図ります。

また、障がいのある人の権利を守るために「さむかわ財産保全・管理あんしんサービス」を行っている寒川町社会福祉協議会と連携を図り、成年後見制度利用支援事業の活用にも繋げてまいります。

◆サービス提供事業所の整備

日中一時支援事業者が町内に1箇所、増えたところですが、移動支援につきましても、提供事業所が少なく利用者の要望に充分に応えることが難しい状況が続いています。

第4期計画におきましても、移動支援事業において適正な利用が出来るように見直しを行います。

◆地域支援体制の確立

地域支援体制の確立に向け、引き続いて地域でのネットワークを築き上げながら、町主催のイベントに積極的な参加をしてもらっています。

広報や地域活動団体、関係機関とのさらなる連携を図り、あらゆる町民がイベントへの参加を通じて、また、障がいのある人が作った手作り品を公共施設内で展示、販売などを行うことにより、障がいのある人への一層の理解と協力を促していきます。

資料編

■アンケート調査結果の概要■

障がいのある人の生活状況や福祉サービス利用状況等の把握、意見・要望を聴取し計画見直しのため、貴重な基礎資料とすることを目的に「障がい者福祉計画見直しのためのアンケート調査」を実施しました。

1. 調査の概要

(1) 調査の設計

■調査の時期：平成26年2月21日～3月7日

■調査の対象：身体障がい者 1,378人

知的障がい者 287人

精神障がい者 298人 合計1,963人

■調査の方法：郵送法

(2) 回収結果

■発送数：1,963

■回収数：1,015

■回収率：51.7%

(3) 報告書の見方

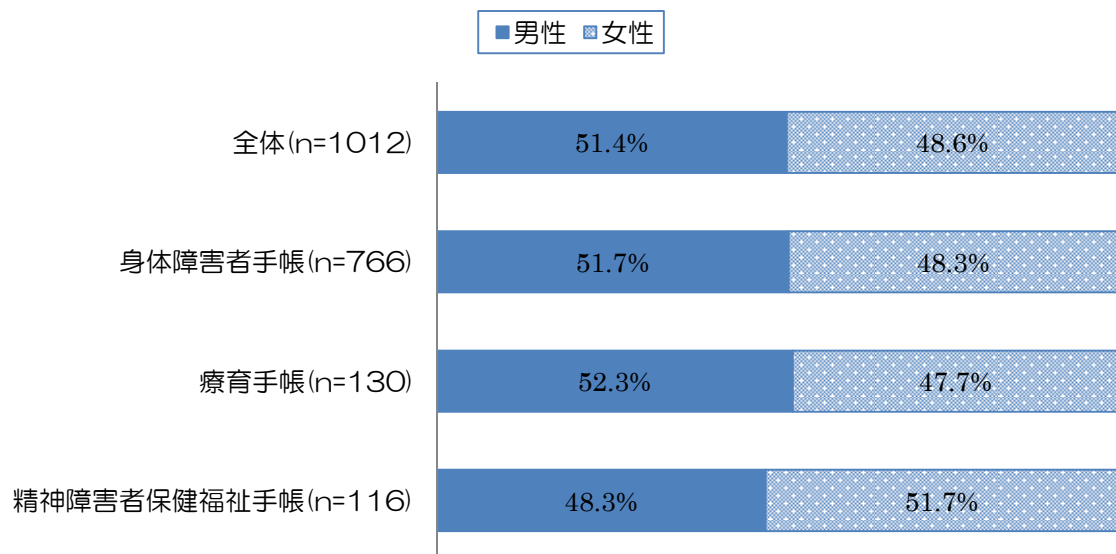
- (1) 調査結果の%表記については、小数第2位を四捨五入した値であるため、単数回答でも合計が必ずしも100%になるとは限りません。
- (2) また、表側には無回答が表示されていないので、足し合わせても全体に一致しない場合があります。
- (3) 複数回答の質問は、回答数を100%として各選択肢の%を算出しているため、合計は100%を超えています。
- (4) 図表中のnは回答数を示しています。
- (5) 手帳所持者は、複数の手帳を所持している人がいますので、各手帳の所持者数を足し合わせても全体（回収数）とは同数になりません。

2. 回答者の属性

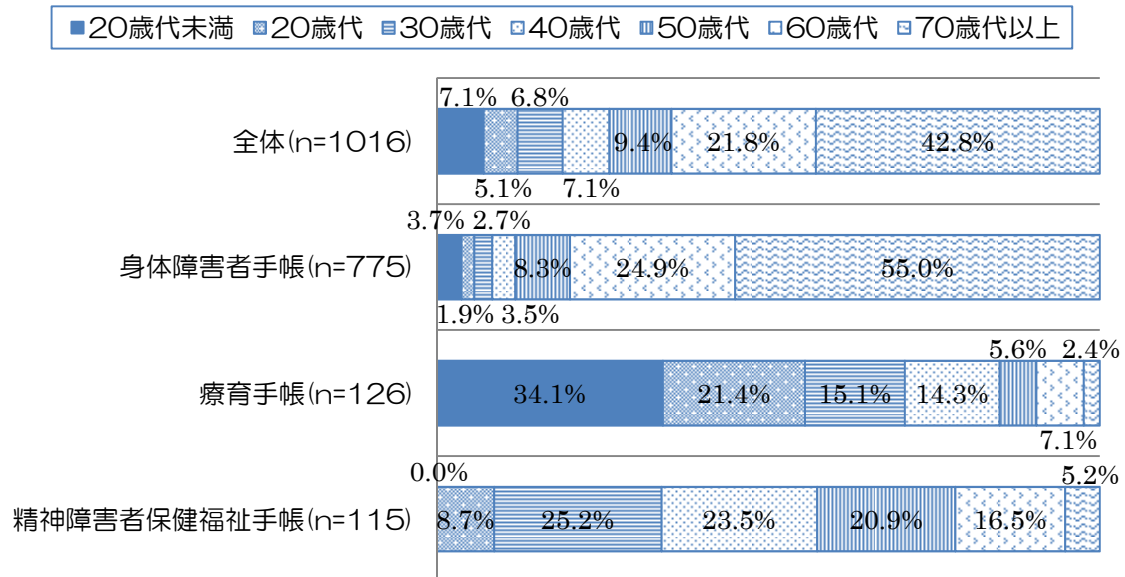
(1) 調査票記入者

	全体	本人が記入	本人の意見を確認し 家族等が記入	本人への確認できない ため家族等が記入
全体	100.0% 649人	48.8% 317	29.9% 194	21.3% 138
身体障害者手帳	100.0% 476人	53.6% 255	29.6% 141	16.8% 80
療育手帳	100.0% 99人	15.2% 15	33.3% 33	51.5% 51
精神障害者保健 福祉手帳	100.0% 74人	63.5% 47	27.0% 20	9.5% 7

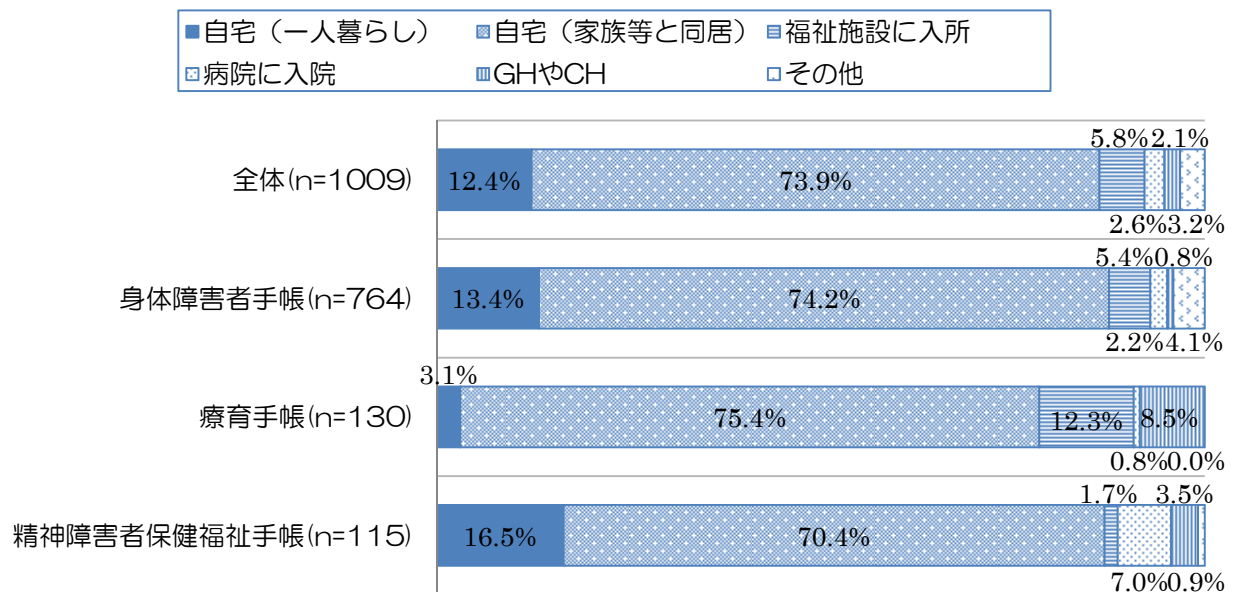
(2) 性別



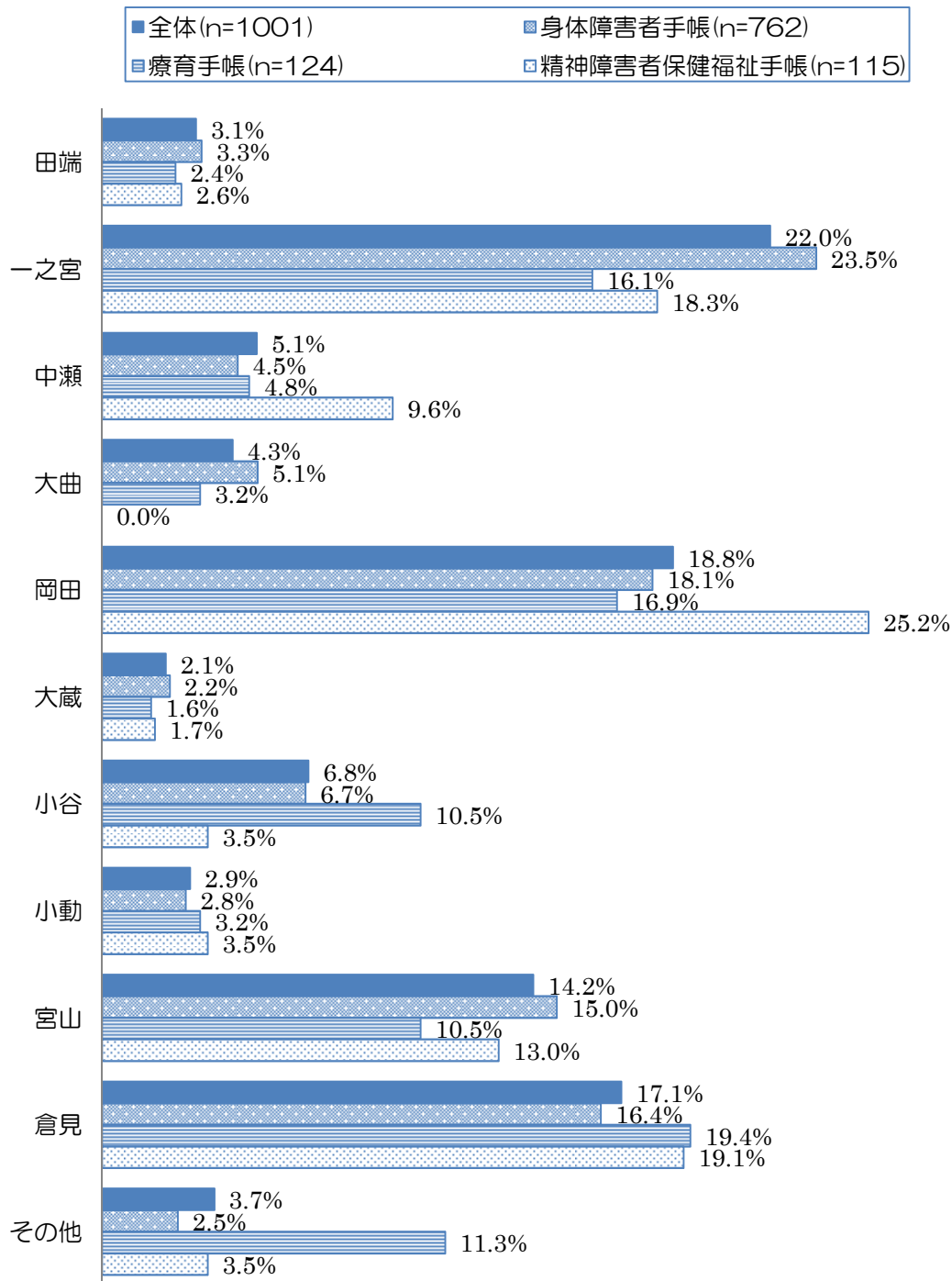
(3) 年齢



(4) 生活している場所



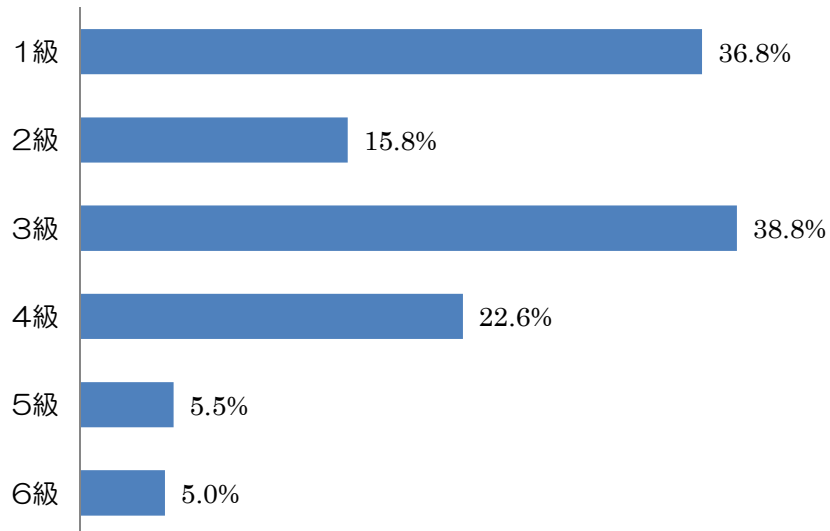
(5) 居住地



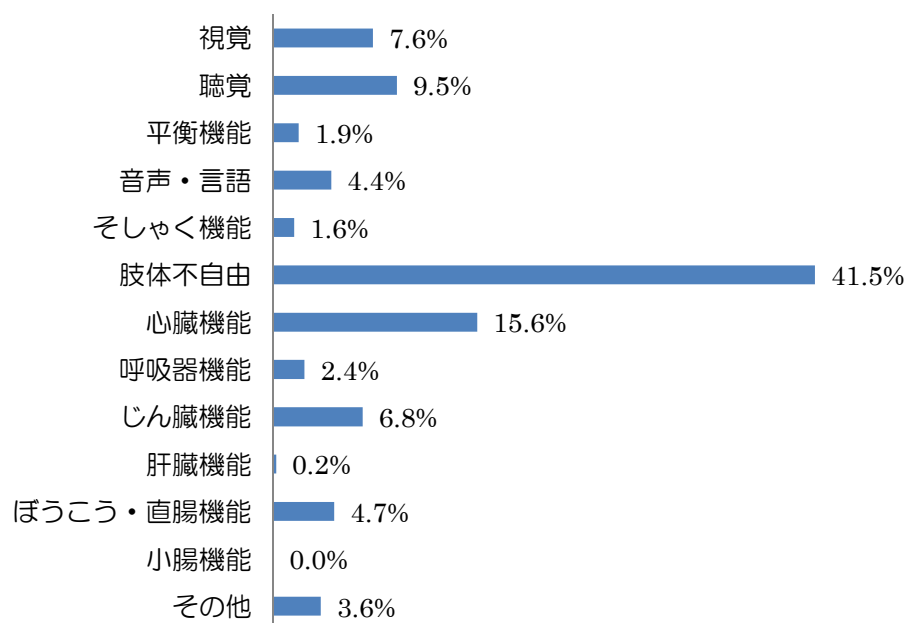
2. 障がいの状況について

(1) 身体障害者手帳所持者

① 障がいの等級 (n=778)

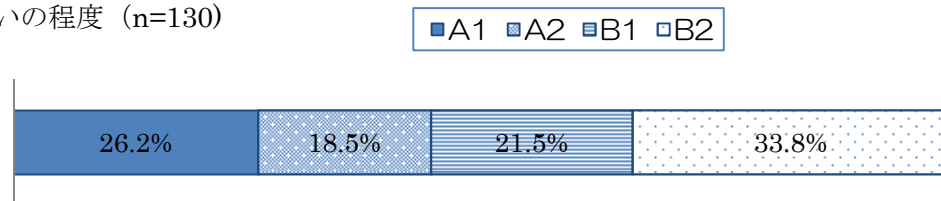


② 障がいの種別

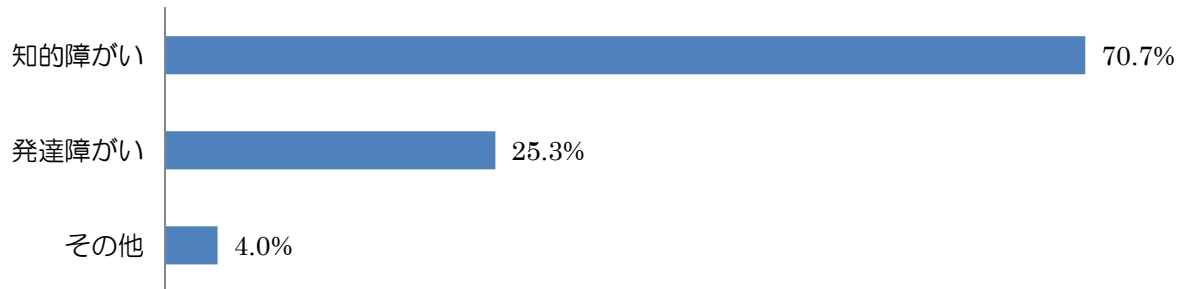


(2) 療育手帳所持者

①障がいの程度 (n=130)

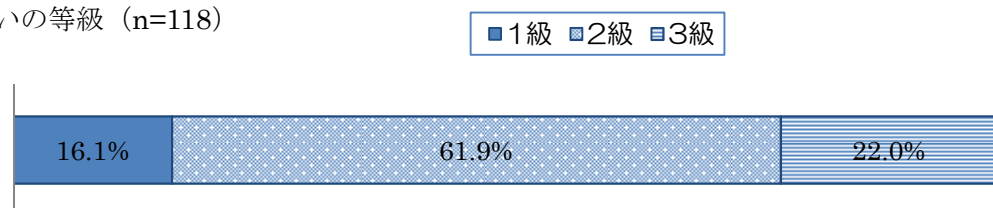


②障がいの種別 (n=150)

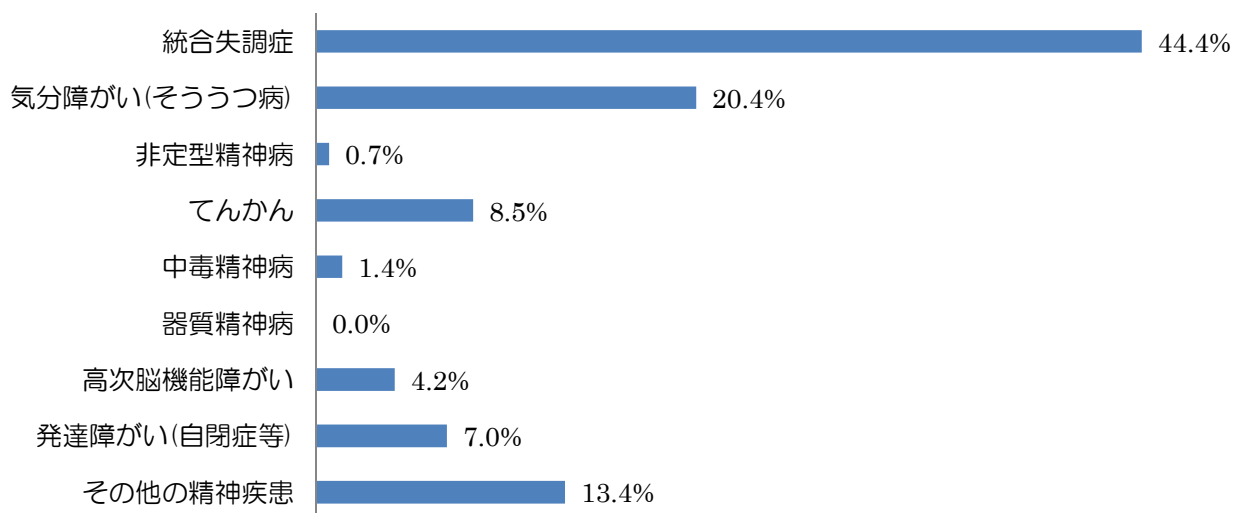


(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

①障がいの等級 (n=118)



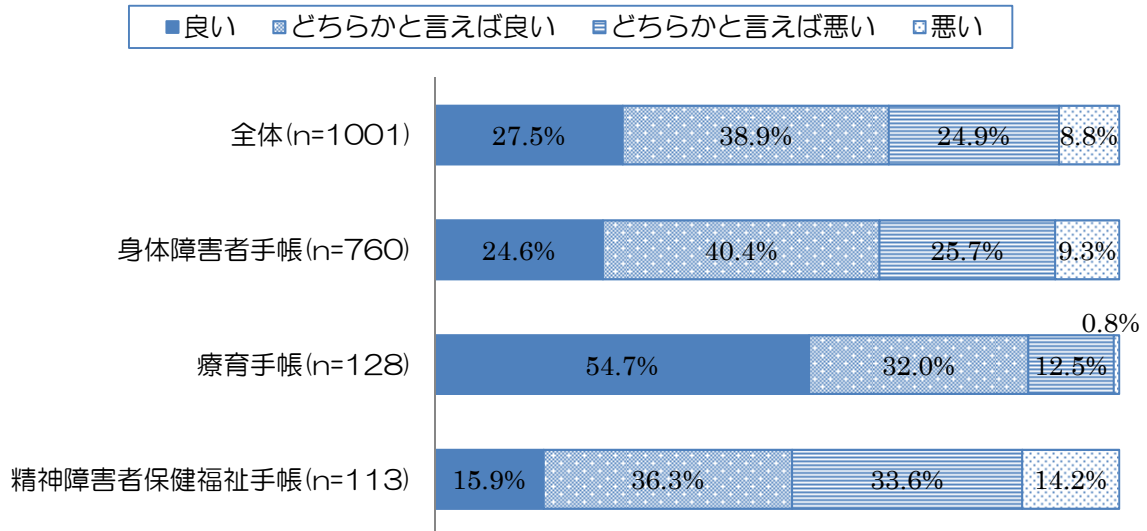
②障がいの種別



4. 健康や医療について

(1) 身体的な健康状態

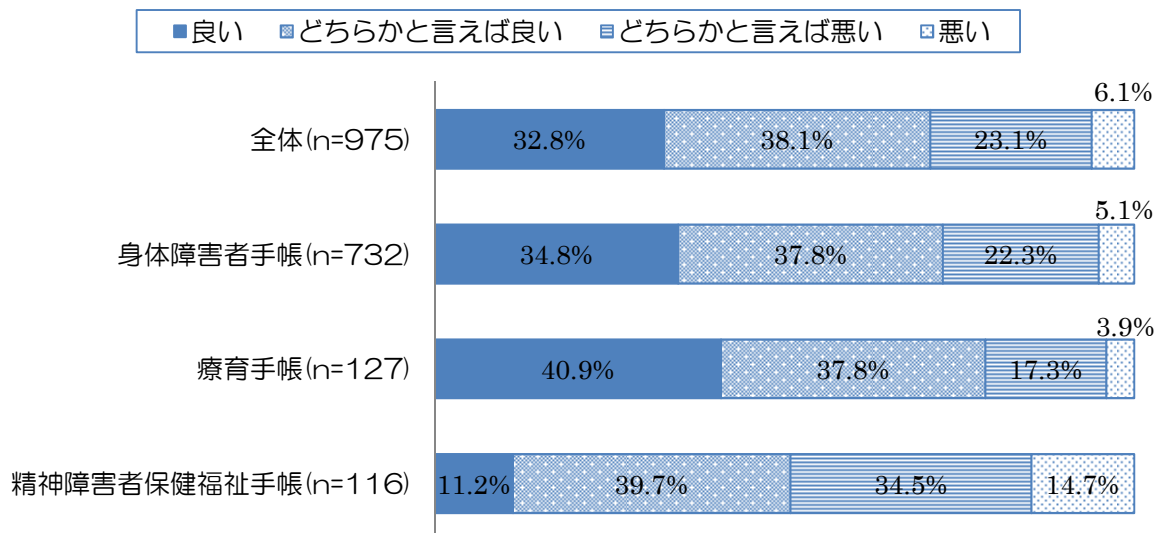
質問：ご本人の最近の身体的な健康状態（ここ3ヶ月以内）はいかがですか。



身体的な健康状態については、全体では「良い」と「どちらかと言えば良い」を合わせると約65%となっています。療育手帳所持者では「良い」が過半数を占め、精神保健福祉手帳では約16%と低くなっています。

(2) 精神的な健康状態

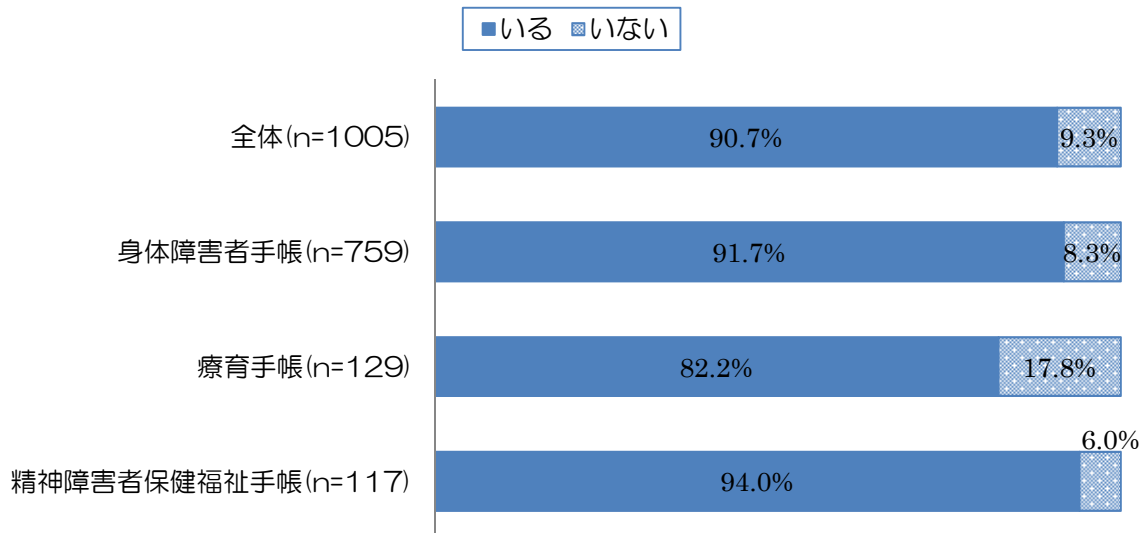
質問：ご本人の最近の精神的な健康状態（ここ3ヶ月以内）はいかがですか。



精神的な健康状態については、全体では「良い」と「どちらかと言えば良い」を合わせると7割ほどになっています。精神保健福祉手帳所持者では「悪い」と「どちらかと言えば悪い」の回答が多く、合わせると約5割となっています。

(3) かかりつけの医師（医療機関・診療所）について

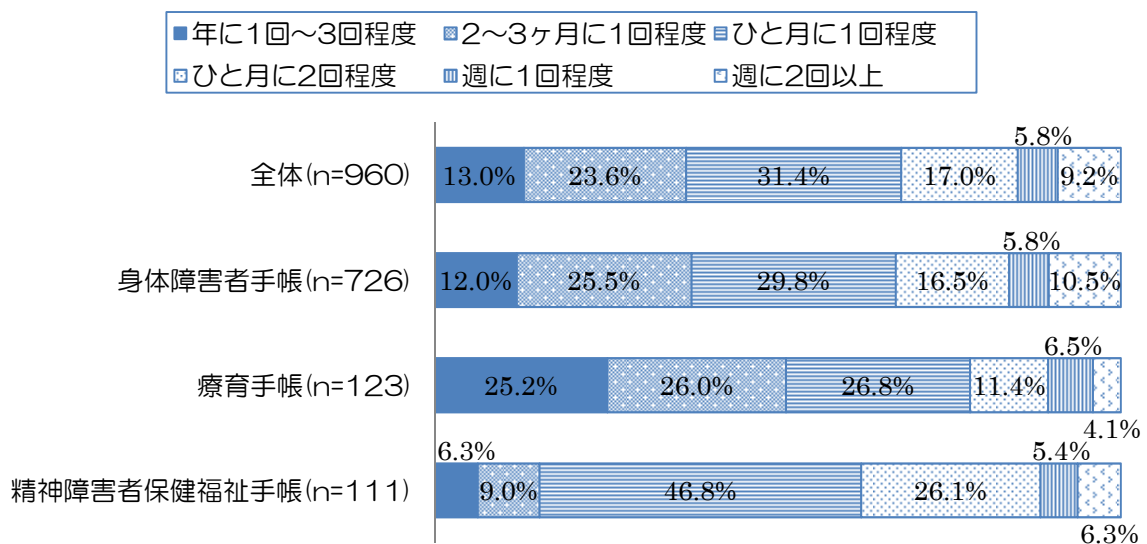
質問：日頃、ご本人が治療を受けたり、健康について相談できる「かかりつけの医師（医療機関・診療所）」がありますか。



かかりつけの医師（医療機関・診療所）については、「いる」とする人が全体で約9割を占めました。療育手帳所持者では「いない」との回答が2割弱ありました。

(4) 医療機関等へ行く回数

質問：ご本人が医療機関等へ行く回数は、どの程度ですか。



各対象で、「ひと月に1回程度」が最も高い割合を占めました。精神保健福祉手帳では、「年に1回～3回程度」「2～3カ月に1回程度」がその他障害手帳所持者より少ない傾向があるようです。

5. 日常生活について

(1) 日中の過ごし方

質問：ご本人は、主に日中どのように過ごしていますか。

	全体	幼稚園等や学校 (普通級)へ通っている	学校(特別支援 級)へ通っている	学校(養護学校) へ通っている	常勤で勤務してい る(正社員等)	アルバイト・パー トで働いている
全体	100.0% 964人	1.9% 18人	2.5% 24人	2.7% 26人	7.6% 73人	6.3% 61人
身体障害者手帳	100.0% 725人	1.4% 10人	1.1% 8人	1.2% 9人	7.9% 57人	5.8% 42人
療育手帳	100.0% 128人	6.3% 8人	12.5% 16人	12.5% 16人	7.0% 9人	9.4% 12人
精神障害者保健 福祉手帳	100.0% 111人	0.0% 0人	0.0% 0人	0.9% 1人	6.3% 7人	6.3% 7人

	全体	福祉施設へ通っ ている	家にいる、家事等 の手伝いをしてい る	入所施設で過ご している	その他
全体	100.0% 964人	11.7% 113人	23.3% 225人	6.7% 65人	37.2% 359人
身体障害者手帳	100.0% 725人	7.3% 53人	26.9% 195人	6.2% 45人	42.2% 306人
療育手帳	100.0% 128人	28.9% 37人	4.7% 6人	11.7% 15人	7.0% 9人
精神障害者保健 福祉手帳	100.0% 111人	20.7% 23人	21.6% 24人	4.5% 5人	39.6% 44人

日中の過ごし方としては、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳所持者では、「その他」に次いで「家にいる、家事等の手伝いをしている」が多く、療育手帳では「福祉施設へ通っている」が最も多く、「幼稚園、学校(普通級、特別支援級、養護学校)へ通っている」など就学中の方が3割と多いのも特徴です。

(2) 主な介助者

質問：ご本人は、普段の生活で介助を必要としていますか。介助が必要な方は、主に介助している方をお答えください。

	全体	母親	父親	配偶者	兄弟姉妹	子	子の配偶者
全体	100.0% 837人	12.5% 105人	1.0% 8人	17.8% 149人	1.1% 9人	5.3% 44人	0.8% 7人
身体障害者手帳	100.0% 637人	6.6% 42人	0.0% 0人	21.8% 139人	1.1% 7人	6.8% 43人	1.1% 7人
療育手帳	100.0% 110人	47.3% 52人	3.6% 4人	0.0% 0人	0.9% 1人	0.0% 0人	0.0% 0人
精神障害者保健福祉手帳	100.0% 90人	12.2% 11人	4.4% 4人	11.1% 10人	1.1% 1人	1.1% 1人	0.0% 0人

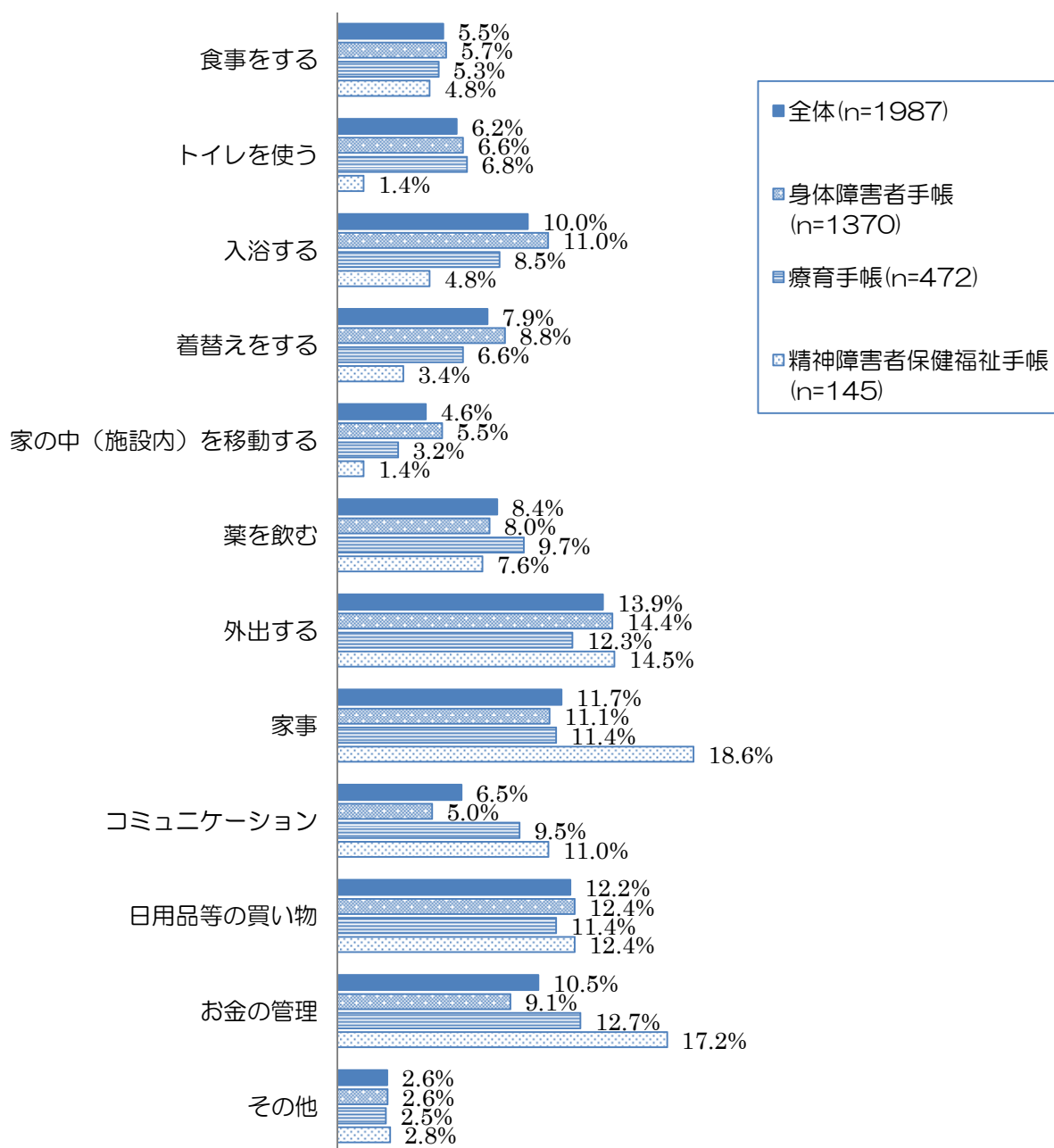
	全体	その他親族	ホームヘルパー	施設職員	近所の方、知人	介助は必要ない	その他
全体	100.0% 837人	1.0% 8人	3.7% 31人	8.2% 69人	0.4% 3人	43.8% 367人	4.4% 37人
身体障害者手帳	100.0% 637人	0.8% 5人	3.3% 21人	6.8% 43人	0.3% 2人	48.2% 307人	3.3% 21人
療育手帳	100.0% 110人	0.0% 0人	4.5% 5人	18.2% 20人	0.0% 0人	24.5% 27人	0.9% 1人
精神障害者保健福祉手帳	100.0% 90人	3.3% 3人	5.6% 5人	6.7% 6人	1.1% 1人	36.7% 33人	16.7% 15人

主な介助者は、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳所持者では「介助は必要ない」がともに3分の1以上を占め最も高く、療育手帳所持者では4分の1でした。

介助者は、身体障害者手帳所持者では「配偶者」が約2割、精神保健福祉手帳では「母親」および「配偶者」がそれぞれ1割強、療育手帳所持者では「母親」が約半数を占め、最も高くなっています。

(3) 介助や支援が必要な項目

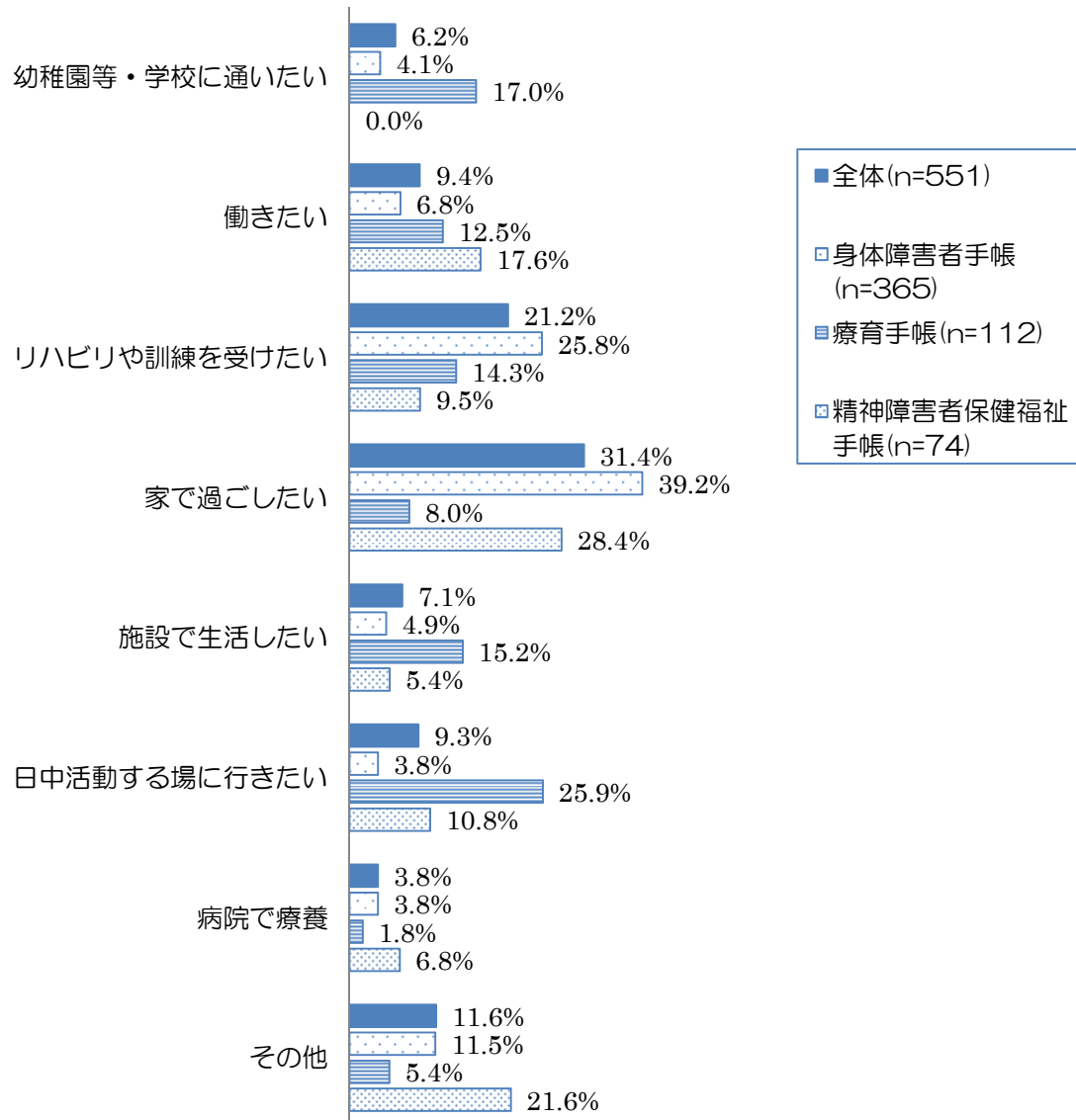
質問：普段の生活で介助を必要としている方のみお聞きします。介助や支援が必要な項目は次のうちどれですか。（あてはまるもの全てに○）



身体障害者手帳所持者では、「外出する」、次いで「日用品の買い物」に介助や支援が必要という回答が高くなっています。療育手帳所持者では、「お金の管理」「外出する」「日用品等の買い物」「家事」が高く、また他の障害者手帳所持者と比べて、「薬を飲む」が高いのも特徴です。精神保健福祉手帳所持者では、「家事」「お金の管理」に介助や支援が必要という回答が高くなっています。

(4) これからの活動希望

質問：ご本人は、これからどのような活動をしたいと思いますか。（あてはまるもの全てに○）



身体障害手帳と精神保健福祉手帳所持者ではともに「家で過ごしたい」が最も高い割合です。療育手帳所持者では「日中活動をする場」「幼稚園等、学校」に通いたいという回答が多く、「施設で生活したい」という回答も多いのが特徴です。

6. 就労状況について

(1) 就労の状況

質問：ご本人の就労状況についてお答えください。

	全体	正社員	契約社員	パート・アル バイト	自営業
全体	100.0% 917人	7.0% 64人	1.5% 14人	6.8% 62人	2.1% 19人
身体障害者手帳	100.0% 691人	7.2% 50人	1.6% 11人	5.8% 40人	2.3% 16人
療育手帳	100.0% 116人	6.9% 8人	1.7% 2人	11.2% 13人	0.9% 1人
精神障害者保健 福祉手帳	100.0% 110人	5.5% 6人	0.9% 1人	8.2% 9人	1.8% 2人

	全体	家業手伝い	福祉施設への 通所	働いていない	その他
全体	100.0% 917人	2.6% 24人	8.3% 76人	66.5% 610人	5.2% 48人
身体障害者手帳	100.0% 691人	2.5% 17人	3.2% 22人	71.8% 496人	5.6% 39人
療育手帳	100.0% 116人	1.7% 2人	34.5% 40人	39.7% 46人	3.4% 4人
精神障害者保健 福祉手帳	100.0% 110人	4.5% 5人	12.7% 14人	61.8% 68人	4.5% 5人

各対象とも「働いていない」との回答が最も高く、身体障害者手帳所持者で7割強、精神保健福祉手帳所持者で6割強を占めています。療育手帳所持者でも「働いていない」は4割弱と高い数値ですが、「福祉施設への通所」も3分の1を占めています。

質問：働いている方、または通所されている方にお聞きします。週に何日通われていますか。

	全体	1日～2日	3日～4日	5日	6日以上
全体	100.0% 275人	14.9% 41人	24.0% 66人	53.5% 147人	7.6% 21人
身体障害者手帳	100.0% 175人	17.1% 30人	28.6% 50人	44.0% 77人	10.3% 18人
療育手帳	100.0% 62人	4.8% 3人	11.3% 7人	80.6% 50人	3.2% 2人
精神障害者保健 福祉手帳	100.0% 38人	21.1% 8人	23.7% 9人	52.6% 20人	2.6% 1人

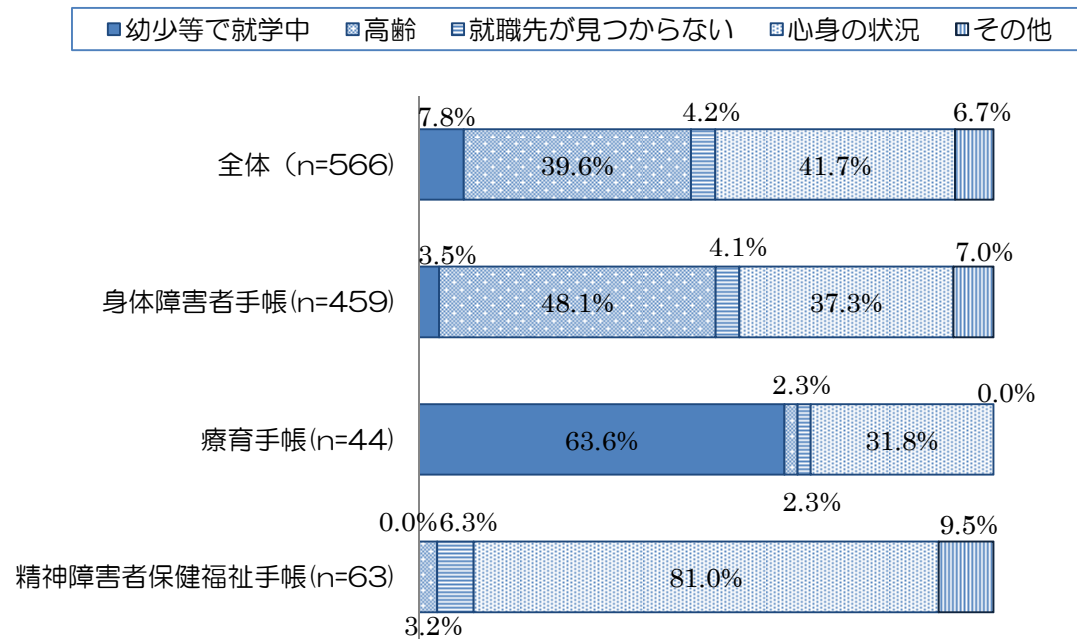
各対象とも、「週5日」との回答が最も高く、療育手帳所持者では8割、精神保健福祉手帳所持者も過半数を超えています。

質問：働いている方、または通所されている方にお聞きします。1日に何時間働いていますか、または過ごされていますか。

	全体	1時間未満	1時間以上 4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上	不定期
全体	100.0% 251人	1.6% 4人	14.3% 36人	65.7% 165人	18.3% 46人	5.2% 13人
身体障害者手帳	100.0% 157人	1.3% 2人	15.9% 25人	58.6% 92人	24.2% 38人	5.7% 9人
療育手帳	100.0% 58人	3.4% 2人	6.9% 4人	84.5% 49人	5.2% 3人	3.4% 2人
精神障害者保健福祉手帳	100.0% 36人	0.0% 0人	19.4% 7人	66.7% 24人	13.9% 5人	5.6% 2人

各対象とも、「4時間以上 8時間未満」という回答が最も高い割合を占めました。

質問：「働いていない」とお答えの方にお聞きします。働いていない理由は何ですか。



身体障害者手帳所持者の約半数は「高齢」、また「心身の状況」が約 37%と高く、療育手帳所持者は、「就学中」の方が 60%を超えています。精神障害者保健福祉手帳所持者の約 80%は「心身の状況」のため、就労が難しいと回答しています。

(2) 就労の希望

質問：「働いていない」とお答えの方にお聞きします。働くに当たりどのように働きたいですか。

	全体	正社員	契約社員	パート・アルバイト	自営業
全体	100.0% 407人	4.7% 19人	1.0% 4人	11.5% 47人	2.2% 9人
身体障害者手帳	100.0% 309人	2.6% 8人	1.0% 3人	11.3% 35人	2.9% 9人
療育手帳	100.0% 42人	14.3% 6人	0.0% 0人	7.1% 3人	0.0% 0人
精神障害者保健福祉手帳	100.0% 56人	8.9% 5人	1.8% 1人	16.1% 9人	0.0% 0人

	全体	家業手伝い	福祉施設等へ通所	まだわからない	その他
全体	100.0% 407人	2.9% 12人	6.6% 27人	33.7% 137人	37.3% 152人
身体障害者手帳	100.0% 309人	3.2% 10人	5.8% 18人	29.8% 92人	43.4% 134人
療育手帳	100.0% 42人	0.0% 0人	16.7% 7人	47.6% 20人	14.3% 6人
精神障害者保健福祉手帳	100.0% 56人	3.6% 2人	3.6% 2人	44.6% 25人	21.4% 12人

働くに当たりどのように働きたいかという質問に対し、各対象とも「まだわからない」との回答は高く、身体障害者手帳所持者では「その他」との回答が最も高い割合を占めました。

(3) 月の収入

質問：ご本人の、月の全ての収入はどのくらいですか。

	全体	1万円未満	1万円以上5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上15万円未満
全体	100.0% 906人	4.1% 37人	10.7% 97人	24.2% 219人	17.1% 155人
身体障害者手帳	100.0% 684人	2.6% 18人	9.5% 65人	20.8% 142人	18.0% 123人
療育手帳	100.0% 112人	12.5% 14人	17.0% 19人	33.0% 37人	8.9% 10人
精神障害者保健福祉手帳	100.0% 110人	4.5% 5人	11.8% 13人	36.4% 40人	20.0% 22人

	全体	15万円以上20万円未満	20万円以上25万円未満	25万円以上	なし（不明含む）
全体	43.9% 398人	14.0% 127人	9.1% 82人	7.7% 70人	13.1% 119人
身体障害者手帳	49.1% 336人	17.1% 117人	11.4% 78人	9.6% 66人	11.0% 75人
療育手帳	28.6% 32人	2.7% 3人	0.0% 0人	1.8% 2人	24.1% 27人
精神障害者保健福祉手帳	27.3% 30人	6.4% 7人	3.6% 4人	1.8% 2人	15.5% 17人

月の全ての収入について、各対象とも「5万円以上10万円未満」が最も高くなっていますが、療育手帳では「なし（不明も含む）」、精神保健福祉手帳所持者では「10万円以上15万円未満」との回答も高くなっています。

(4) 主な収入源

質問：主な収入源は、どれですか。

	全体	障害年金	障害者（児） 手当等	生活保護費	家族・親族か らの仕送り
全体	100.0% 661人	27.7% 183人	3.0% 20人	5.6% 37人	1.2% 8人
身体障害者手帳	100.0% 501人	18.2% 91人	1.6% 8人	5.0% 25人	1.2% 6人
療育手帳	100.0% 78人	57.7% 45人	15.4% 12人	0.0% 0人	0.0% 0人
精神障害者保健 福祉手帳	100.0% 82人	57.3% 47人	0.0% 0人	14.6% 12人	2.4% 2人

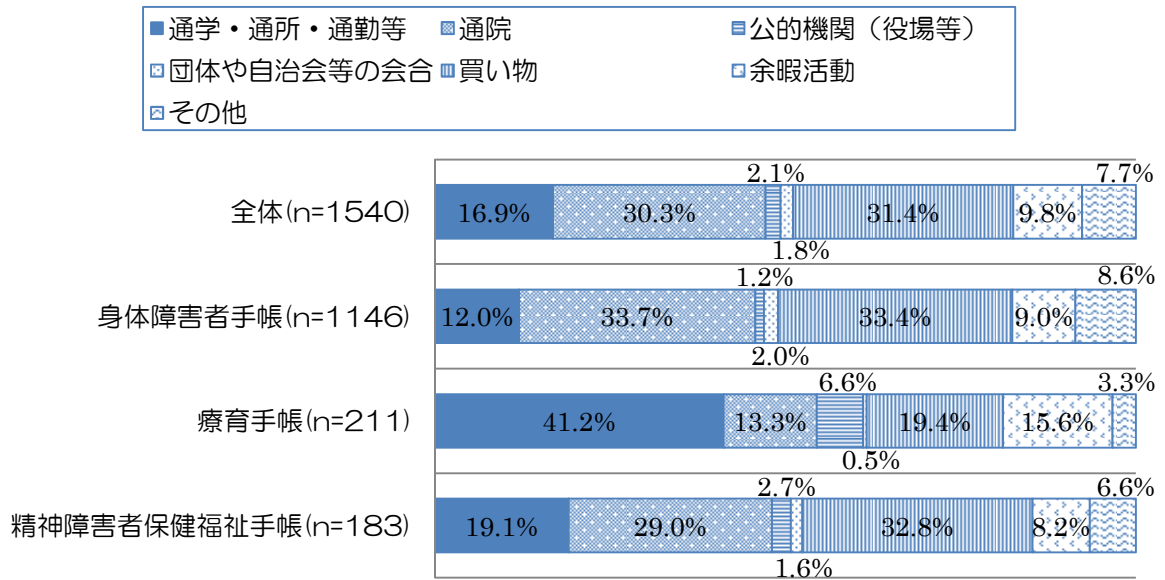
	全体	福祉施設、作 業所等の工賃	不動産等の財 産収入	障害年金以外 の年金	その他
全体	100.0% 661人	2.1% 14人	3.5% 23人	43.1% 285人	10.0% 66人
身体障害者手帳	100.0% 501人	0.6% 3人	4.4% 22人	55.1% 276人	12.6% 63人
療育手帳	100.0% 78人	10.3% 8人	0.0% 0人	1.3% 1人	1.3% 1人
精神障害者保健 福祉手帳	100.0% 82人	3.7% 3人	1.2% 1人	9.8% 8人	2.4% 2人

主な収入源としては、身体障害者所持者では「障害年金以外の年金」が過半数を超えて最も高くなっています。療育手帳、精神保健福祉手帳所持者では「障害年金」がともに約 57% を占め、最も高くなっています。

7. 外出や地域活動について

(1) 外出の目的

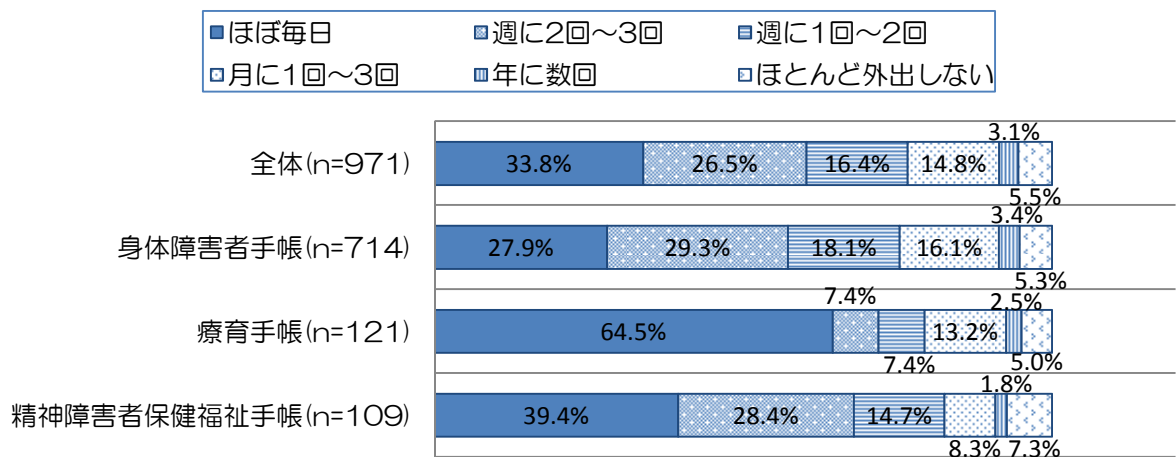
質問：どのような目的で外出していますか。（多いものから二つに○）



身体障害者手帳、精神保健福祉手帳所持者では「買い物」と「通院」がともに3割前後と高い回答率でした。療育手帳所持者では「通学・通所・通勤等」が41.2%と他の障害者手帳所持者と比較し、極めて高い割合です。

(2) 外出頻度

質問：ご本人の外出の頻度はどのくらいですか。

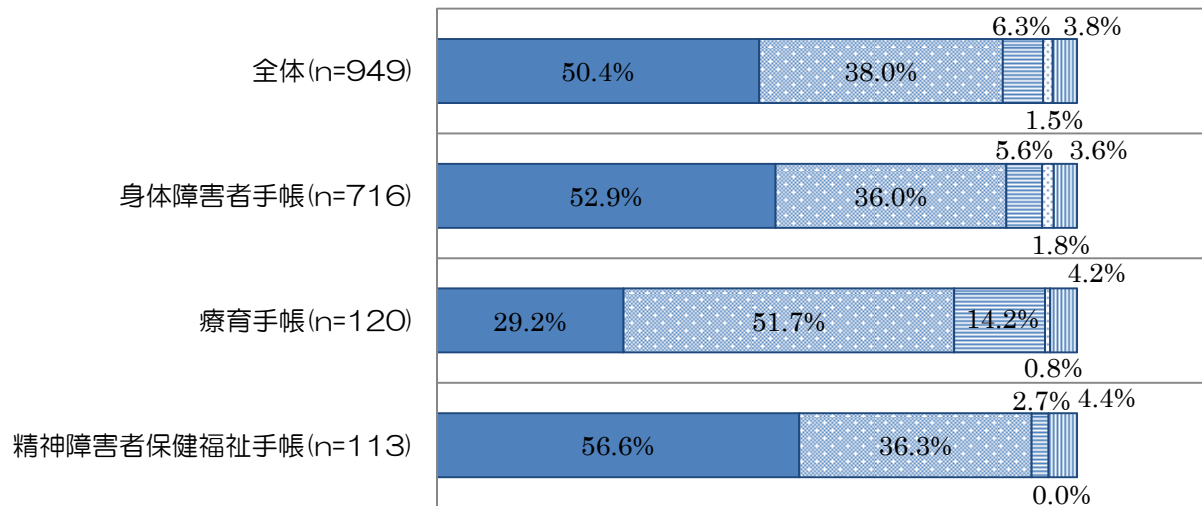


身体障害者所持者は「週に2回～3回」に次いで「ほぼ毎日」の割合が高く、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者では、「ほぼ毎日」が最も高い割合を占めました。特に療育手帳では約65%が「ほぼ毎日」との回答になりました。

(3) 外出の際のつきそい

質問：ご本人が外出する際、主にどのような方がつきそい（支援）していますか。

■一人で外出する ■家族等のつきそい ■家族以外（ヘルパー等） □友人 ■その他



身体障害者手帳、精神保健福祉手帳所持者では「1人で外出する」が過半数を占めました。療育手帳では「家族等のつきそい」が最も高いですが、「家族以外（ヘルパー等）」も14.2%と高いのも特徴です。

(4) 外出する際の手段

質問：ご本人が外出する際、どのようなかたちで外出していますか。もっとも多い手段を選んでください。

	全体	公共交通機関	タクシー(福祉タクシー以外)	福祉タクシー	家族等の車
全体	100.0% 926人	21.6% 200人	3.2% 30人	2.8% 26人	37.7% 349人
身体障害者手帳	100.0% 695人	19.7% 137人	4.2% 29人	3.2% 22人	37.8% 263人
療育手帳	100.0% 128人	26.6% 34人	0.0% 0人	2.3% 3人	40.6% 52人
精神障害者保健福祉手帳	100.0% 103人	28.2% 29人	1.0% 1人	1.0% 1人	33.0% 34人

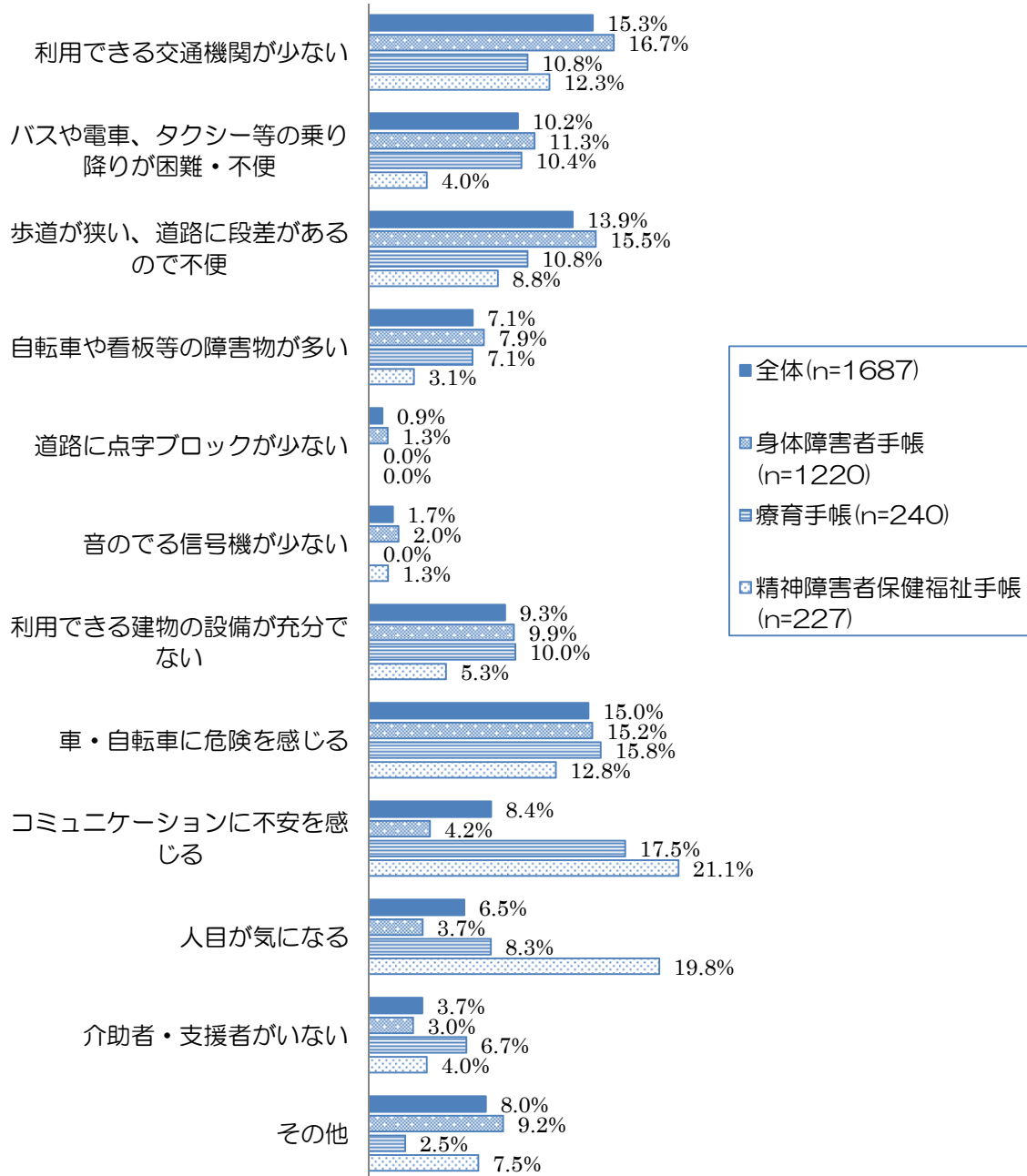
	全体	友人の車	町社協の送迎サービス	徒歩	その他
全体	100.0% 926人	0.9% 8人	2.1% 19人	12.6% 117人	19.1% 177人
身体障害者手帳	100.0% 695人	0.7% 5人	1.6% 11人	12.5% 87人	20.3% 141人
療育手帳	100.0% 128人	0.8% 1人	5.5% 7人	14.1% 18人	10.2% 13人
精神障害者保健福祉手帳	100.0% 103人	1.9% 2人	1.0% 1人	11.7% 12人	22.3% 23人

各対象で「家族等の車」「公共交通機関」が高くなっていますが、身体障害者手帳所持者では「公共交通機関」が2割を切り、「タクシー（福祉タクシー以外）」の利用が若干高いのが目につきます。

※福祉タクシー：高齢者や身体に障がいのある人等の病院・施設等への通院等のニーズに対応したサービスとして、車いす利用者や寝たきりの人の輸送を目的に、車いす・寝台（ストレッチャー）のまま乗降できるリフトなどを備えた専用のタクシー車両による輸送サービスです。

(5) 外出の際、困ること

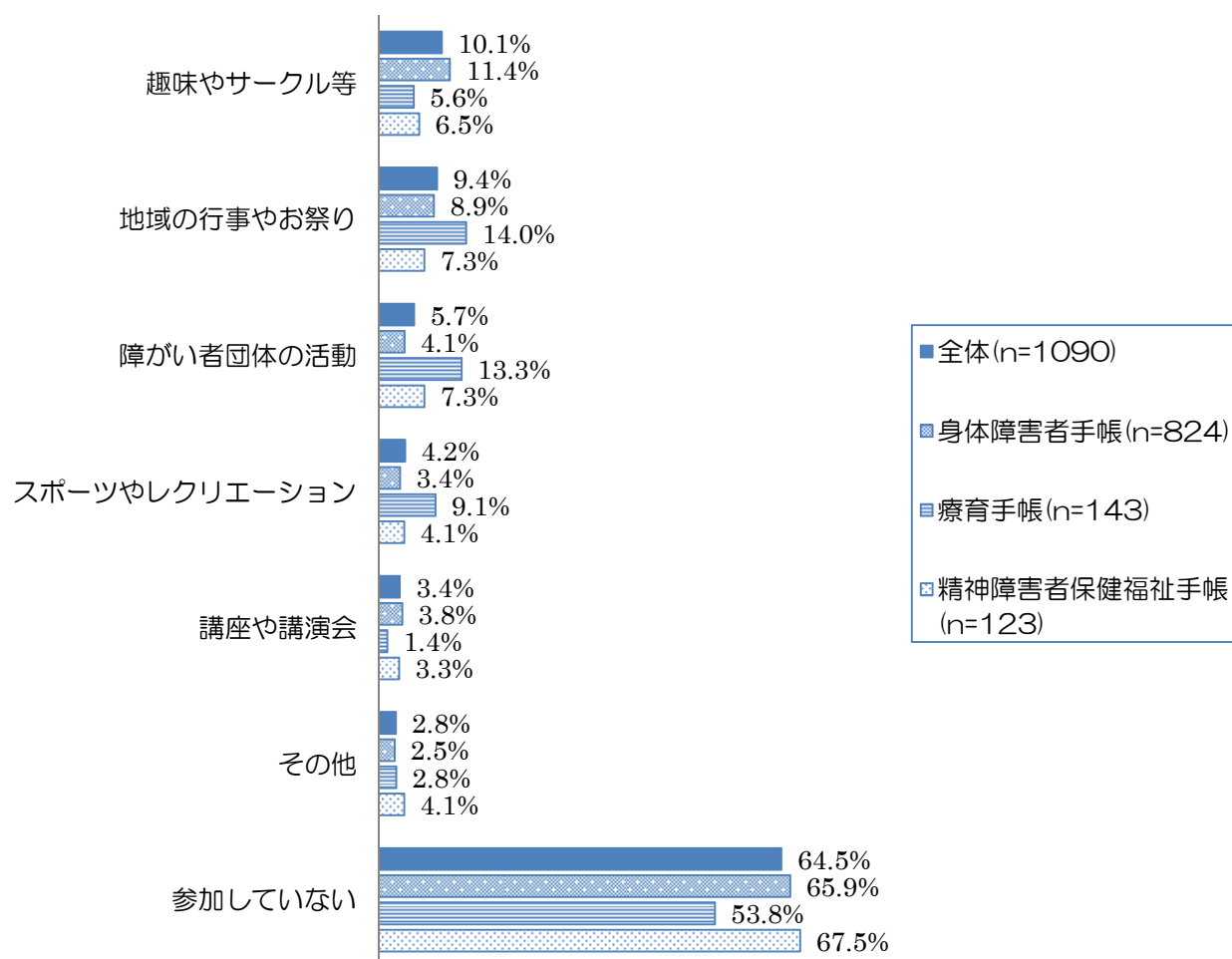
質問：外出している際、または、外出しようとする際に困ることはどのような事ですか。（あてはまるもの全てに○）



身体障害者手帳所持者では、「利用できる交通機関が少ない」「歩道が狭い、道路に段差があるので不便」が高く、療育手帳所持者では「コミュニケーションに不安を感じる」、精神保健福祉手帳所持者では、「コミュニケーションに不安を感じる」「人目が気になる」が高くなっています。また、各対象に共通して「車・自転車に危険を感じる」方は高い傾向にあるようです。

(6) 地域活動の参加状況

質問：ご本人について、地域での活動に参加していますか。（あてはまるもの全てに○）

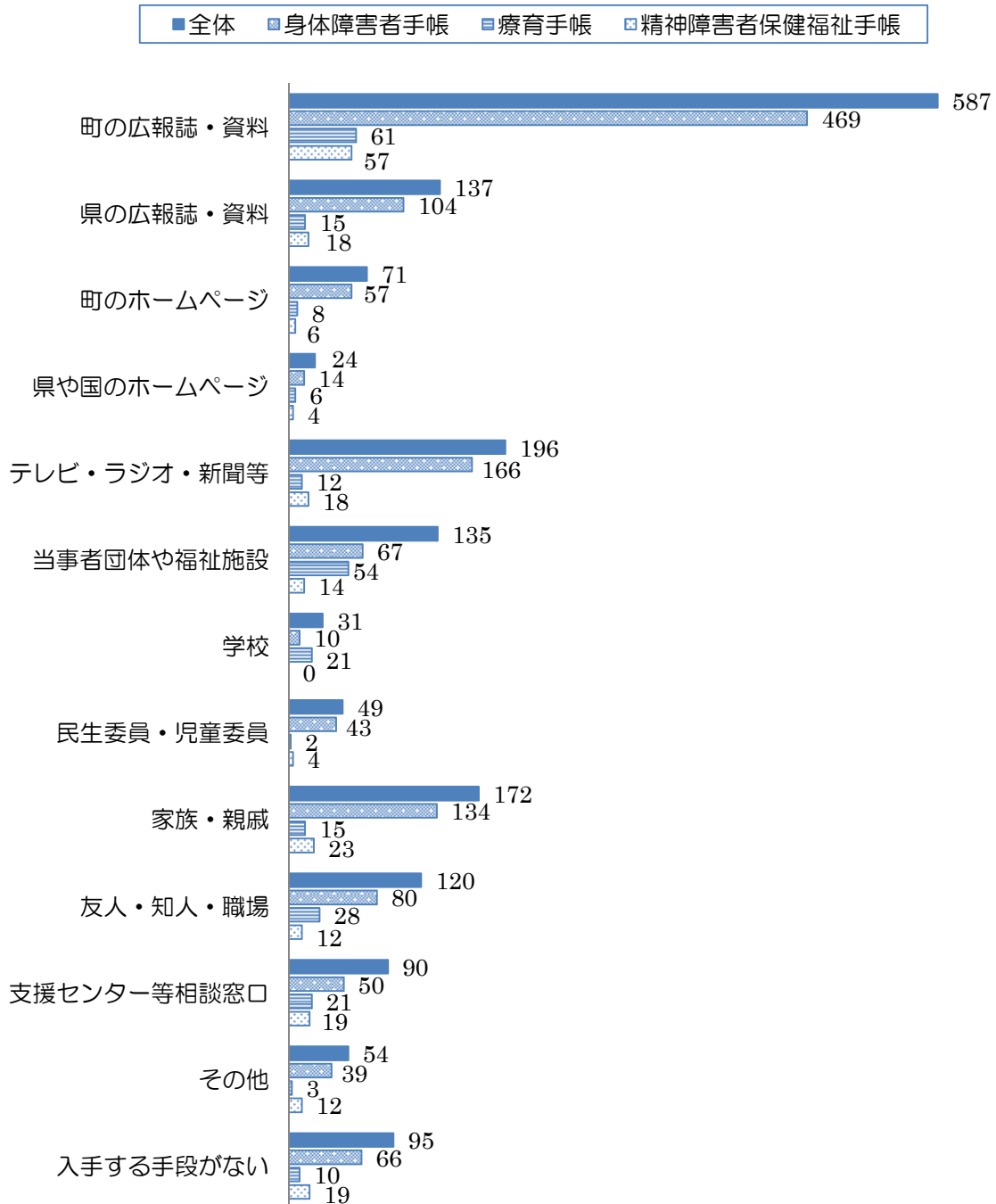


各対象で「参加していない」の回答が過半数を占めています。身体障害者手帳所持者では「趣味やサークル等」、療育手帳所持者では「地域の行事やお祭り」「障がい者団体の活動」の回答が1割を超えています。

8. 相談・情報等について

(1) 福祉サービス等の情報入手先

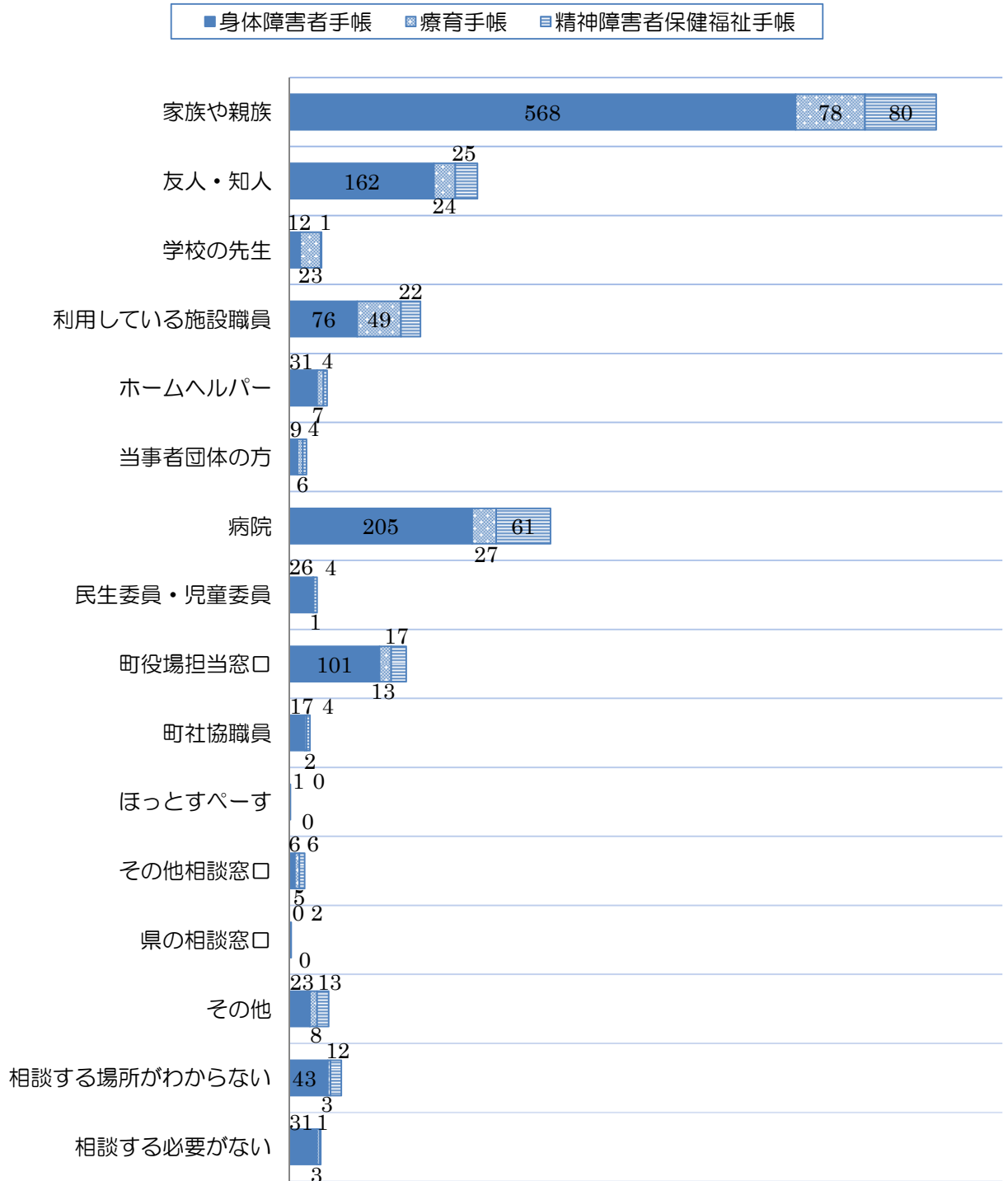
質問：ご本人について、福祉サービス等の情報について、どのように入手していますか。あてあまるものを選んでください。



「町の広報誌、資料」「テレビ、ラジオ、新聞」「家族・親戚」の順で高いものになっています。一方で、「入手する手段がない」は低い割合となっています。

(2) 相談相手

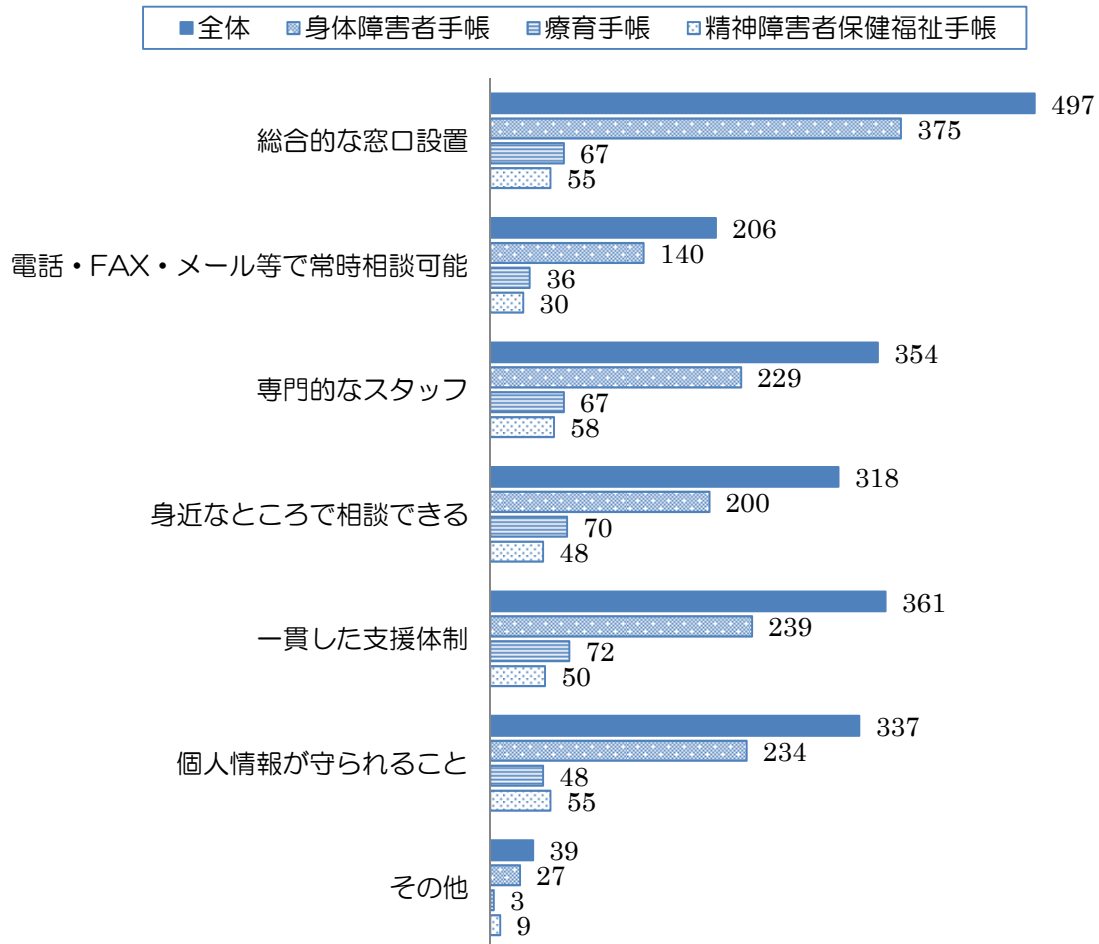
質問：ご本人は、困った事や悩み事、心配事があったとき、どなたへ相談していますか。あてはまるものを選んでください。



相談相手としては、「家族や親族」が最も高い割合を占め、「病院」「友人・知人」との回答が続きます。

(3) 相談機能のために必要なこと

質問：相談機能の充実のために、どのような事が必要だと思います。（あてはまるもの全てに○）

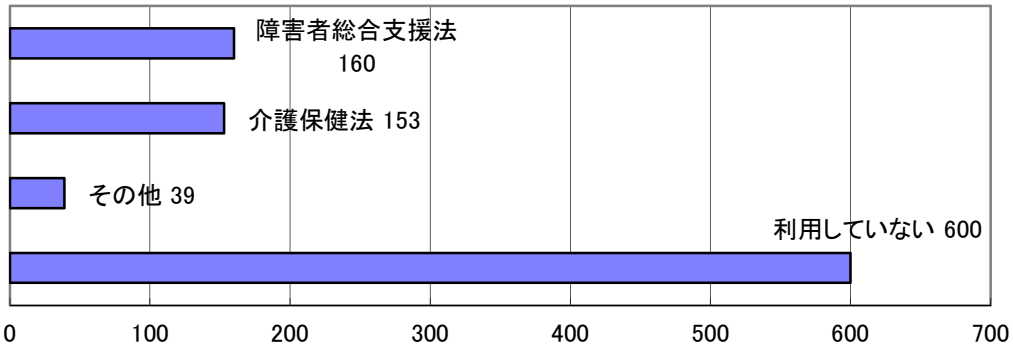


相談機能のために必要なこととしては、身体障害者手帳所持者では「総合窓口を設置」が最も高い回答率を占め、「一貫した支援体制の充実」「専門的なスタッフがいる」との回答が続きます。療育手帳所持者では「一貫した支援体制」が最も多く、「総合的な窓口設置」と「専門的なスタッフがいる」が同数の回答でした。世親保健福祉手帳所持者では「専門的なスタッフがいる」が最も多く、続いて「総合的な窓口設置」と「個人情報が守られること」が同数でした。

9. 福祉サービス等の利用状況・意向について

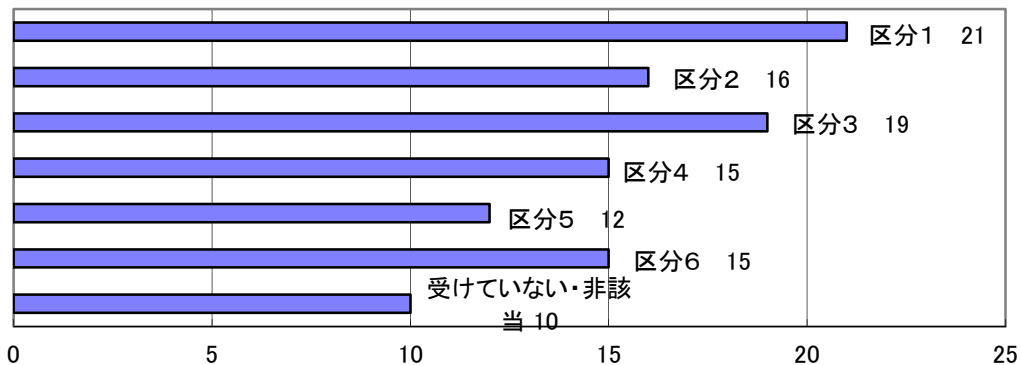
(1) サービス等の利用状況

質問：ご本人は障害者総合支援法あるいは介護保険法によるサービス等を利用していますか。

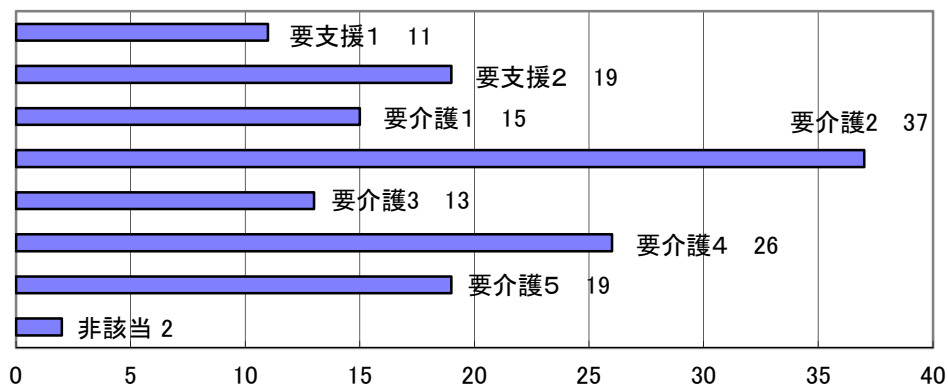


「利用していない」が過半数を占め、「障害者総合支援法」「介護保険法」のサービスを利用しているのはほぼ同数でした。

質問：ご本人の「障害程度区分」についてお答えください。



質問：ご本人の「要介護状態区分」についてお答えください。



(2) 具体的な福祉サービスの利用量と希望量

質問：ご本人の福祉サービスについてご回答ください。「現在の利用量」と「今後の利用の意向または希望量」について、あてはまるすべての数字に○をしてください。

ア. 居宅介護

現在の利用量	全体	毎日	週に3～6回程度	週に1～2回程度	2週間に1～2回程度	1ヶ月に1～2回程度	利用していない
全体	100.0% 379人	2.4% 9人	3.7% 14人	6.6% 25人	1.3% 5人	0.5% 2人	85.5% 324人
身体障害者手帳	100.0% 275人	1.8% 5人	3.6% 10人	7.6% 21人	1.1% 3人	0.4% 1人	85.5% 235人
療育手帳	100.0% 58人	1.7% 1人	5.2% 3人	1.7% 1人	0.0% 0人	1.7% 1人	89.7% 52人
精神障害者保健福祉手帳	100.0% 46人	6.5% 3人	2.2% 1人	6.5% 3人	4.3% 2人	0.0% 0人	80.4% 37人
今後の利用意向または希望量	全体	毎日	週に3～6回程度	週に1～2回程度	2週間に1～2回程度	1ヶ月に1～2回程度	希望しない
全体	100.0% 361人	6.1% 22人	8.9% 32人	10.8% 39人	2.2% 8人	3.0% 11人	69.0% 249人
身体障害者手帳	100.0% 264人	6.4% 17人	9.5% 25人	11.7% 31人	3.0% 8人	2.3% 6人	67.0% 177人
療育手帳	100.0% 53人	3.8% 2人	3.8% 2人	11.3% 6人	0.0% 0人	5.7% 3人	75.5% 40人
精神障害者保健福祉手帳	100.0% 44人	6.8% 3人	11.4% 5人	4.5% 2人	0.0% 0人	4.5% 2人	72.7% 32人

イ. 重度訪問介護

現在の利用量	全体	毎日	週に3～6回程度	週に1～2回程度	2週間に1～2回程度	1ヶ月に1～2回程度	利用していない
全体	100.0% 338人	0.6% 2人	0.9% 3人	0.9% 3人	1.2% 4人	0.9% 3人	95.6% 323人
身体障害者手帳	100.0% 249人	0.4% 1人	1.2% 3人	1.2% 3人	0.8% 2人	1.2% 3人	95.2% 237人
療育手帳	100.0% 50人	0.0% 0人	0.0% 0人	0.0% 0人	2.0% 1人	0.0% 0人	98.0% 49人
精神障害者保健福祉手帳	100.0% 39人	2.6% 1人	0.0% 0人	0.0% 0人	2.6% 1人	0.0% 0人	94.9% 37人
今後の利用意向または希望量	全体	毎日	週に3～6回程度	週に1～2回程度	2週間に1～2回程度	1ヶ月に1～2回程度	希望しない
全体	100.0% 319人	2.5% 8人	2.8% 9人	6.6% 21人	2.5% 8人	3.4% 11人	82.1% 262人
身体障害者手帳	100.0% 234人	2.1% 5人	3.8% 9人	7.3% 17人	3.0% 7人	3.8% 9人	79.9% 187人
療育手帳	100.0% 46人	0.0% 0人	0.0% 0人	4.3% 2人	2.2% 1人	0.0% 0人	93.5% 43人
精神障害者保健福祉手帳	100.0% 39人	7.7% 3人	0.0% 0人	5.1% 2人	0.0% 0人	5.1% 2人	82.1% 32人

ウ.行動援護

現在の利用量	全体	毎日	週に3～6回程度	週に1～2回程度	2週間に1～2回程度	1ヶ月に1～2回程度	利用していない
全体	100.0%	0.6%	0.6%	1.8%	0.6%	3.0%	93.5%
	336人	2人	2人	6人	2人	10人	314人
身体障害者手帳	100.0%	0.0%	0.8%	1.3%	0.4%	0.8%	96.6%
	236人	0人	2人	3人	1人	2人	228人
療育手帳	100.0%	1.8%	0.0%	3.5%	0.0%	10.5%	84.2%
	57人	1人	0人	2人	0人	6人	48人
精神障害者保健福祉手帳	100.0%	2.3%	0.0%	2.3%	2.3%	4.7%	88.4%
	43人	1人	0人	1人	1人	2人	38人
今後の利用意向または希望量	全体	毎日	週に3～6回程度	週に1～2回程度	2週間に1～2回程度	1ヶ月に1～2回程度	希望しない
全体	100.0%	2.6%	1.9%	4.5%	3.2%	5.1%	82.7%
	313人	8人	6人	14人	10人	16人	259人
身体障害者手帳	100.0%	0.9%	1.8%	3.6%	1.4%	3.2%	89.1%
	220人	2人	4人	8人	3人	7人	196人
療育手帳	100.0%	3.8%	3.8%	9.6%	7.7%	9.6%	65.4%
	52人	2人	2人	5人	4人	5人	34人
精神障害者保健福祉手帳	100.0%	9.8%	0.0%	2.4%	7.3%	9.8%	70.7%
	41人	4人	0人	1人	3人	4人	29人

エ.同行援護

現在の利用量	全体	毎日	週に3～6回程度	週に1～2回程度	2週間に1～2回程度	1ヶ月に1～2回程度	利用していない
全体	100.0%	0.6%	0.3%	1.5%	0.9%	0.6%	96.0%
	329人	2人	1人	5人	3人	2人	316人
身体障害者手帳	100.0%	0.4%	0.4%	2.1%	0.8%	0.8%	95.4%
	240人	1人	1人	5人	2人	2人	229人
療育手帳	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	49人	0人	0人	0人	0人	0人	49人
精神障害者保健福祉手帳	100.0%	2.5%	0.0%	0.0%	2.5%	0.0%	95.0%
	40人	1人	0人	0人	1人	0人	38人
今後の利用意向または希望量	全体	毎日	週に3～6回程度	週に1～2回程度	2週間に1～2回程度	1ヶ月に1～2回程度	希望しない
全体	100.0%	0.6%	2.3%	3.9%	2.6%	2.3%	88.3%
	309人	2人	7人	12人	8人	7人	273人
身体障害者手帳	100.0%	0.4%	3.1%	3.6%	3.6%	1.8%	87.6%
	225人	1人	7人	8人	8人	4人	197人
療育手帳	100.0%	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	4.3%	93.5%
	46人	0人	0人	1人	0人	2人	43人
精神障害者保健福祉手帳	100.0%	2.6%	0.0%	7.9%	0.0%	2.6%	86.8%
	38人	1人	0人	3人	0人	1人	33人

オ.重度障害者等包括支援

現在の利用量	全体	毎日	週に3～6回程度	週に1～2回程度	2週間に1～2回程度	1ヶ月に1～2回程度	利用していない
全体	100.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.3%	0.3%	96.6%
	328人	3人	3人	3人	1人	1人	317人
身体障害者手帳	100.0%	0.8%	1.3%	1.3%	0.0%	0.4%	96.2%
	239人	2人	3人	3人	0人	1人	230人
療育手帳	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	49人	0人	0人	0人	0人	0人	49人
精神障害者保健福祉手帳	100.0%	2.5%	0.0%	0.0%	2.5%	0.0%	95.0%
	40人	1人	0人	0人	1人	0人	38人
今後の利用意向または希望量	全体	毎日	週に3～6回程度	週に1～2回程度	2週間に1～2回程度	1ヶ月に1～2回程度	希望しない
全体	100.0%	4.0%	2.0%	6.3%	1.0%	2.3%	84.4%
	301人	12人	6人	19人	3人	7人	254人
身体障害者手帳	100.0%	4.1%	2.3%	6.4%	0.9%	1.8%	84.5%
	220人	9人	5人	14人	2人	4人	186人
療育手帳	100.0%	2.3%	2.3%	7.0%	0.0%	2.3%	86.0%
	43人	1人	1人	3人	0人	1人	37人
精神障害者保健福祉手帳	100.0%	5.3%	0.0%	5.3%	2.6%	5.3%	81.6%
	38人	2人	0人	2人	1人	2人	31人

カ.生活介護

現在の利用量	全体	毎日	週に3～6回程度	週に1～2回程度	2週間に1～2回程度	1ヶ月に1～2回程度	利用していない
全体	100.0% 359人	4.2% 15人	6.4% 23人	4.5% 16人	0.0% 0人	0.3% 1人	84.7% 304人
身体障害者手帳	100.0% 253人	2.4% 6人	3.2% 8人	4.7% 12人	0.0% 0人	0.4% 1人	89.3% 226人
療育手帳	100.0% 62人	12.9% 8人	19.4% 12人	3.2% 2人	0.0% 0人	0.0% 0人	64.5% 40人
精神障害者保健福祉手帳	100.0% 44人	2.3% 1人	6.8% 3人	4.5% 2人	0.0% 0人	0.0% 0人	86.4% 38人
今後の利用意向または希望量	全体	毎日	週に3～6回程度	週に1～2回程度	2週間に1～2回程度	1ヶ月に1～2回程度	希望しない
全体	100.0% 326人	8.6% 28人	6.4% 21人	9.5% 31人	0.9% 3人	2.1% 7人	72.4% 236人
身体障害者手帳	100.0% 230人	6.5% 15人	4.8% 11人	9.1% 21人	0.9% 2人	2.6% 6人	76.1% 175人
療育手帳	100.0% 54人	16.7% 9人	18.5% 10人	9.3% 5人	0.0% 0人	1.9% 1人	53.7% 29人
精神障害者保健福祉手帳	100.0% 42人	9.5% 4人	0.0% 0人	11.9% 5人	2.4% 1人	0.0% 0人	76.2% 32人

キ.自立訓練

現在の利用量	全体	毎日	週に3～6回程度	週に1～2回程度	2週間に1～2回程度	1ヶ月に1～2回程度	利用していない
全体	100.0% 345人	2.6% 9人	1.4% 5人	4.6% 16人	0.9% 3人	0.3% 1人	90.1% 311人
身体障害者手帳	100.0% 248人	0.4% 1人	0.8% 2人	6.5% 16人	1.2% 3人	0.4% 1人	90.7% 225人
療育手帳	100.0% 53人	7.5% 4人	1.9% 1人	0.0% 0人	0.0% 0人	0.0% 0人	90.6% 48人
精神障害者保健福祉手帳	100.0% 44人	9.1% 4人	4.5% 2人	0.0% 0人	0.0% 0人	0.0% 0人	86.4% 38人
今後の利用意向または希望量	全体	毎日	週に3～6回程度	週に1～2回程度	2週間に1～2回程度	1ヶ月に1～2回程度	希望しない
全体	100.0% 321人	5.9% 19人	3.4% 11人	9.7% 31人	1.6% 5人	5.3% 17人	74.1% 238人
身体障害者手帳	100.0% 227人	2.2% 5人	4.4% 10人	10.6% 24人	0.4% 1人	2.6% 6人	79.7% 181人
療育手帳	100.0% 49人	12.2% 6人	2.0% 1人	4.1% 2人	0.0% 0人	12.2% 6人	69.4% 34人
精神障害者保健福祉手帳	100.0% 45人	17.8% 8人	0.0% 0人	11.1% 5人	8.9% 4人	11.1% 5人	51.1% 23人

ク.就労移行支援

現在の利用量	全体	毎日	週に3～6回程度	週に1～2回程度	2週間に1～2回程度	1ヶ月に1～2回程度	利用していない
全体	100.0% 335人	1.5% 5人	0.9% 3人	0.0% 0人	0.0% 0人	0.3% 1人	97.3% 326人
身体障害者手帳	100.0% 240人	0.0% 0人	0.0% 0人	0.0% 0人	0.0% 0人	0.4% 1人	99.6% 239人
療育手帳	100.0% 52人	3.8% 2人	1.9% 1人	0.0% 0人	0.0% 0人	0.0% 0人	94.2% 49人
精神障害者保健福祉手帳	100.0% 43人	7.0% 3人	4.7% 2人	0.0% 0人	0.0% 0人	0.0% 0人	88.4% 38人
今後の利用意向または希望量	全体	毎日	週に3～6回程度	週に1～2回程度	2週間に1～2回程度	1ヶ月に1～2回程度	希望しない
全体	100.0% 311人	3.5% 11人	3.2% 10人	6.4% 20人	1.0% 3人	3.2% 10人	82.6% 257人
身体障害者手帳	100.0% 220人	0.9% 2人	1.8% 4人	4.5% 10人	0.5% 1人	1.8% 4人	90.5% 199人
療育手帳	100.0% 47人	6.4% 3人	6.4% 3人	6.4% 3人	0.0% 0人	2.1% 1人	78.7% 37人
精神障害者保健福祉手帳	100.0% 44人	13.6% 6人	6.8% 3人	15.9% 7人	4.5% 2人	11.4% 5人	47.7% 21人

ケ.就労継続支援

現在の利用量	全体	毎日	週に3～6回程度	週に1～2回程度	2週間に1～2回程度	1ヶ月に1～2回程度	利用していない
全体	100.0% 342人	4.4% 15人	3.2% 11人	0.9% 3人	0.3% 1人	0.6% 2人	90.6% 310人
身体障害者手帳	100.0% 241人	1.7% 4人	0.4% 1人	0.0% 0人	0.4% 1人	0.4% 1人	97.1% 234人
療育手帳	100.0% 58人	13.8% 8人	8.6% 5人	5.2% 3人	0.0% 0人	1.7% 1人	70.7% 41人
精神障害者保健福祉手帳	100.0% 43人	7.0% 3人	11.6% 5人	0.0% 0人	0.0% 0人	0.0% 0人	81.4% 35人
今後の利用意向または希望量	全体	毎日	週に3～6回程度	週に1～2回程度	2週間に1～2回程度	1ヶ月に1～2回程度	希望しない
全体	100.0% 312人	5.4% 17人	4.8% 15人	6.4% 20人	1.0% 3人	3.5% 11人	78.8% 246人
身体障害者手帳	100.0% 218人	1.8% 4人	1.4% 3人	4.6% 10人	0.9% 2人	2.3% 5人	89.0% 194人
療育手帳	100.0% 52人	13.5% 7人	15.4% 8人	5.8% 3人	1.9% 1人	3.8% 2人	59.6% 31人
精神障害者保健福祉手帳	100.0% 42人	14.3% 6人	9.5% 4人	16.7% 7人	0.0% 0人	9.5% 4人	50.0% 21人

コ.療養介護

現在の利用量	全体	利用している	利用していない	今後の利用意向または希望量	全体	利用したい	希望しない
全体	100.0% 334人	9.0% 30人	91.0% 304人	全体	100.0% 314人	20.7% 65人	79.3% 249人
身体障害者手帳	100.0% 248人	10.5% 26人	89.5% 222人	身体障害者手帳	100.0% 233人	23.6% 55人	76.4% 178人
療育手帳	100.0% 48人	2.1% 1人	97.9% 47人	療育手帳	100.0% 44人	11.4% 5人	88.6% 39人
精神障害者保健福祉手帳	100.0% 38人	7.9% 3人	92.1% 35人	精神障害者保健福祉手帳	100.0% 37人	13.5% 5人	86.5% 32人

サ.短期入所

現在の利用量	全体	毎日	週に3～6回程度	週に1～2回程度	2週間に1～2回程度	1ヶ月に1～2回程度	利用していない
全体	100.0% 359人	0.6% 2人	1.7% 6人	1.7% 6人	0.3% 1人	5.8% 21人	90.0% 323人
身体障害者手帳	100.0% 256人	0.4% 1人	2.0% 5人	1.2% 3人	0.4% 1人	3.9% 10人	92.2% 236人
療育手帳	100.0% 64人	0.0% 0人	1.6% 1人	3.1% 2人	0.0% 0人	17.2% 11人	78.1% 50人
精神障害者保健福祉手帳	100.0% 39人	2.6% 1人	0.0% 0人	2.6% 1人	0.0% 0人	0.0% 0人	94.9% 37人
今後の利用意向または希望量	全体	毎日	週に3～6回程度	週に1～2回程度	2週間に1～2回程度	1ヶ月に1～2回程度	希望しない
全体	100.0% 455人	2.9% 13人	2.9% 13人	5.1% 23人	4.0% 18人	15.6% 71人	69.7% 317人
身体障害者手帳	100.0% 237人	3.0% 7人	2.5% 6人	5.1% 12人	2.5% 6人	13.1% 31人	73.8% 175人
療育手帳	100.0% 58人	3.4% 2人	3.4% 2人	5.2% 3人	13.8% 8人	27.6% 16人	46.6% 27人
精神障害者保健福祉手帳	100.0% 160人	2.5% 4人	3.1% 5人	5.0% 8人	2.5% 4人	15.0% 24人	71.9% 115人

シ.共同生活援助

現在の利用量	全体	利用している	利用していない	今後の利用意向または希望量	全体	利用したい	希望しない
全体	100.0%	4.5%	95.5%	全体	100.0%	19.0%	81.0%
身体障害者手帳	333人	15人	318人	身体障害者手帳	321人	61人	260人
療育手帳	100.0%	2.9%	97.1%	療育手帳	100.0%	15.2%	84.8%
精神障害者保健福祉手帳	240人	7人	233人	精神障害者保健福祉手帳	230人	35人	195人
	100.0%	6.0%	94.0%		100.0%	30.6%	69.4%
	50人	3人	47人		49人	15人	34人
	100.0%	11.6%	88.4%		100.0%	26.2%	73.8%
	43人	5人	38人		42人	11人	31人

ス.共同生活介護

現在の利用量	全体	利用している	利用していない
全体	100.0%	4.6%	95.4%
身体障害者手帳	329人	15人	314人
療育手帳	100.0%	2.5%	97.5%
精神障害者保健福祉手帳	239人	6人	233人
	100.0%	9.8%	90.2%
	51人	5人	46人
	100.0%	10.3%	89.7%
	39人	4人	35人

セ.施設入所支援

現在の利用量	全体	利用している	利用していない	今後の利用意向または希望量	全体	利用したい	希望しない
全体	100.0%	9.2%	90.8%	全体	100.0%	19.4%	80.6%
身体障害者手帳	337人	31人	306人	身体障害者手帳	314人	61人	253人
療育手帳	100.0%	7.8%	92.2%	療育手帳	100.0%	18.7%	81.3%
精神障害者保健福祉手帳	243人	19人	224人	精神障害者保健福祉手帳	230人	43人	187人
	100.0%	15.1%	84.9%		100.0%	31.9%	68.1%
	53人	8人	45人		47人	15人	32人
	100.0%	9.8%	90.2%		100.0%	8.1%	91.9%
	41人	4人	37人		37人	3人	34人

ソ.計画相談支援

現在の利用量	全体	利用している	利用していない
全体	100.0%	15.7%	84.3%
身体障害者手帳	350人	55人	295人
療育手帳	100.0%	15.0%	85.0%
精神障害者保健福祉手帳	254人	38人	216人
	100.0%	16.7%	83.3%
	54人	9人	45人
	100.0%	19.0%	81.0%
	42人	8人	34人

※計画相談支援は平成 27 年度以降、障がい福祉サービスの利用に必須となる予定ですので、希望量の集計はしていません。

【自立支援給付】概ね、どのサービスにおいても、各対象者で「今後の利用の意向または希望量」の方が「現在の利用量」を上回り、福祉サービスの利用の希望は大きいようです。在宅サービスでは、「居宅介護」で身体障害者と療育手帳所持者の、「行動援護」で療育手帳と精神保健福祉手帳所持者の「今後の利用の意向または希望量」が特に高いようです。通所サービスでは、精神保健福祉手帳所持者が「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」、療育手帳所持者でも「自立訓練」「就労移行支援」の利用希望の高さが目立ちます。「短期入所」は各対象において多くの利用希望者がいました。居住系サービスでは、療育手帳所持者の「共同生活援助」「共同生活介護」「施設入所支援」が高いようです。

タ.児童発達支援

現在の利用量	全体	毎日	週に3～6回程度	週に1～2回程度	2週間に1～2回程度	1ヶ月に1～2回程度	利用していない
全体	100.0% 298人	0.7% 2人	1.7% 5人	0.3% 1人	0.0% 0人	1.0% 3人	96.3% 287人
身体障害者手帳	100.0% 214人	0.0% 0人	1.4% 3人	0.5% 1人	0.0% 0人	0.9% 2人	97.2% 208人
療育手帳	100.0% 47人	0.0% 0人	4.3% 2人	0.0% 0人	0.0% 0人	2.1% 1人	93.6% 44人
精神障害者保健福祉手帳	100.0% 37人	5.4% 2人	0.0% 0人	0.0% 0人	0.0% 0人	0.0% 0人	94.6% 35人
今後の利用意向または希望量	全体	毎日	週に3～6回程度	週に1～2回程度	2週間に1～2回程度	1ヶ月に1～2回程度	希望しない
全体	100.0% 276人	1.8% 5人	1.4% 4人	2.5% 7人	0.4% 1人	1.8% 5人	92.0% 254人
身体障害者手帳	100.0% 197人	1.0% 2人	1.0% 2人	1.5% 3人	0.0% 0人	1.0% 2人	95.4% 188人
療育手帳	100.0% 44人	2.3% 1人	4.5% 2人	2.3% 1人	2.3% 1人	4.5% 2人	84.1% 37人
精神障害者保健福祉手帳	100.0% 35人	5.7% 2人	0.0% 0人	8.6% 3人	0.0% 0人	2.9% 1人	82.9% 29人

チ.放課後等デイサービス

現在の利用量	全体	毎日	週に3～6回程度	週に1～2回程度	2週間に1～2回程度	1ヶ月に1～2回程度	利用していない
全体	100.0% 297人	1.3% 4人	1.7% 5人	2.4% 7人	0.0% 0人	0.0% 0人	94.6% 281人
身体障害者手帳	100.0% 214人	0.5% 1人	1.9% 4人	1.9% 4人	0.0% 0人	0.0% 0人	95.8% 205人
療育手帳	100.0% 47人	2.1% 1人	2.1% 1人	6.4% 3人	0.0% 0人	0.0% 0人	89.4% 42人
精神障害者保健福祉手帳	100.0% 36人	5.6% 2人	0.0% 0人	0.0% 0人	0.0% 0人	0.0% 0人	94.4% 34人
今後の利用意向または希望量	全体	毎日	週に3～6回程度	週に1～2回程度	2週間に1～2回程度	1ヶ月に1～2回程度	希望しない
全体	100.0% 271人	1.5% 4人	4.1% 11人	4.4% 12人	0.0% 0人	0.7% 2人	89.3% 242人
身体障害者手帳	100.0% 192人	1.0% 2人	2.6% 5人	2.1% 4人	0.0% 0人	0.0% 0人	94.3% 181人
療育手帳	100.0% 45人	2.2% 1人	13.3% 6人	11.1% 5人	0.0% 0人	4.4% 2人	68.9% 31人
精神障害者保健福祉手帳	100.0% 34人	2.9% 1人	0.0% 0人	8.8% 3人	0.0% 0人	0.0% 0人	88.2% 30人

【障がい児通所支援】児童発達支援では、療育手帳及び精神保健福祉手帳所持者の「今後の利用意向または希望量」の高さが目を引きます。放課後等デイサービスでも同様の傾向ですが、「週に3～6回程度」の利用希望者が多いようです。

ツ.コミュニケーション支援

現在の利用量	全体	利用している	利用していない	今後の利用意向または希望量	全体	利用したい	希望しない
全体	100.0%	2.9%	97.1%	全体	100.0%	6.0%	94.0%
身体障害者手帳	306人	9人	297人	身体障害者手帳	284人	17人	267人
療育手帳	100.0%	3.6%	96.4%	療育手帳	100.0%	6.8%	93.2%
精神障害者保健福祉手帳	221人	8人	213人	精神障害者保健福祉手帳	205人	14人	191人
	100.0%	0.0%	100.0%		100.0%	4.7%	95.3%
	47人	0人	47人		43人	2人	41人
	100.0%	2.6%	97.4%		100.0%	2.8%	97.2%
	38人	1人	37人		36人	1人	35人

テ.日常生活用具の給付

現在の利用量	全体	利用している	利用していない	今後の利用意向または希望量	全体	利用したい	希望しない
全体	100.0%	16.5%	83.5%	全体	100.0%	23.4%	76.6%
身体障害者手帳	339人	56人	283人	身体障害者手帳	308人	72人	236人
療育手帳	100.0%	21.3%	78.7%	療育手帳	100.0%	29.4%	70.6%
精神障害者保健福祉手帳	254人	54人	200人	精神障害者保健福祉手帳	228人	67人	161人
	100.0%	2.1%	97.9%		100.0%	9.1%	90.9%
	47人	1人	46人		44人	4人	40人
	100.0%	2.6%	97.4%		100.0%	2.8%	97.2%
	38人	1人	37人		36人	1人	35人

ト.移動支援

現在の利用量	全体	毎日	週に3～6回程度	週に1～2回程度	2週間に1～2回程度	1ヶ月に1～2回程度	利用していない
全体	100.0%	0.5%	2.2%	5.5%	1.6%	5.2%	84.9%
身体障害者手帳	365人	2人	8人	20人	6人	19人	310人
療育手帳	100.0%	0.0%	2.4%	5.1%	0.8%	3.1%	88.6%
精神障害者保健福祉手帳	255人	0人	6人	13人	2人	8人	226人
	100.0%	0.0%	3.0%	10.6%	6.1%	15.2%	65.2%
	66人	0人	2人	7人	4人	10人	43人
	100.0%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	93.2%
	44人	2人	0人	0人	0人	1人	41人
今後の利用意向または希望量	全体	毎日	週に3～6回程度	週に1～2回程度	2週間に1～2回程度	1ヶ月に1～2回程度	希望しない
全体	100.0%	1.8%	3.3%	16.5%	3.3%	9.0%	66.2%
身体障害者手帳	334人	6人	11人	55人	11人	30人	221人
療育手帳	100.0%	1.3%	3.0%	15.1%	2.2%	4.7%	73.7%
精神障害者保健福祉手帳	232人	3人	7人	35人	5人	11人	171人
	100.0%	1.7%	6.8%	25.4%	3.4%	25.4%	37.3%
	59人	1人	4人	15人	2人	15人	22人
	100.0%	4.7%	0.0%	11.6%	9.3%	9.3%	65.1%
	43人	2人	0人	5人	4人	4人	28人

ナ.訪問入浴サービス

現在の利用量	全体	毎日	週に3～6回程度	週に1～2回程度	2週間に1～2回程度	1ヶ月に1～2回程度	利用していない
全体	100.0% 347人	1.4% 5人	0.6% 2人	3.5% 12人	0.0% 0人	0.0% 0人	94.5% 328人
身体障害者手帳	100.0% 256人	1.2% 3人	0.8% 2人	4.7% 12人	0.0% 0人	0.0% 0人	93.4% 239人
療育手帳	100.0% 50人	0.0% 0人	0.0% 0人	0.0% 0人	0.0% 0人	0.0% 0人	100.0% 50人
精神障害者保健福祉手帳	100.0% 41人	4.9% 2人	0.0% 0人	0.0% 0人	0.0% 0人	0.0% 0人	95.1% 39人
今後の利用意向または希望量	全体	毎日	週に3～6回程度	週に1～2回程度	2週間に1～2回程度	1ヶ月に1～2回程度	希望しない
全体	100.0% 325人	2.5% 8人	4.3% 14人	10.2% 33人	1.2% 4人	2.5% 8人	79.4% 258人
身体障害者手帳	100.0% 238人	1.7% 4人	4.6% 11人	11.3% 27人	1.3% 3人	2.1% 5人	79.0% 188人
療育手帳	100.0% 47人	2.1% 1人	4.3% 2人	6.4% 3人	0.0% 0人	2.1% 1人	85.1% 40人
精神障害者保健福祉手帳	100.0% 40人	7.5% 3人	2.5% 1人	7.5% 3人	2.5% 1人	5.0% 2人	75.0% 30人

ニ.日中一時支援

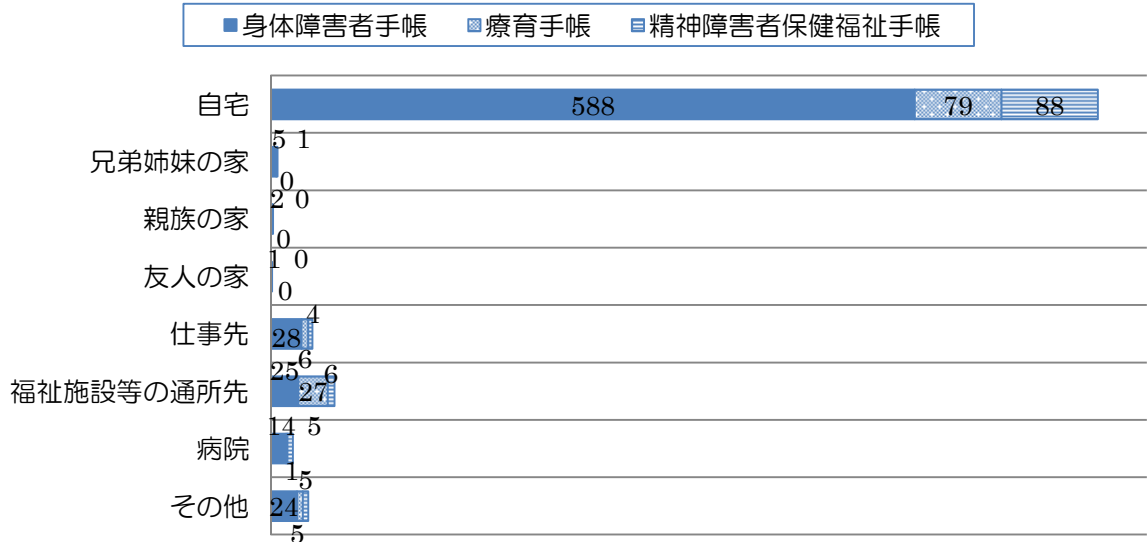
現在の利用量	全体	毎日	週に3～6回程度	週に1～2回程度	2週間に1～2回程度	1ヶ月に1～2回程度	利用していない
全体	100.0% 345人	0.9% 3人	4.3% 15人	4.3% 15人	1.2% 4人	0.9% 3人	88.4% 305人
身体障害者手帳	100.0% 245人	0.4% 1人	2.4% 6人	3.3% 8人	0.0% 0人	0.4% 1人	93.5% 229人
療育手帳	100.0% 61人	0.0% 0人	14.8% 9人	11.5% 7人	6.6% 4人	3.3% 2人	63.9% 39人
精神障害者保健福祉手帳	100.0% 39人	5.1% 2人	0.0% 0人	0.0% 0人	0.0% 0人	0.0% 0人	94.9% 37人
今後の利用意向または希望量	全体	毎日	週に3～6回程度	週に1～2回程度	2週間に1～2回程度	1ヶ月に1～2回程度	希望しない
全体	100.0% 313人	3.5% 11人	5.4% 17人	6.1% 19人	1.0% 3人	2.2% 7人	81.8% 256人
身体障害者手帳	100.0% 220人	2.3% 5人	3.6% 8人	3.2% 7人	0.0% 0人	1.8% 4人	89.1% 196人
療育手帳	100.0% 54人	9.3% 5人	16.7% 9人	13.0% 7人	3.7% 2人	5.6% 3人	51.9% 28人
精神障害者保健福祉手帳	100.0% 39人	2.6% 1人	0.0% 0人	12.8% 5人	2.6% 1人	0.0% 0人	82.1% 32人

【地域生活支援事業】療育手帳所持者の「移動支援」の「今後の利用意向または希望量」の高さが目立ちます。「週に1～2回程度」及び「1ヶ月に1～2回程度」を合わせると過半数を占めました。身体障害者手帳所持者では「訪問入浴サービス」に対し、多くの希望があるようで、「週に1～2回程度」と「週に3～6回程度」の合計が、15%以上になっています。

10. 災害時について

(1) 普段の生活の場

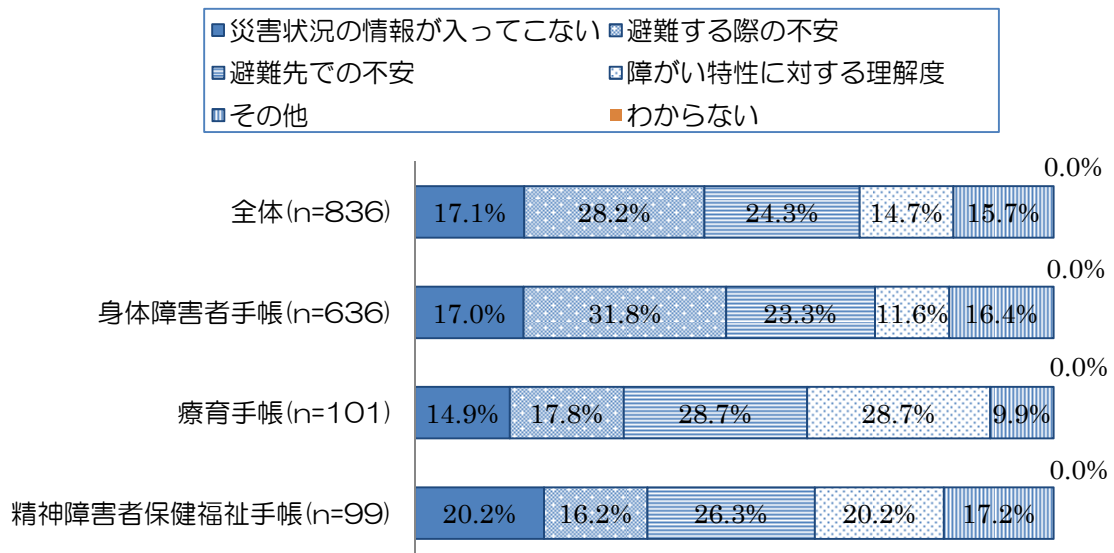
質問：普段の生活をしている場所について、もっともあてはまるものを選んでください。



各対象に置いて、「自宅」との回答が最も高く、療育手帳所持者では「福祉施設などの通所先」との回答が多いようです。

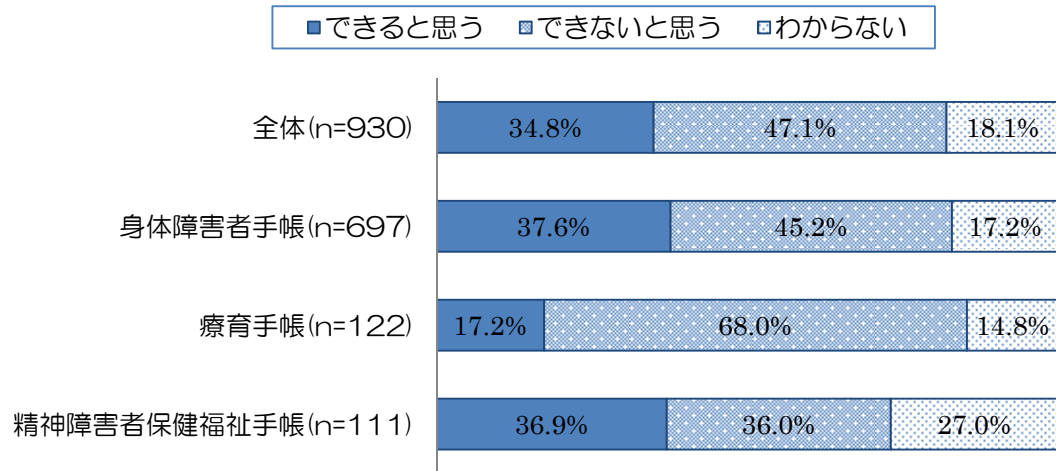
(2) 災害時の不安

質問：災害時の不安について、もっともあてはまるものを選んでください。



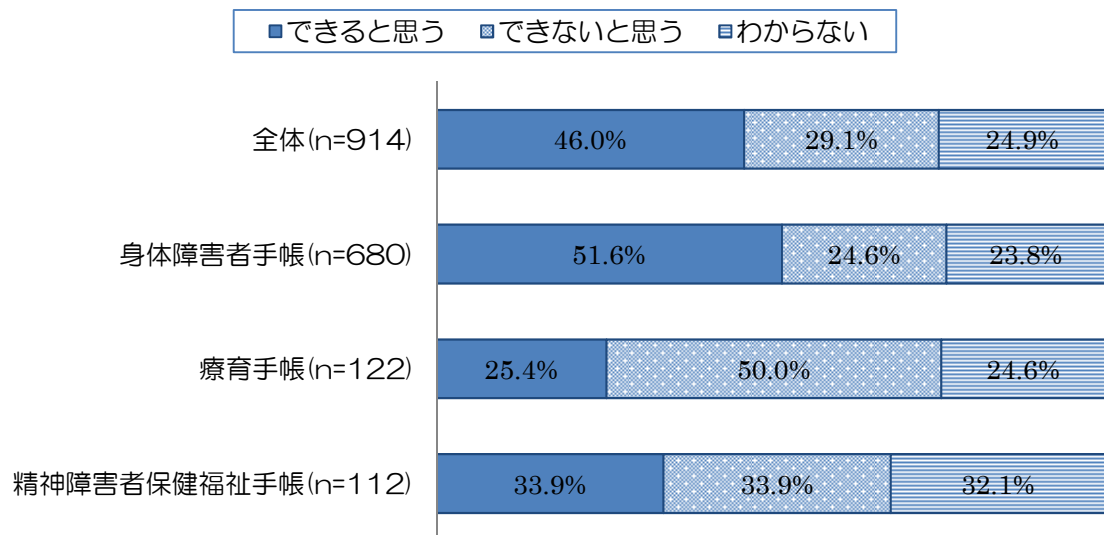
各対象とも「避難先での不安」は二割を超え高い割合を占めています。一方で、身体障害者手帳所持者は「避難する際の不安」が最も高く、療育手帳所持者では「障がい特性に対する理解度」も高くなっています。

質問：地震などの災害時に、ひとりで避難することができますか。もっともあてはまるものを選んでください。



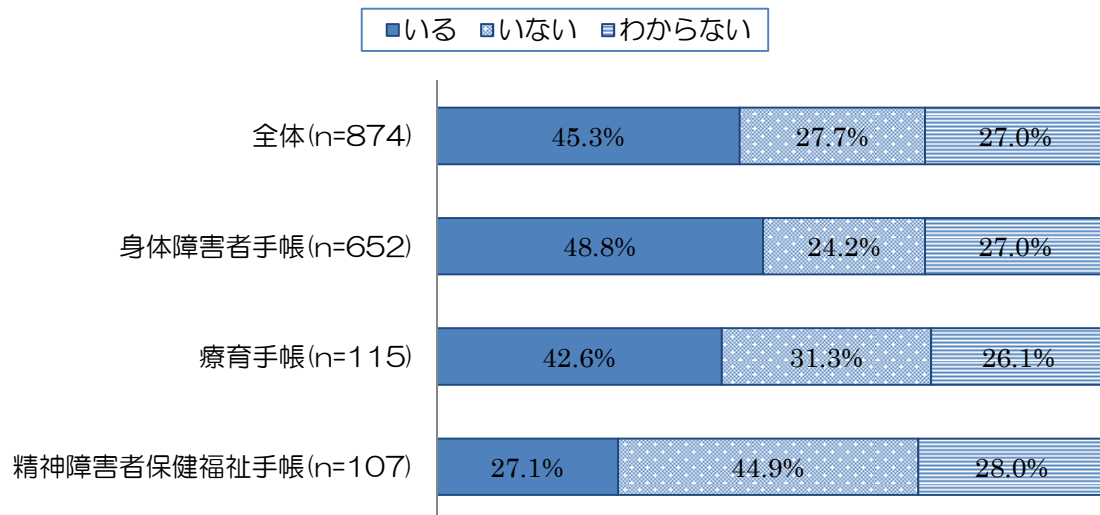
身体障害者手帳所持者は「できないと思う」が 45.2%で最も多いものの、「できると思う」も 37.6%で、他の障害者手帳所持者と比較しても高い数値です。療育手帳所持者では「できないと思う」が 68%で極めて高い割合を占めています。精神保健福祉手帳所持者では、各項目に分散傾向になっています。

質問：地震などの災害時に、あなたは周囲の人に助けを求めることができますか。もっともあてはまるものを選んでください。



身体障害者手帳所持者では「できると思う」が過半数を占め、療育手帳所持者では過半数が「できないと思う」と回答しました。精神保健福祉手帳所持者は災害時にひとりで避難できるかという問いと同様に、回答が分散しています。

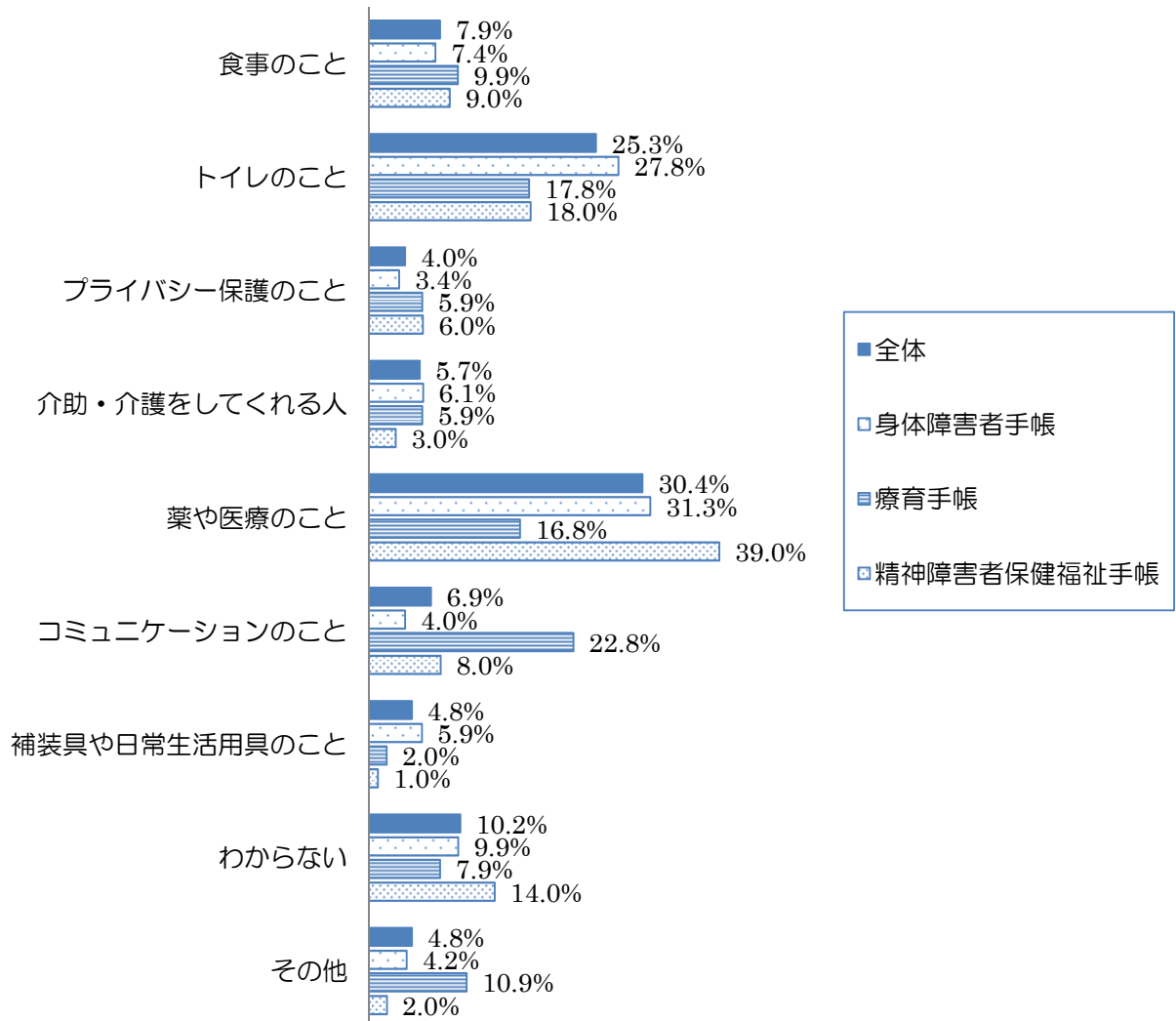
質問：同居家族が不在の場合または、一人暮らしの場合、ご近所にあなたを助けてくれる人はいますか。



身体障害者手帳、療育手帳所持者では、「いる」が最も高い割合を占めましたが、それでも過半数は超えませんでした。精神保健福祉手帳所持者では「いない」が最も高い割合を占めました。

(3) 避難所での不安

質問：災害時に、避難所等で具体的に困られることについて、もっともあてはまるものを選んでください。

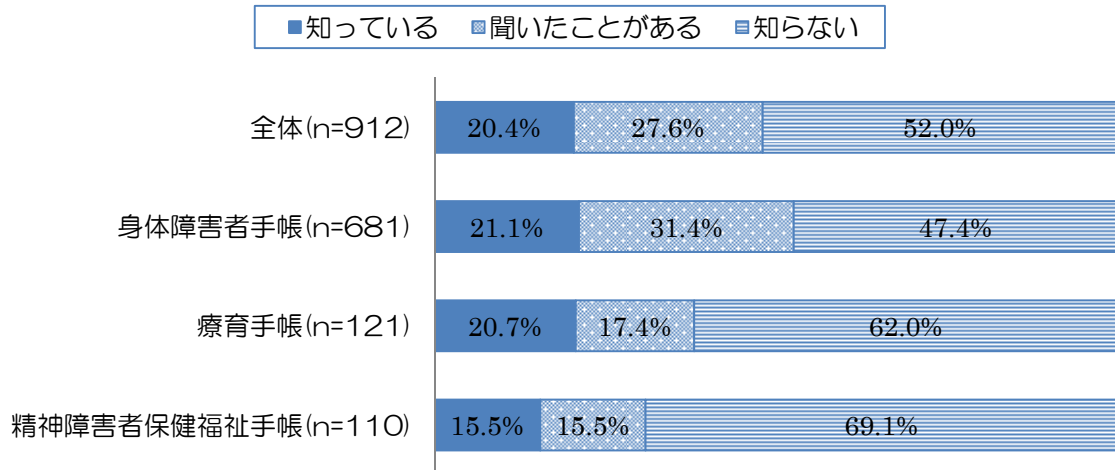


身体障害者手帳所持者は、「薬や医療のこと」が最も高く、次いで「トイレのこと」も4分の1を超えています。療育手帳所持者では「コミュニケーションのこと」が突出して高く、「薬や医療のこと」の回答が他の障害者手帳所持者に比較して少ないのも特徴です。精神保健福祉手帳所持者では「薬や医療のこと」で4割弱と高い割合を占めています。

10. 障がいのある方の権利擁護について

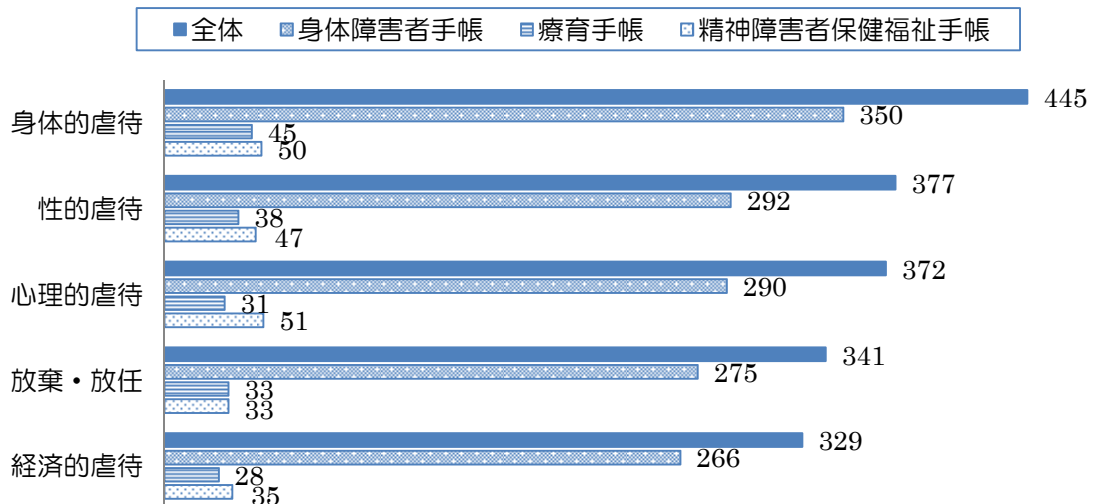
(1) 「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」(以下、「障害者虐待防止法」)について

質問：ご本人は、「障害者虐待防止法」を知っていましたか。



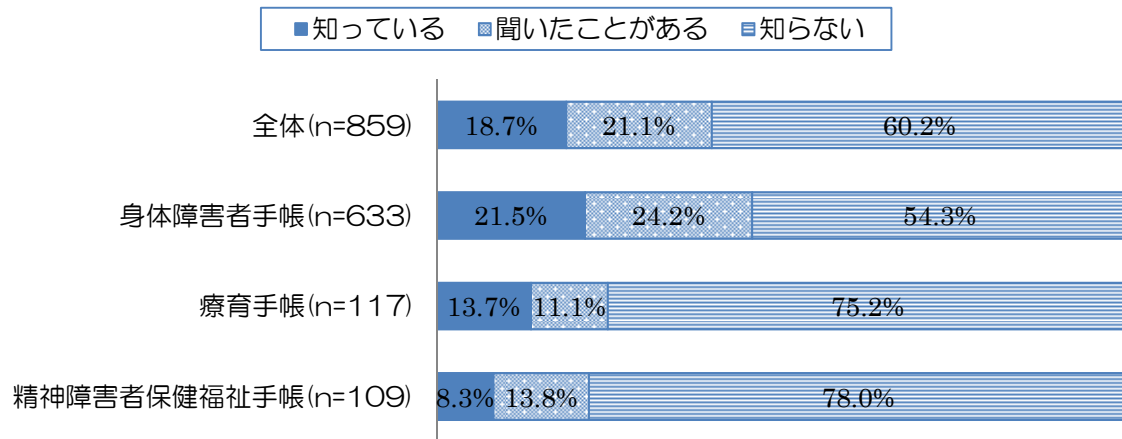
各対象ともに「知らない」との回答が最も高く、特に療育手帳、精神保健福祉手帳所持者では「知らない」が過半数を超えました。

質問：「障害者虐待防止法」では①擁護者（両親などの保護者）②障害者福祉施設従事者（施設の職員や世話人など）など③使用者（就労先の社長や上司など）による次の1～5を虐待としています。ご本人は知っていますか。



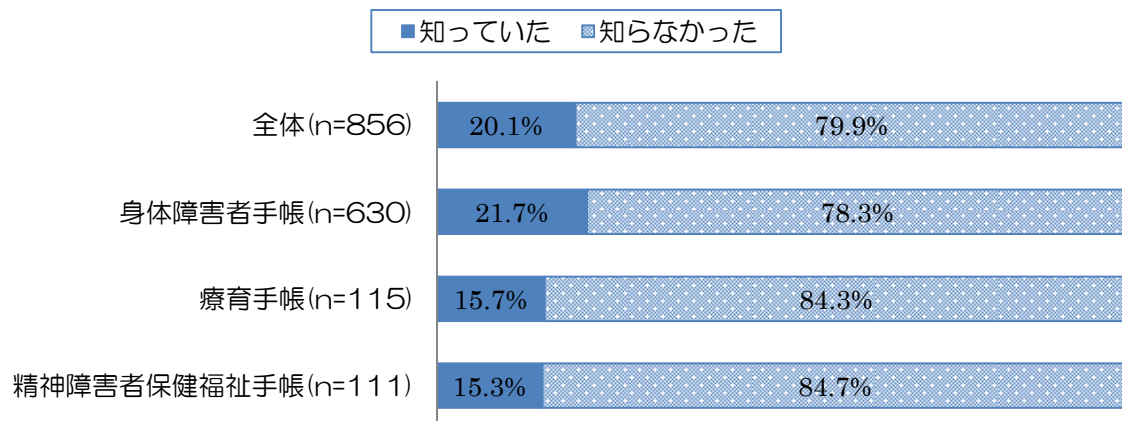
身体障害者手帳、療育手帳所持者数では「身体的虐待」への回答が最も多く、精神保健福祉手帳では「心理的虐待」との回答が最も多くなりました。

質問：「障害者虐待防止法」では、家庭や施設、職場で障がい者が虐待を受けたり、虐待をされている疑いがあったら「障害者虐待防止センター（寒川町福祉課）」に通報することが義務付けられています。ご本人は知っていましたか。



各対象で「知らない」の回答が最も高く、「知っている」と「聞いたことがある」を合わせても約 40%の割合にとどまりました。

質問：通報しても通報者が特定されないよう配慮されることを知っていましたか。

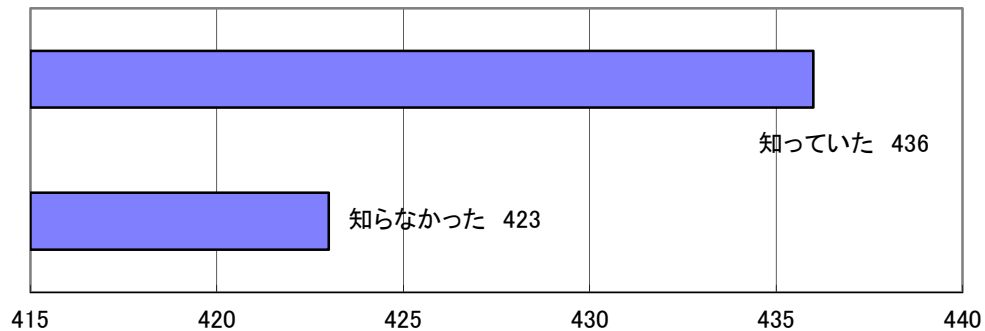


各対象で多くが「知らなかった」との回答でした。

(2) 成年後見制度について

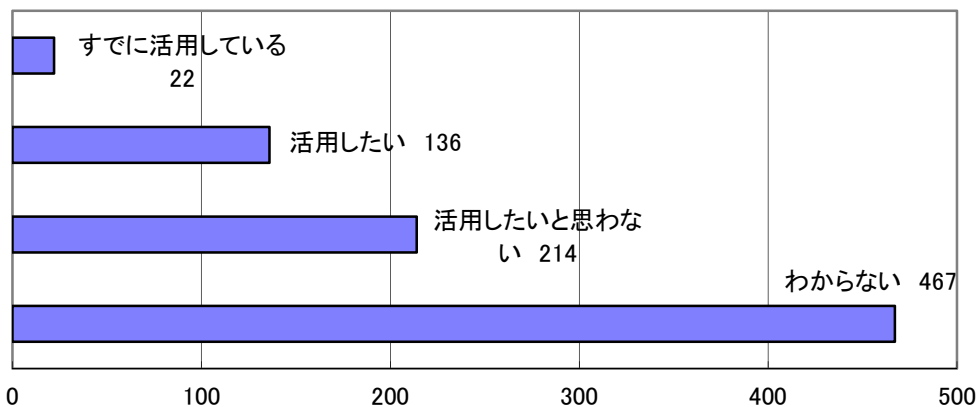
質問：ご本人は、成年後見制度について知っていますか。

※成年後見制度とは、判断能力が十分でない方の財産などの権利を守る制度です。



「知っていた」「知らなかった」ともに約半数ずつでした。

質問：ご本人は、将来成年後見制度を利用したいと思いますか。

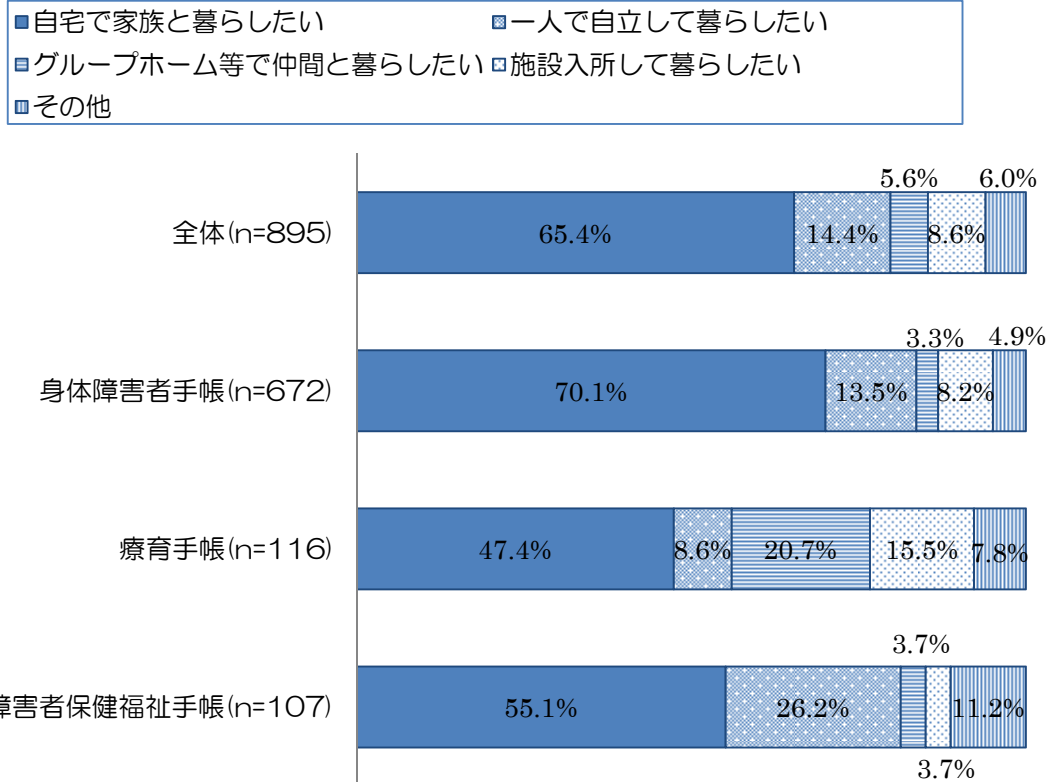


「わからない」との回答が最も高く、「すでに活用している」「活用したい」を合わせて2割に届いていません。

12. 将来の暮らしについて

(1) 将来の暮らしの希望

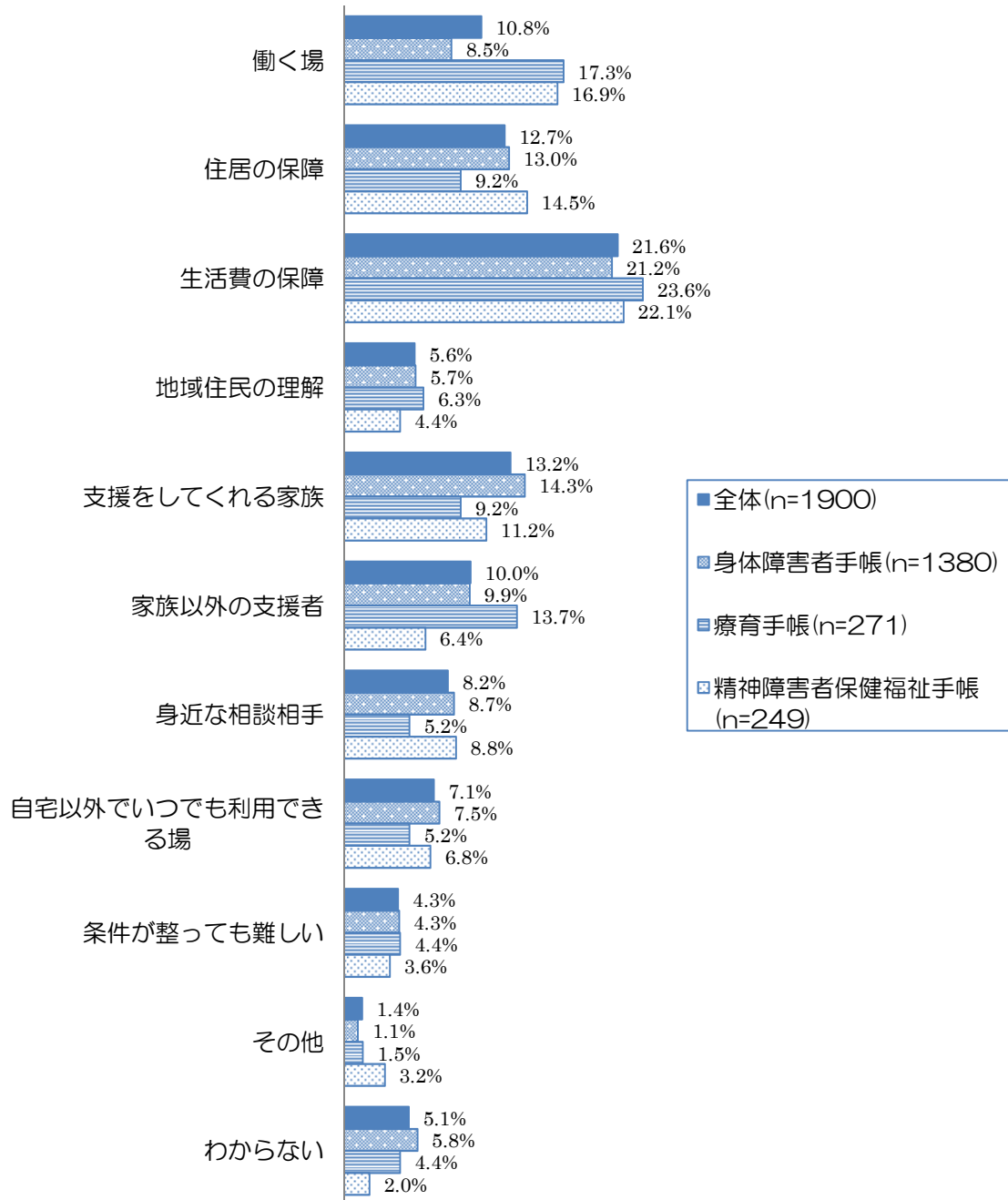
質問：ご本人について、将来どのような暮らし方をしたいですか。もっともあてはまるものを選んでください。



各対象で「自宅で家族と暮らしたい」が最も高くなっていますが、療育手帳所持者ではグループホーム等で暮らしたい（20.7%）、精神保健福祉手帳所持者では「一人で自立して暮らしたい」（26.2%）も高い割合を占めています。

(2) 地域で自立した生活ができる条件

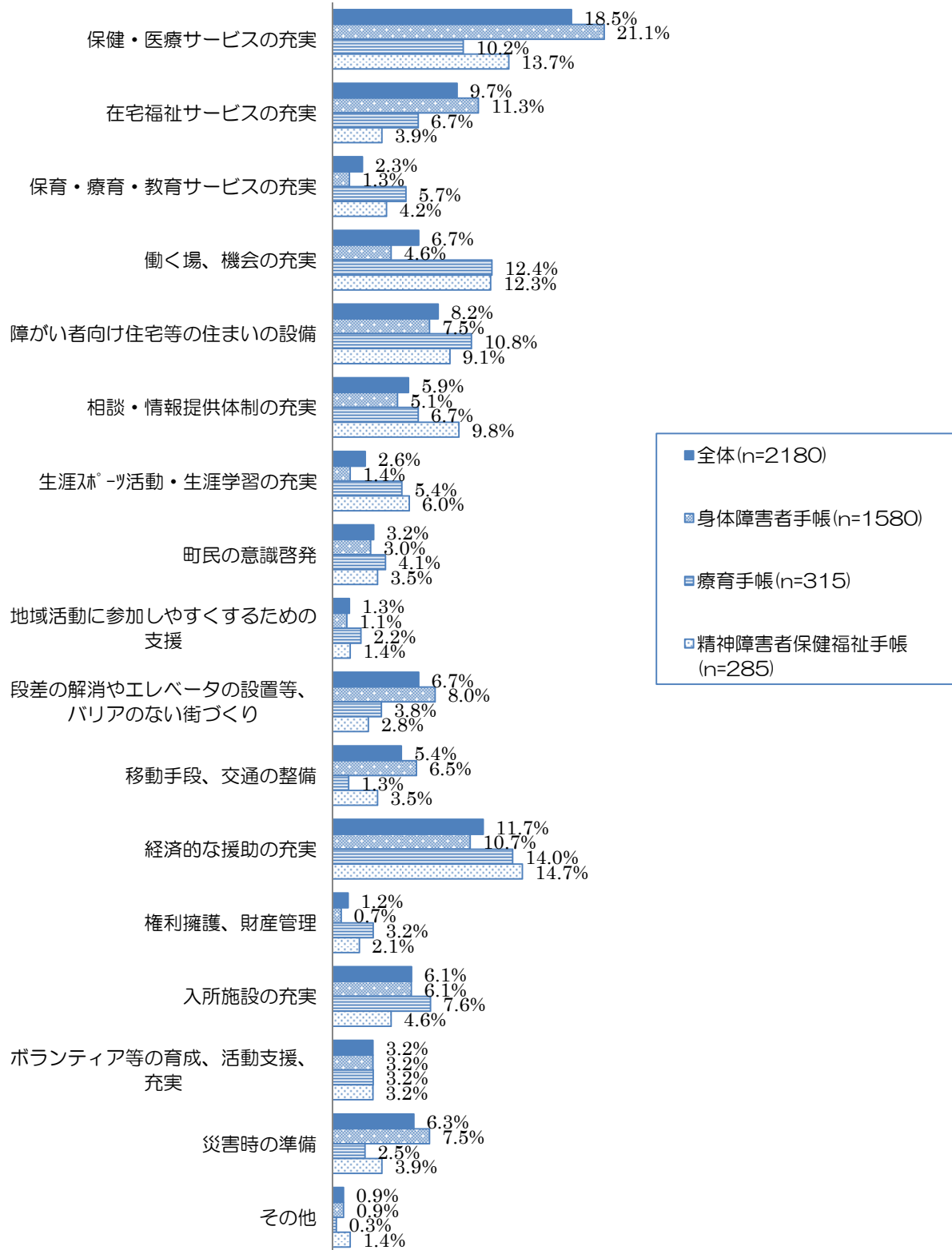
質問：地域で自立した生活ができるには、どのような条件等が整う必要があると思いますか。あてはまるものを選んでください。（あてはまるもの3つまでに○）



各対象とも「生活費の保障」が最も高くなっています。次いで、身体障害者手帳所持者では「支援してくれる家族」が高く、療育手帳所持者では、「働く場」（17.3）「家族以外の支援者」（13.7％）が続いています。精神保健福祉手帳所持者では「働く場」（16.9％）「住居の保障」（14.5％）の順で高い回答率になっています。

(3) 障がい福祉施策を充実させるために必要なこと

質問：今後、障がい福祉施策を充実させるために、どのような事に力を入れていく必要があると思いますか。（あてはまるもの3つまでに○）



身体障害者手帳所持者では「保健・医療サービスの充実」(21.1%)、「在宅福祉サービスの充実」(11.3%)、「経済的な援助の充実」(10.7%)と続きます。療育手帳所持者では、「経済的な援助の充実」(14.0%)、「働く場、機会の充実」(12.4%)、「障がい者向け住宅等の住まいの設備」(10.8%)の順であり、精神保健福祉手帳では、「経済的な援助の充実」(14.7%)、「働く場、機会の充実」(12.3%)、「相談・情報提供体制の充実」(9.8%)となりました。各対象とも「経済的な援助の充実」との回答は高い傾向にあり、「働く場、機会の充実」も身体障害者手帳所持者以外では高い回答率でした。

自由記入

質問：「障がい者が地域で暮らせる社会」。「自立と共生の社会」を目指す、障がい者福祉計画の見直しにあたって、ご意見、ご要望等ございましたら、ご自由にお書きください。

集計結果	
家計・出費	5 5
利用サービス	4 3
障がい者理解	3 0
町・計画づくり	2 8
相談体制	2 3
設備・整備	2 1
情報	1 9
就労	1 5
交通	1 3
医療	1 3
介助・介護	9
災害	9
障がい児対策	8
審査・申請	6
その他	2 6

「家計・出費」、「利用サービス」に関する意見が多くなっています。次に「障がい理解」「町・計画づくり」に関する記述が続きました。

回答例

【家計・出費】

- ・自立して生活していくうえで、経済的なことが最も不安。
- ・障害年金だけでは生活できない。

【利用サービス】

- ・外出をしたいが、ヘルパーの人数不足でなかなか希望通りに外出できない。
- ・通学のサポートに移動支援を利用したい。
- ・将来はグループホームで生活してほしいと考えているが、町内のグループホームが少ない。また、重度の障がい者が利用できるグループホームを整えて欲しい。
- ・医療型の入所施設が少ない。また吸引等ができるヘルパーをもっと増やして欲しい。
- ・福祉サービスを利用しているが、利用料を増やしたくてもなかなか了解されない。

【障がい者理解】

- ・障がいにはさまざまな種類や程度があるため、それらを全て理解してもらうのは大変難しいと思う。
- ・大人よりも小、中学校ぐらいの子供たちの障がい者理解が全くない。外に出るたび、人の目を気にして生きていかなければならないのは苦痛だ。
- ・障がいについての理解が少ない。人に話しても伝わらないことが多い。
- ・住民の障がいへの関心度が低いように思う。

【町・計画づくり】

- ・アンケートではなく、聞き取り調査の方がいいのではないか。
- ・アンケートの量が多すぎて、負担である。

【相談体制】

- ・全部一カ所で済むような相談場所が欲しい。
- ・発達障がいのことをきちんと知っている相談先が増えてほしい。

【設備・整備】

- ・足の障がいです。災害時に避難することを考えると、公共施設に和式トイレしかないことに不安を感じる。
- ・バリアフリー化の充実が必要である。
- ・障がい者の住宅の整備をお願いしたい。
- ・車いすでも困らない段差のない町づくりが必要。

【情報】

- ・障がいに関する情報源・情報量をもっと充実してほしい。
- ・福祉サービスを利用していないため、情報が全く入ってこない。

【就労】

- ・精神障がい者は働き先がないのが現状なので、ハローワークとの連携を密にして欲しい。

- ・就職先を決めたいときにアドバイスを受けられるスタッフがいるとよい。
- ・就労についての相談場所が少ない。

【交通】

- ・外出するにもタクシー以外に手段がない。
- ・外出時の交通機関の充実が必要だと思う。

【医療】

- ・近所に病院がほしい。
- ・人工透析をしているが、町内に透析ができる医療機関がない。

【介助・介護】

- ・現在は夫婦で娘の介助をしているが、主人がいなくなったら一人で介助を続ける自信がない。
- ・両親が亡くなった時に不安がある。

【災害】

- ・大災害の時には、町内会や民生委員から一声かけていただけると有難い。
- ・有事の際にどう動けばよいのか、フローチャートなどを作ってリスク回避のための準備の必要がある。
- ・避難は一人で出来るが、そのあとどうしたらいいのかわからない。指示してくれる掲示板があると安心できる。

【障がい児対策】

- ・ことばの教室や自立のための訓練などができる場所があるとよい。
- ・全ての小、中学校に特別支援教室の設置を強く希望します。
- ・特別支援学級でなくともボランティアで発達障がい児の講習を受けた人がサポートについてくれる制度があれば、通常級でも安心して学校に通わせることができると思う。

【審査・申請】

- ・一年を通して、どの時期に申請があるなどの予定表があると助かる。
- ・手続き、申請の窓口を一本化し、簡素化出来たらよい。
- ・利用できる全ての制度を抜けなく説明してもらえる体制を取ってほしい。

■ アンケート調査結果の概要 ■

1. 調査の概要

(1) 調査の設計

- 調査の時期：平成26年6月5日～6月27日
- 調査の対象：難病患者
- 調査の方法：アンケート期間中、茅ヶ崎保健福祉事務所の窓口にて配布、回答は郵送にて行いました。

(2) 回収結果

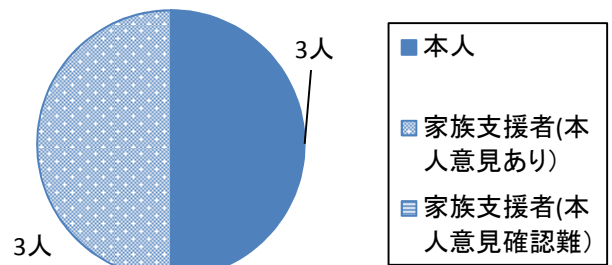
- 回収数：7通
- 回答の疾患名：
脊髄小脳変性症、強皮症、多系統萎縮症 2人、潰瘍性大腸炎、未回答 2人

(3) 報告書の見方

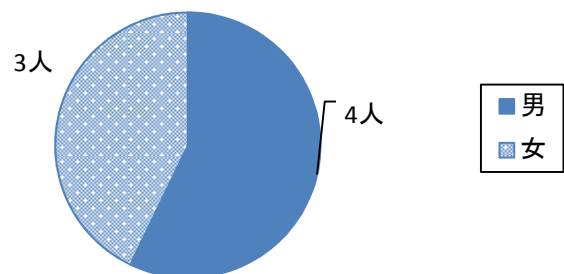
- (1) 調査結果については、未回答は無効としているため、単数回答でも合計が必ずしも回収数になるとは限りません。
- (2) 複数回答の質問は、回答数を積算しています。
- (3) 回答数が0であった質問は調査結果からは省略しました。

2. 回答者の属性

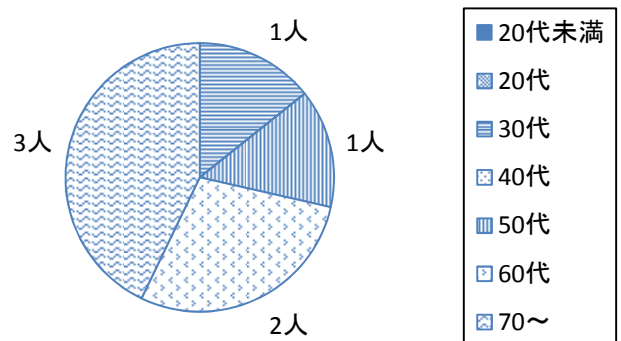
(1) 調査票記入者



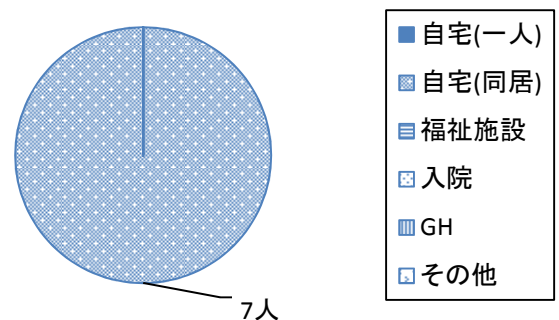
(2) 性別



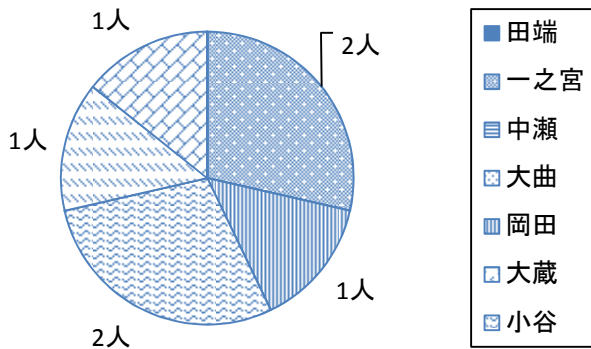
(3) 年齢



(4) 生活している場所



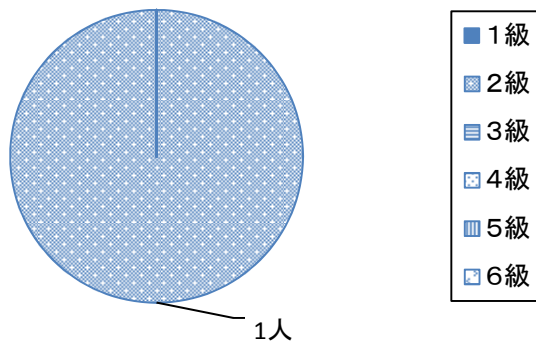
(5) 居住地



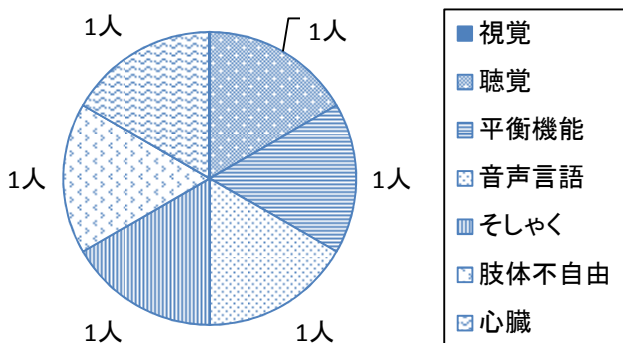
3. 障がいの状況について

(1) 身体障害者手帳所持者

①障がいの等級



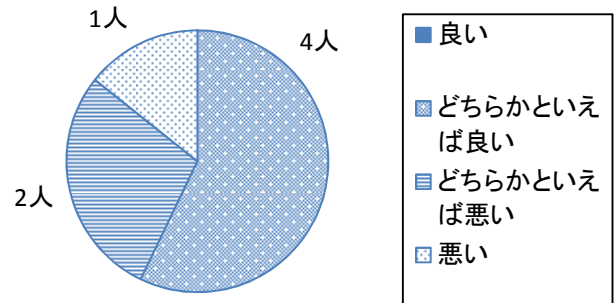
②障がいの種別



4. 健康や医療について

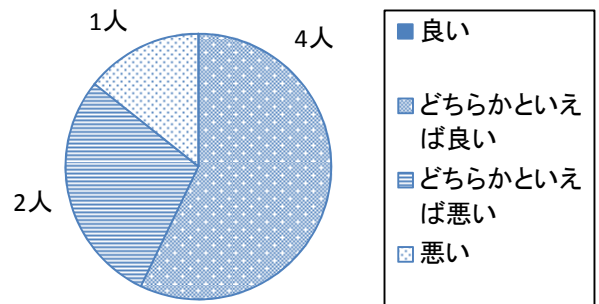
(1) 身体的な健康状態

質問：ご本人の最近の身体的な健康状態（ここ3ヶ月以内）はいかがですか。



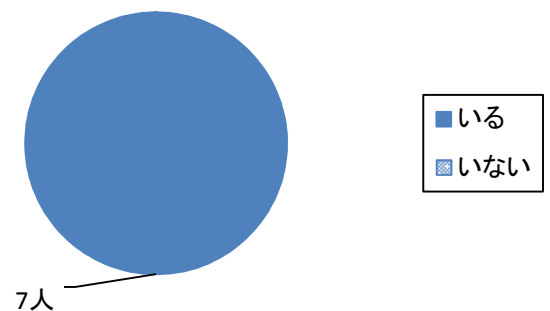
(2) 精神的な健康状態

質問：ご本人の最近の精神的な健康状態（ここ3ヶ月以内）はいかがですか。



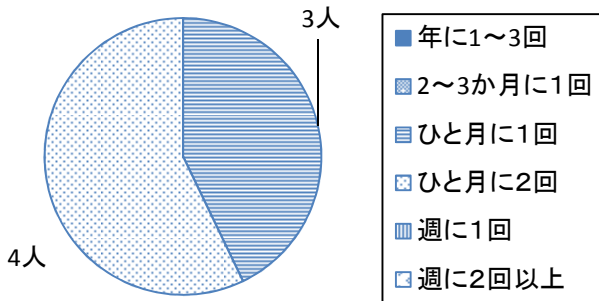
(3) かかりつけの医師（医療機関・診療所）について

質問：日頃、ご本人が治療を受けたり、健康について相談できる「かかりつけの医師（医療機関・診療所）」がありますか。



(4) 医療機関等へ行く回数

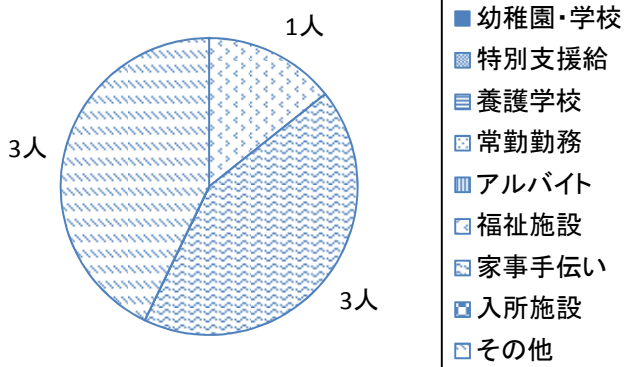
質問：ご本人が医療機関等へ行く回数は、どの程度ですか。



5. 日常生活について

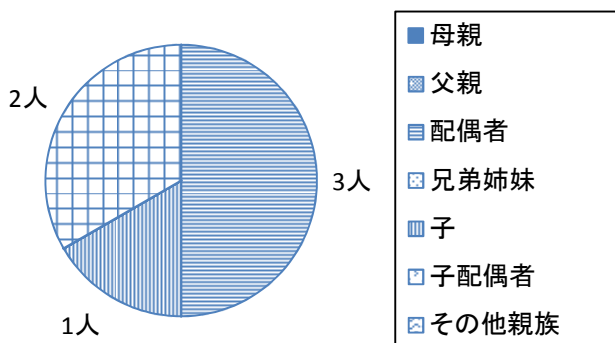
(1) 日中の過ごし方

質問：ご本人は、主に日中どのように過ごしていますか。



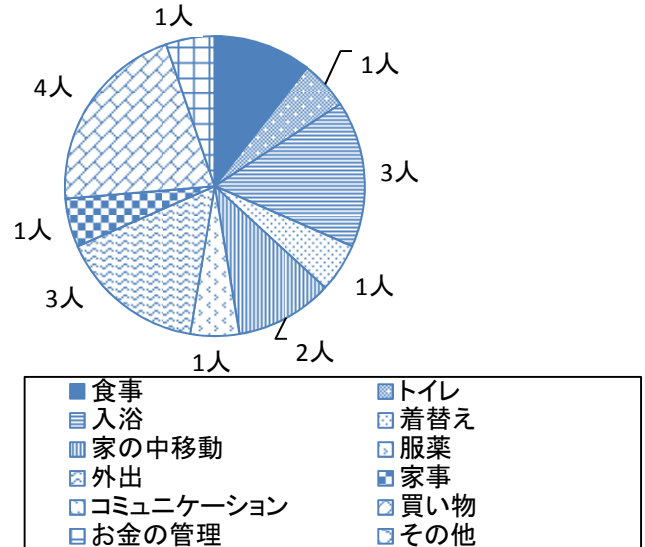
(2) 主な介助者

質問：ご本人は、普段の生活で介助を必要としていますか。介助が必要な方は、主に介助している方をお答えください。



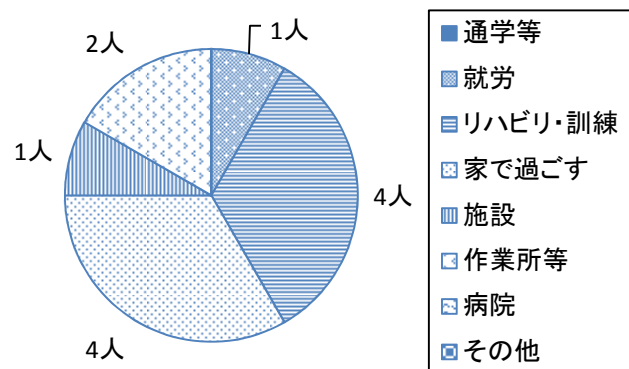
(3) 介助や支援が必要な項目

質問：普段の生活で介助を必要としている方のみお聞きします。介助や支援が必要な項目は次のうちどれですか。(あてはまるもの全てに○)



(4) これからの活動希望

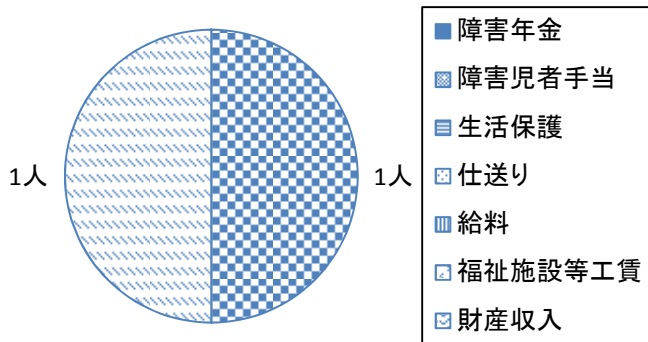
質問：ご本人は、これからどのような活動をしたいと思いますか。(あてはまるもの全てに○)



日中は「家事手伝い」「その他」の割合が最も高く、介助者は「配偶者」が過半数を占めました。普段の生活での介助は、「買い物」が最も多く、「外出」「入浴」が続く、身体障害手帳所持者と同様、外出時の介助が必要な傾向でした。今後の活動については、「リハビリ・訓練」の割合が高いのが難病患者の特徴であり、「家で過ごす」に並ぶ回答数でした。

(4) 主な収入源

質問：主な収入源は、どれですか。



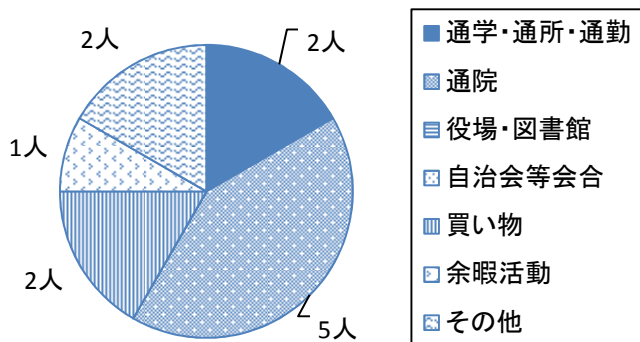
就労状況については、障害者手帳所持者と同様に「働いていない」が最も多く、その理由は「病気」が半数を占めました。

どのように働きたいかという設問も、障害者手帳所持者と同じく「わからない」が最も多い回答でした。

7. 外出や地域活動について

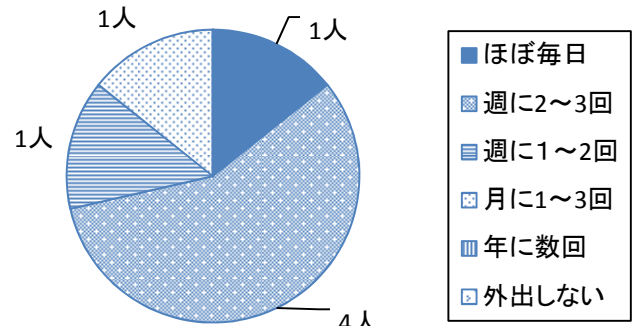
(1) 外出の目的

質問：どのような目的で外出していますか。(多いものから二つに○)



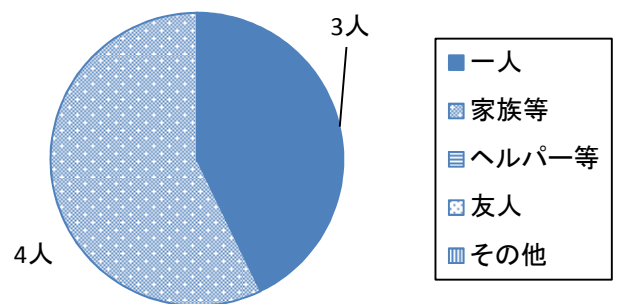
(2) 外出頻度

質問：ご本人の外出の頻度はどのくらいですか。



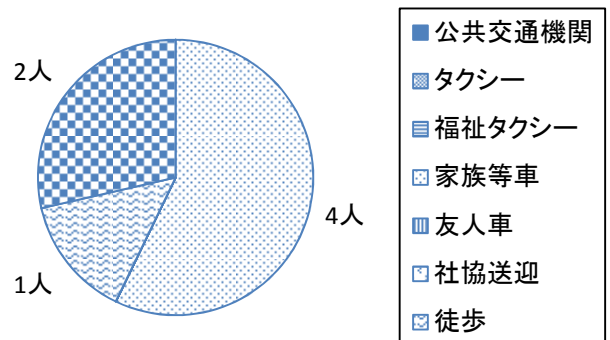
(3) 外出の際のつきそい

質問：ご本人が外出する際、主にどのような方がつきそい（支援）していますか。



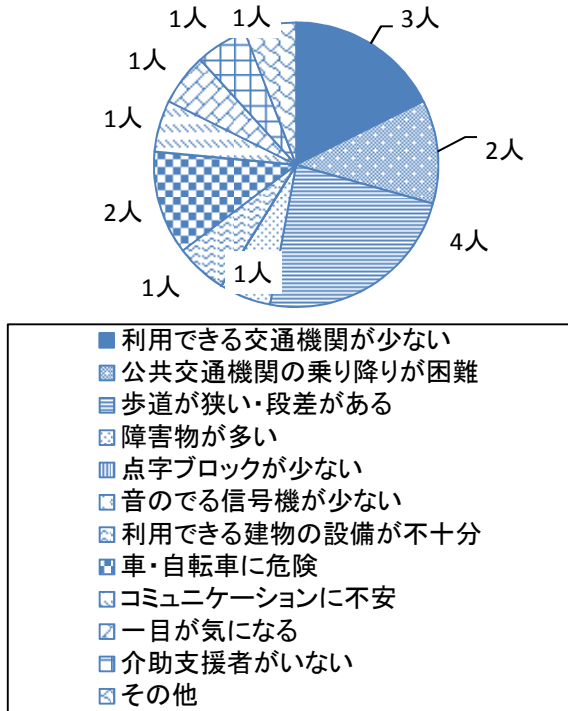
(4) 外出する際の手段

質問：ご本人が外出する際、どのようなかたちで外出していますか。もっとも多い手段を選んでください。



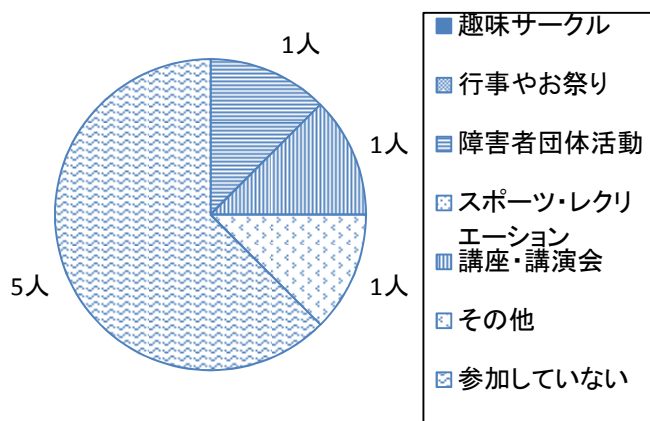
(5) 外出の際、困ること

質問：外出している際、または、外出しようとする際に困ることはどのような事ですか。（あてはまるもの全てに○）

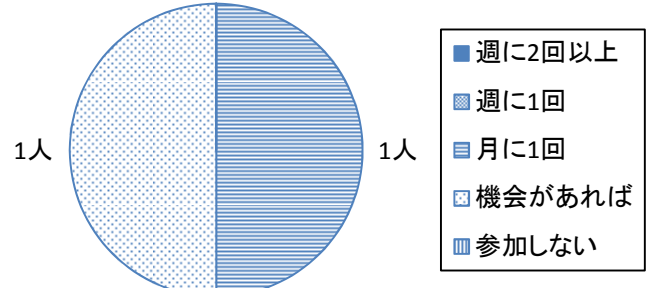


(6) 地域活動の参加状況

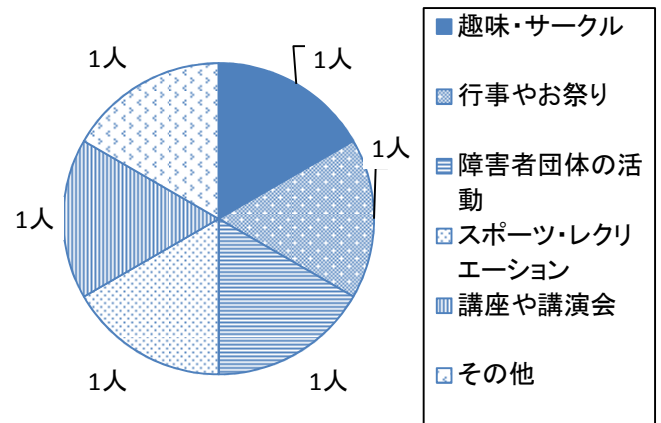
質問：ご本人について、地域での活動に参加していますか。（あてはまるもの全てに○）



質問：「参加している」と回答した方のみ、お聞きします。参加回数はどの程度ですか。（あてはまるもの一つに○）



質問：これから、どのような活動をしたい、または参加をしたいと思いますか。（あてはまるもの全てに○）



外出の目的は、「通院」との回答が最も多く、「通学・通所・通勤」「買い物」「その他」が続きます。

外出の頻度は「週に2～3回」が過半数となり、「外出しない」という回答も1人いました。

外出のつきそいについては、「家族」が最も多いものの、「1人」との回答も次に高い回答数でした。

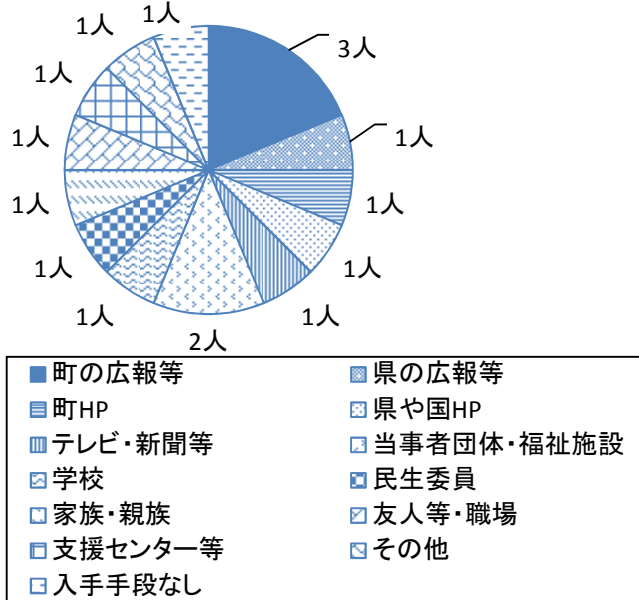
外出手段は「タクシー」が過半数を占め、困ることに「歩道が狭い・段差がある」「利用できる交通機関が少ない」との回答が多く、タクシーを使わざるを得ない状況がうかがえます。

地域での活動については、「参加していない」が過半数を占め、参加している方も「月に1回」「機会があれば」が1人ずつと頻度はそれほど多くないようです。

8. 相談・情報等について

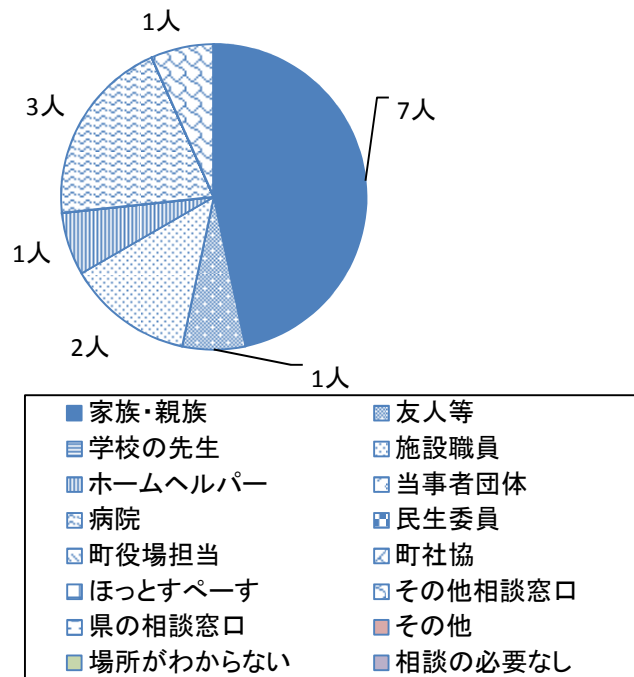
(1) 福祉サービス等の情報入手先

質問：ご本人について、福祉サービス等の情報について、どのように入手していますか。あてあまるものを選んでください。



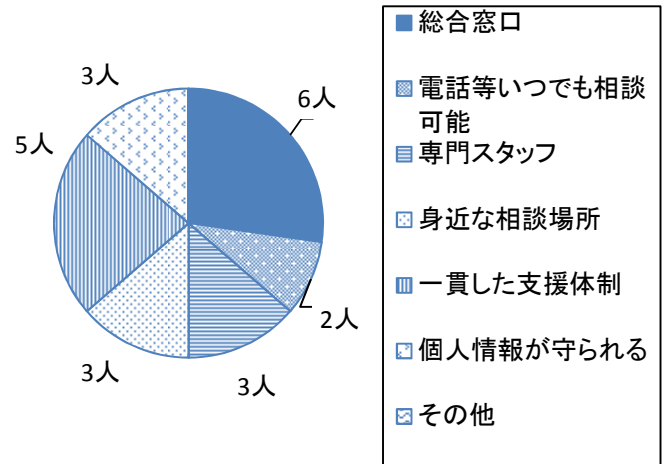
(2) 相談相手

質問：ご本人は、困った事や悩み事、心配事があったとき、どなたへ相談していますか。あてはまるものを選んでください。



(3) 相談機能のために必要なこと

質問：相談機能の充実のために、どのような事が必要だと思います。（あてはまるもの全てに○）



情報の入手先については、回答が分散しました。

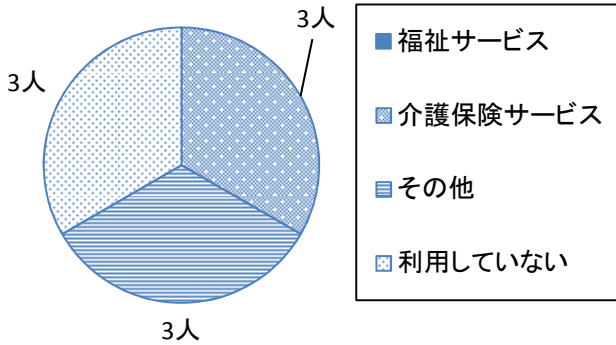
相談相手は「家族・親族」が最も高い割合を占め、「病院」が続きました。

相談機能のために必要なことについても、回答が分散しましたが、「総合窓口」が最も高い回答数を占め、「一貫した支援体制」が続きます。

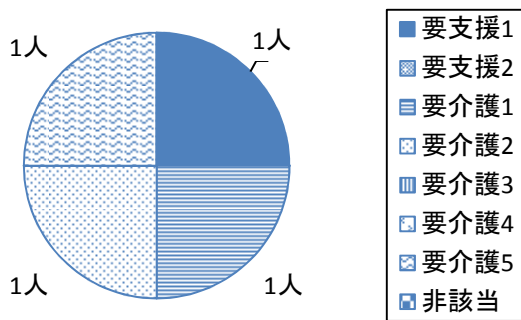
9. 福祉サービス等の利用状況・意向について

(1) サービス等の利用状況

質問：ご本人は障害者総合支援法あるいは介護保険法によるサービス等を利用していますか。



質問：ご本人の「要介護状態区分」についてお答えください。（あてはまるもの一つに○）

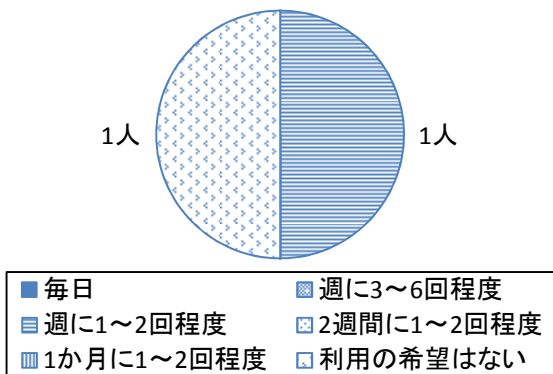


(2) 具体的な福祉サービスの利用量と希望量

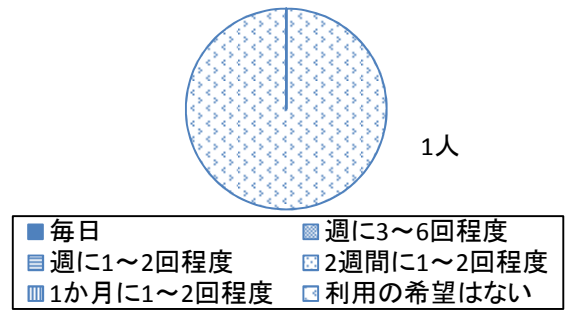
質問：ご本人の福祉サービスに関してご回答ください。

「現在の利用量」と「今後の利用の意向または希望量」について、あてはまるすべての数字に○をしてください。※現在、福祉サービスの利用者がいなかったため、希望量のみ掲載します。

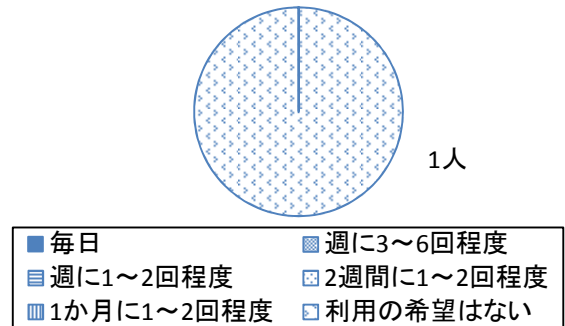
【居宅介護】



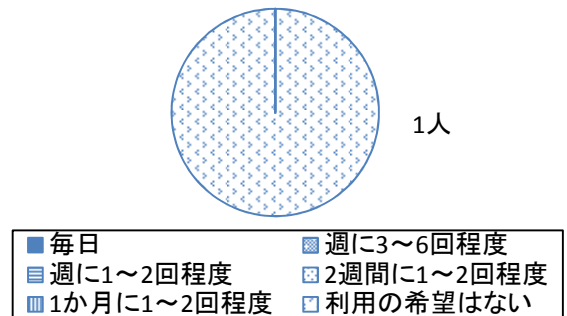
【重度訪問介護】



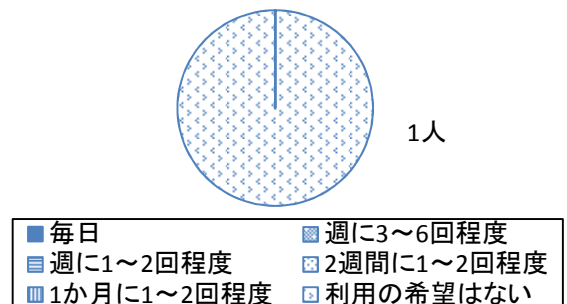
【行動援護】



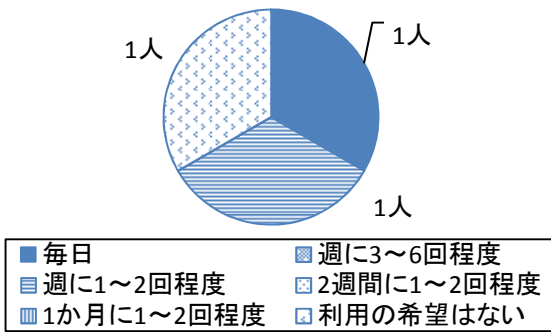
【同行援護】



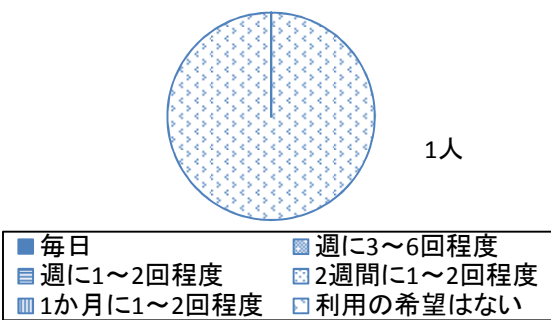
【重度障害者等包括支援】



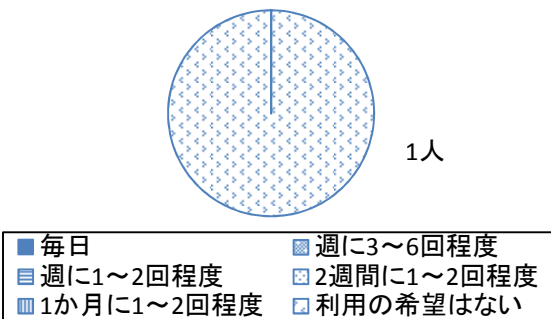
【生活介護】



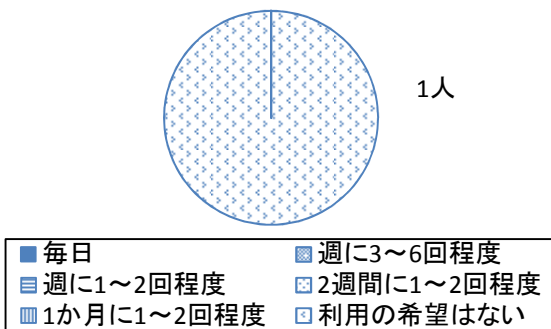
【自立訓練】



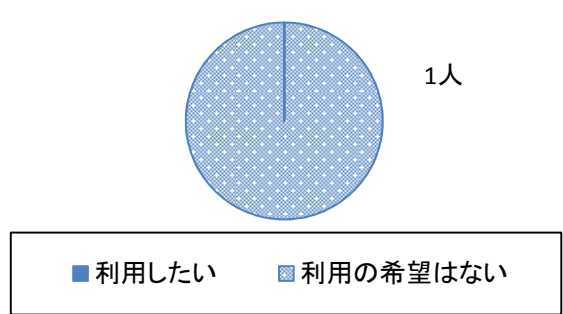
【就労移行支援】



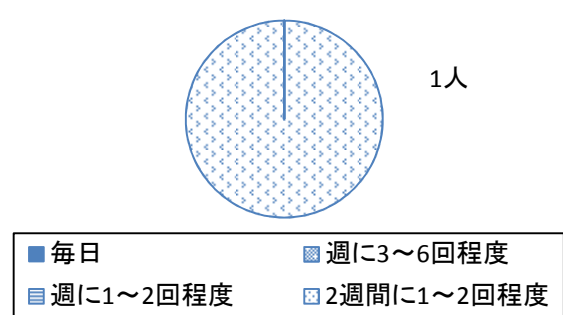
【就労継続支援】



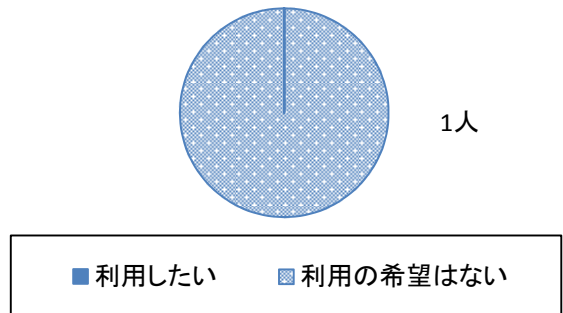
【療養介護】



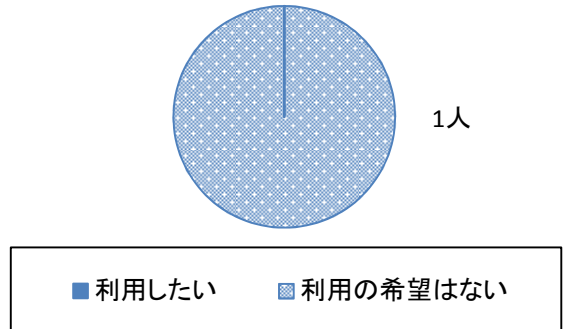
【短期入所】



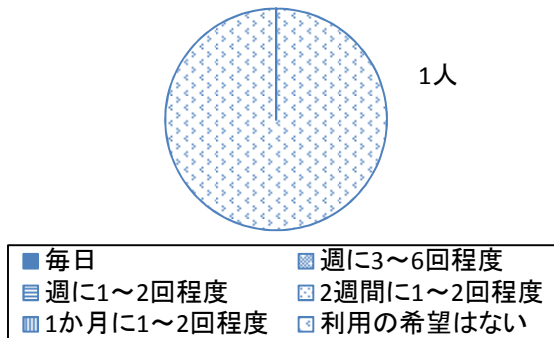
【共同生活援助】



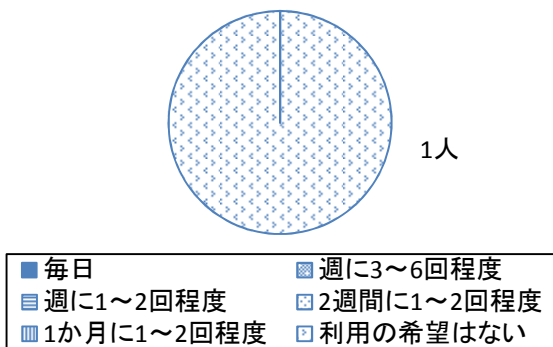
【施設入所】



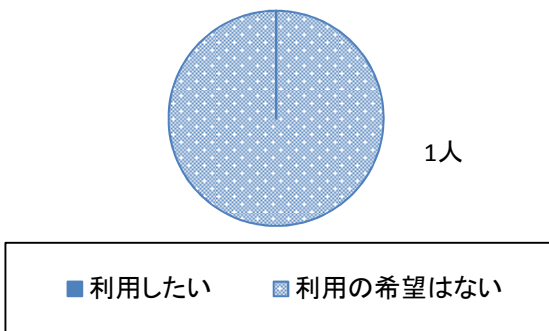
【児童発達支援】



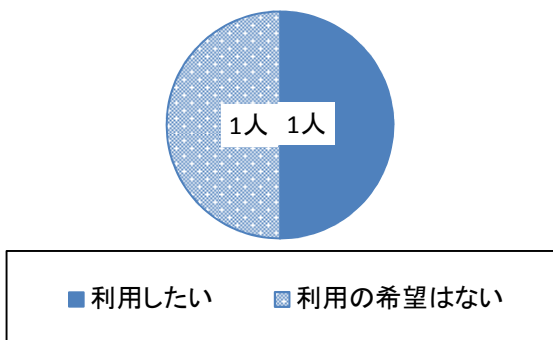
【放課後等デイサービス】



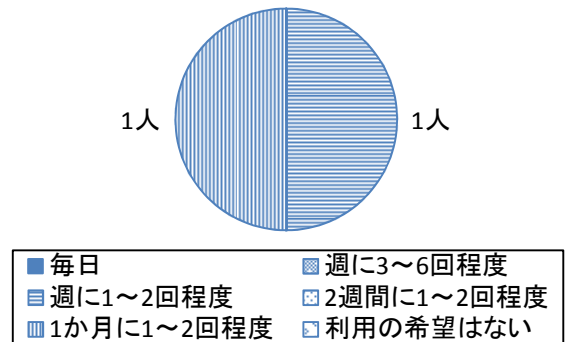
【コミュニケーション支援】



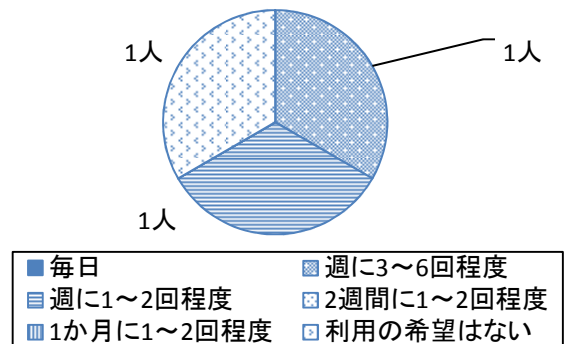
【日常生活用具】



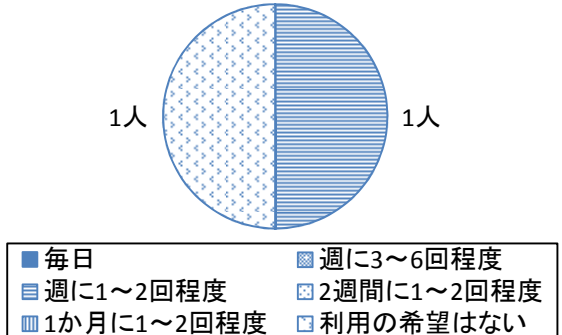
【移動支援】



【訪問入浴】



【日中一時支援】

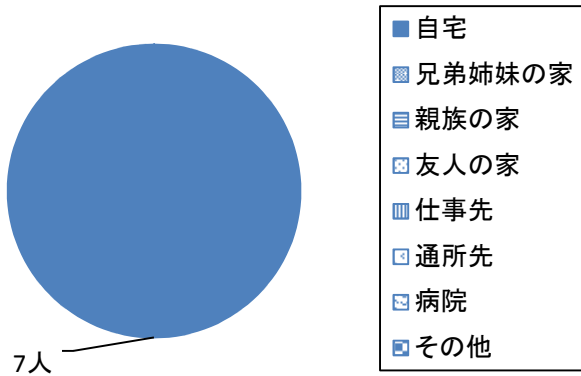


サービス等の利用状況については、「介護保険サービス」「その他」「利用していない」が同数でした。要介護状態区分は「要支援1」「要介護1」「要介護2」「要介護5」がそれぞれ1人ずつでした。サービスの希望については、「希望なし」との回答が多かったですが、「居宅介護」「日常生活用具」「移動支援」「訪問入浴」「日中一時」といった福祉サービスの利用希望があり、在宅での支援を希望している傾向がうかがえます。

10. 災害時について

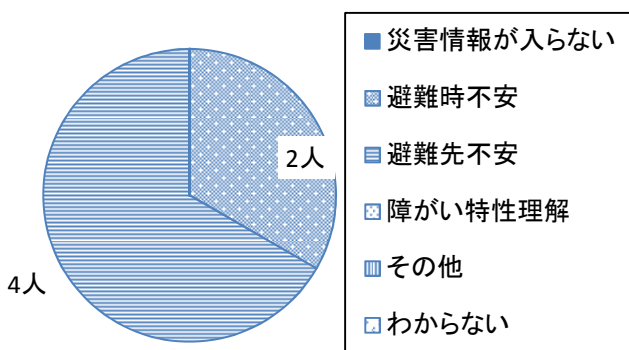
(1) 普段の生活の場

質問：普段の生活をしている場所について、もっともあてはまるものを選んでください。

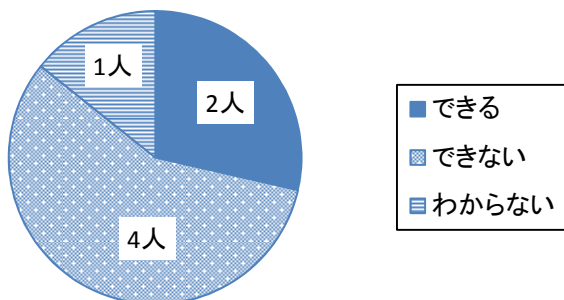


(2) 災害時の不安

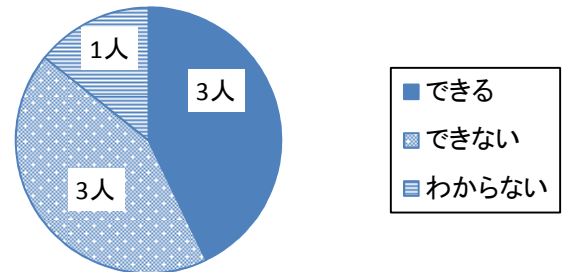
質問：災害時の不安について、もっともあてはまるものを選んでください。



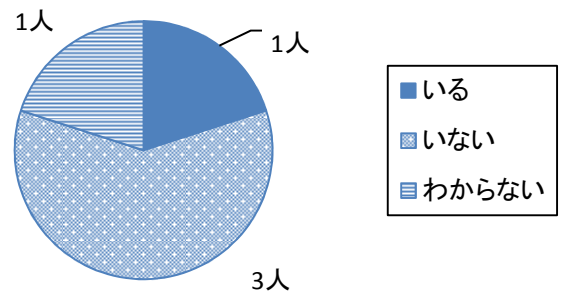
質問：地震などの災害時に、ひとりで避難することができますか。もっともあてはまるものを選んでください。



質問：地震などの災害時に、あなたは周囲の人に助けを求めることができますか。もっともあてはまるものを選んでください。

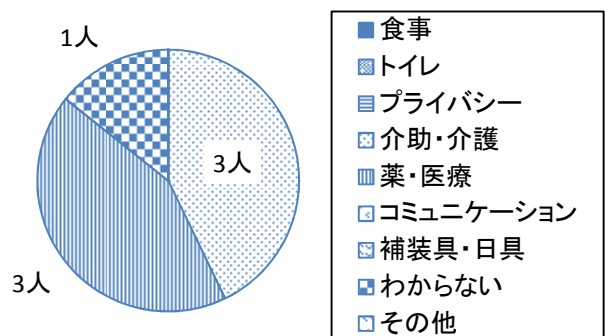


質問：同居家族が不在の場合または、一人暮らしの場合、ご近所にあなたを助けてくれる人はいますか。



(3) 避難所での不安

質問：災害時に、避難所等で具体的に困ると思われることについて、もっともあてはまるものを選んでください。

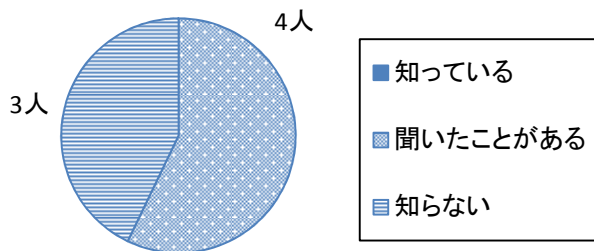


普段の生活の場は全ての方が「自宅」との回答でした。災害時の不安は、「避難先での不安」が最も高く、「介助・介護」「薬・医療」での不安が高い回答数でした。また、災害時には、一人で避難できないとの回答が過半数を超えるなど、避難時の不安もありそうです。

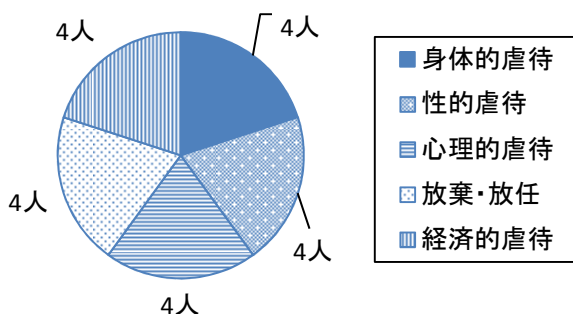
10. 障がいのある方の権利擁護について

(1) 「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」(以下、「障害者虐待防止法」)について

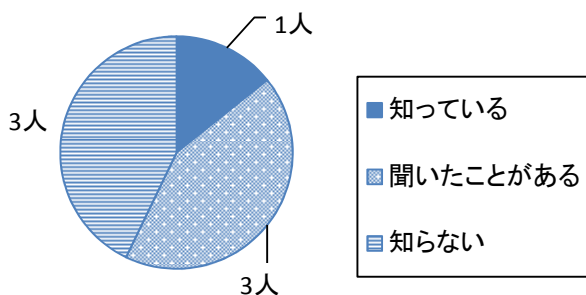
質問：ご本人は、「障害者虐待防止法」を知っていましたか。



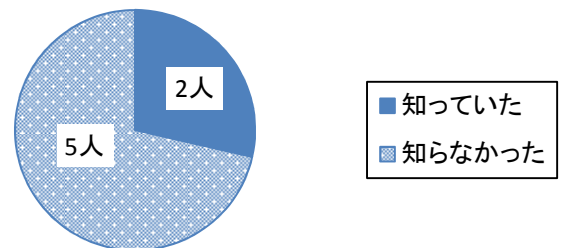
質問：「障害者虐待防止法」では①擁護者（両親などの保護者）②障害者福祉施設従事者（施設の職員や世話人など）など③使用者（就労先の社長や上司など）による次の1～5を虐待としています。ご本人は知っていますか。



質問：「障害者虐待防止法」では、家庭や施設、職場で障がい者が虐待を受けたり、虐待をされている疑いがあったら「障害者虐待防止センター（寒川町福祉課）」に通報することが義務付けられています。ご本人は知っていましたか。

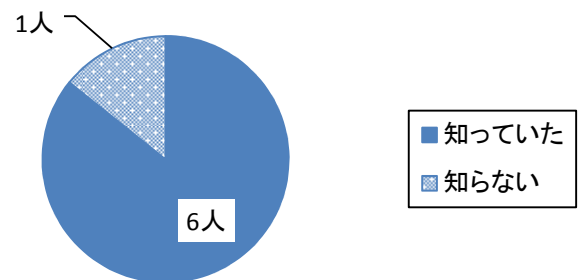


質問：通報しても通報者が特定されないよう配慮されることを知っていましたか。

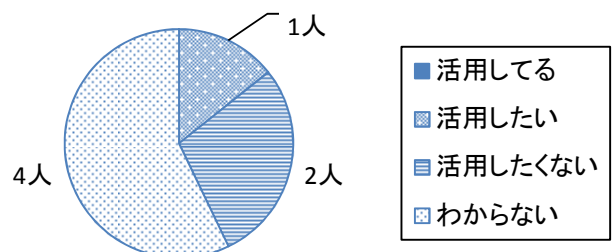


(2) 成年後見制度について

質問：ご本人は、成年後見制度について知っていますか。



質問：ご本人は将来成年後見制度を利用したいと思いますか。

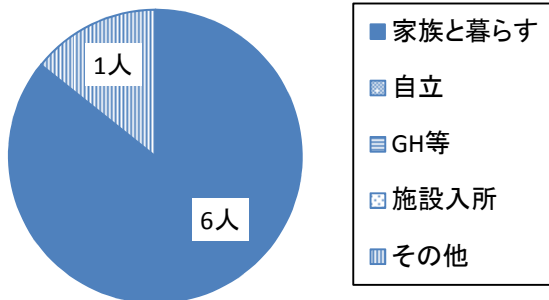


「障害者虐待防止法」について、「聞いたことがある」が過半数を占め、「知らない」が続きました。しかし、通報義務・通報者への配慮などの「障害者虐待防止法」の内容については、約半数が「知らない」との回答であり、制度の周知が進んでいない状況がうかがえます。成年後見制度については「知っている」が多数でしたが、利用希望は「わからない」が最多の回答数です。

12. 将来の暮らしについて

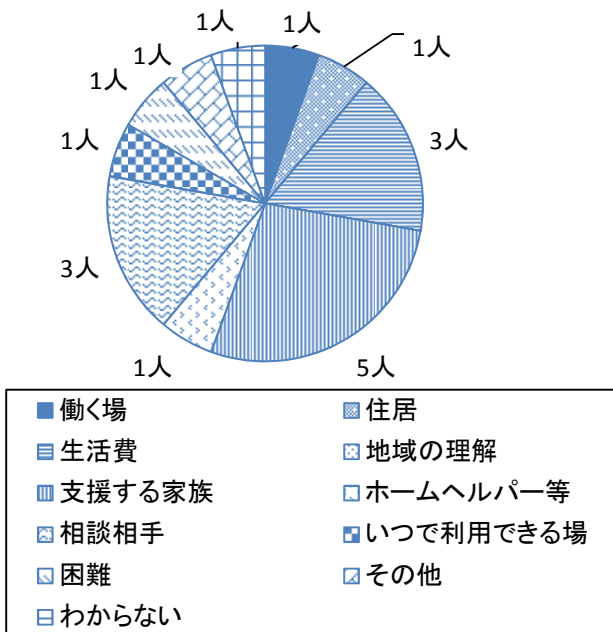
(1) 将来の暮らしの希望

質問：ご本人について、将来どのような暮らし方をしたいですか。もっともあてはまるものを選んでください。

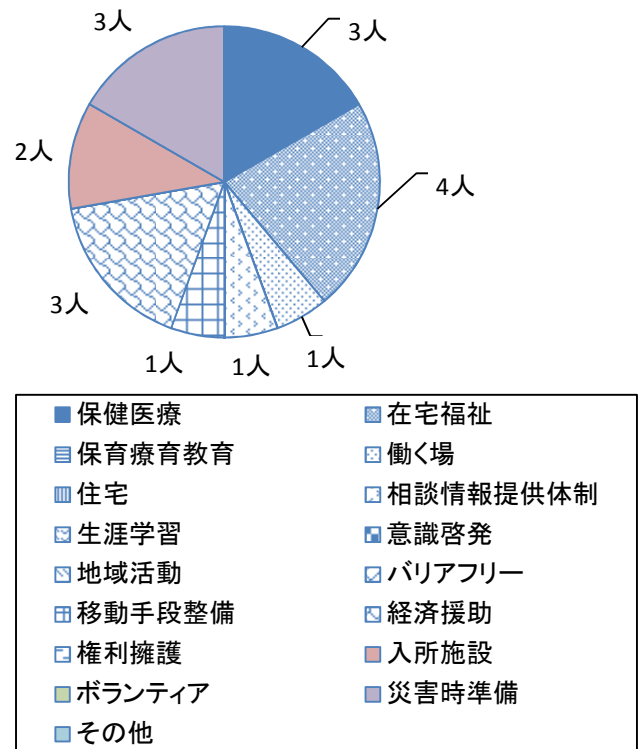


(2) 地域で自立した生活ができる条件

質問：地域で自立した生活ができるには、どのような条件等が整う必要があると思いますか。あてはまるものを選んでください。(あてはまるもの3つまでに○)



(3) 障がい福祉施策を充実させるために必要なこと
質問：今後、障がい福祉施策を充実させるために、どのような事に力を入れていく必要があると思いますか。(あてはまるもの3つまでに○)



将来の暮らしについては、「家族と暮らす」がほとんどの回答を占めました。

地域で自立した生活ができる条件も回答は割れました。自立した生活のためには多くの条件を必要とします。その中でも、「支援する家族」が最多となり、「生活費」「ホームヘルパー等」となり、今後も在宅での生活を希望している傾向がうかがえます。

障害福祉施策を充実させるために必要なことでは、「在宅福祉」が最多を占め、前の設問を裏付ける結果となりました。また、「保健医療」「経済援助」「災害時の準備」が続きました。

質問：「障がい者が地域で暮らせる社会」、「自立と共

生の社会」を目指す、障がい者福祉計画の見直しにあたって、ご意見、ご要望等ございましたら、ご自由にお書きください。

【回答】

- ・道が狭く、歩道が少ない。段差もあり、不便で危険が多い。店も一件ずつ別々で移動が面倒である。
- ・気軽に相談できる場所が欲しい。
- ・障害者手帳を持っていないとも、町のサービスを受けたい。
- ・手すりを設置したが、転居に伴い、原状回復を求められた。設置費用もだが、撤去費用も経済的な負担が大きい。
- ・病状の悪化で二階への上り下りに介助の手が必要になる。バリアフリーの必要がある。

■障がい福祉関係用語集■

■あ行

【アスペルガー症候群】

知的障がい、ことばの遅れは見られないものの、人との社会的なコミュニケーションがとりにくい、行動と興味の範囲が限られてしまう等を特徴とする障がい。

【あんしん賃貸支援事業】

障がいのある人や高齢者が属する世帯、ひとり親世帯等の入居を受け入れることとして、都道府県等の登録を受けた民間賃貸住宅に関する情報提供やさまざまな支援を行うことにより、障がい者の入居をサポートする事業。

【一般就労】

民間企業等に雇用され働くこと。

【移動支援事業】

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出の際に移動を支援する事業。

【SOS ネットワーク事業】

障がいのある人が行方不明になってしまった時に、警察や関係機関等と連携をとり、本人の安全と家族の安心を支える事業。

■か行

【介護給付】

障がい福祉サービスのうち、自宅や施設で介護支援を受けるサービス。

【介護福祉士】

社会福祉士*及び介護福祉士法によって規定された国家資格で、身体上または精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある人に対して、心身の状況に応じた介護を行うほか、その人やその介護者に対して介護の助言・指導を行います。

【介護保険法】

介護保険制度について定めた法律。家族等の介護者の負担を軽減し、社会全体で介護を支える仕組みをつくるため、介護が必要となった人に対して、必要な保健医療サービスや福祉サービスに係る給付を行うことを目的とする法律です。平成9年（1997）制定。平成12年（2000）施行。

【学習障がい（LD）】

基本的に全般的な知的発達の遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する等の能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す障がい。

【共同生活援助(グループホーム)】

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービス。

【権利擁護】

知的や精神に障がいのある人が、様々な場面で不利益を被ることのないように、弁護あるいは擁護する制度の総称です。

【官公需】

国や市町村等の官公庁が、物品の購入やサービスの提供を受けたり、工事の発注をしたりすること。

【高次脳機能障害】

一般に、外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がい等の認知障がい等を指す。

【更生訓練費支給事業】

就労移行支援や自立訓練を利用している人や、施設に入所している障がいのある人に対し、更生訓練費を支給する事業。

【コミュニケーション事業】

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通が困難な人に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣をはじめ、手話通訳者の設置、点字等の支援を行う事業。

■さ行

【視覚障がい】

身体障がい的一种です。身体障害者福祉法※では、障がいが永続するものであって、①両眼の視力がそれぞれ0.1以下のもの、②一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの、③両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの、④両眼による視野の2分の1以上が欠けているものをさすとされています。

【肢体不自由】

身体障がい的一种です。身体障害者福祉法では、肢体及び体幹の機能の障がいを指し、①一上肢、一下肢または体幹の機能の著しい障がいで、永続するもの、

②一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの、③一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの、④両下肢のすべての指を欠くもの、⑤一上肢のおや指の機能の著しい障がいまたは人差し指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障がい、永続するもの、⑥①から⑤間に掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障がいの程度以上であると認められる障がいのあるものを対象とするとされています。

【児童相談所】

児童福祉法に基づき都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が設置する障がい児を含めた児童福祉サービスの中核となる相談・判定・指導機関になります。児童福祉司、児童心理司、医師等が配置され、市町村が行う児童福祉に関する業務の実施に関して、市町村間の連絡調整や市町村に対する情報提供等の援助を業務とするほか、①児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること、②児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと、③児童及びその保護者につき、調査または判定に基づいて必要な指導を行うこと、④障害者自立支援法による障害児施設給付費等の支給要否決定の際に意見を述べること等、必要に応じ巡回してこれらの業務を行います。

【児童福祉法】

18歳未満の児童の健全な育成と福祉の積極的増進を基本精神とする、児童の福祉に関する基本法です。児童保護のための禁止行為や児童福祉司・児童相談所・児童福祉施設などの諸制度について定めています。

【自閉症】

3歳ぐらいまでに現れる、先天性の脳機能障がい、他人との社会的環境の形成の困難さ、ことばの発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする。

【社会資源】

福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能等々の総称。

【社会福祉協議会】

社会福祉法^{*}に基づく社会福祉法人の一つ。地域社会において住民が主体となり、社会福祉、保健衛生、その他関連のある関係者の参加・協力を得て、地域の実情に応じ、住民の福祉を増進することを目的とする民間の自主的な組織です。全国、都道府県指定都市、市区町村の3種類の社会福祉協議会があります。

【社会福祉士】

社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された福祉専門職の国家資格。身体や精神上的の障がいのある人、または環境上の理由により日常生活を営むことに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行います。

【社会福祉法】

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とする法律です。社会福祉基礎構造改革により抜本的な見直しが図られ、法律名も「社会福祉事業法」から「社会福祉法」になりました。社会福祉審議会、福祉事務所^{*}、社会福祉法人、社会福祉事業、社会福祉協議会、共同募金等について定めています。

【社会福祉法人】

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人をいいます。社会福祉法人は民法による公益法人の不備を補正するものとして特別に創設された公益性の高い法人です。社会福祉法人が運営する事業には、社会福祉法人しか運営できない第一種社会福祉事業と、一般企業も運営可能な保育所やデイサービス等の第二種社会福祉事業があります。

【社協】

寒川町社会福祉協議会の略称。

【就業・生活支援センター】

障がいのある人の職業の安定を図ることを目的として設立された社会福祉法人、NPO法人等で、障がいのある人が職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活または社会生活上の支援を行う機関です。

【就労移行支援・就労継続支援】

就労移行支援とは、一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

就労継続支援とは、一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

【湘南地域就労援助センター】

障がいのある人の就労の場の確保と職場定着のため、各関係機関と協力して障がい者の自立のための支援をする機関。

平成 22 年度より「湘南地域就労援助センター 湘南障害者就業・生活支援センター」に名称変更。

【障害基礎年金（国民年金）】

国民年金法に基づく年金給付の一種です。国民年金加入中（または加入していた人で60歳～65歳未満の時）に初診日のある疾病で、初診日から1年6か月経過した時に請求することができます。

【障がい児】

18歳未満である障がいのある人のことです。身体障がい、知的障がいにおいては児童福祉法にて定義されています。精神障がいについては、精神障害者福祉法によって定義されています。

【障がい支援区分】

障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がいのある人の心身の状態を総合的に表す区分です。市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つで、介護給付の申請があった場合に認定が行われます。「区分1」から「区分6」の6区分が定められています。

【障害児通所支援】

児童福祉法に基づき、障がいのある児童に対する日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の援助を行うサービスです。就学前の障がいのある児童を対象とした「児童発達支援」や就学中の障がいのある児童を対象とした「放課後等デイサービス」などのサービスがあります。

【障害者基本計画】

障害者基本法を根拠法として、障がい者福祉施策全般に関わる理念や基本方針などを定めた計画

【障害者基本法】

身体障がい・知的障がい・精神障がいを対象として、施策の基本理念や、生活全般にかかわる施策の基本となる事項を定めた法律で、障がいのある人の「完全参加と平等」を目的としています。昭和45年に制定された心身障害者対策基本法が、障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化に対応したものにするため、平成5年に改正され、障害者基本法となりました。平成23年に一部が改正され、これにより、全ての国民が障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念が明示され、障がいのある人の定義の見直しや、基本施策として“療育”や“消費者保護”、“司法手続きにおける配慮”などが新設されました。

【障害者週間】

毎年12月3日から9日までの一週間を「障害者週間」として、広く障がい福祉について関心と理解を深めるため、積極的に活動する期間。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）】

障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスに係る給付などの支援制度について定めた法律です。平成 25 年 4 月より障害者自立支援法から改正され、その対象者が障がい者手帳の所持者に加えて難病患者となりました。

【障がい福祉サービス】

障がいのある人が自らサービス内容や事業者・施設を選択し、契約により各種サービスを利用する制度。障害者自立支援法に基づき「介護給付」、「訓練等給付」及び市町村で実施する「地域生活支援事業」に区分けされる。各サービスを利用する前に、支給申請をし、支給決定を受ける必要がある。

【重症心身障がい児者】

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態の子どもを重症心身障がい児といいます。さらに成人した重症心身障がい児を含めて重症心身障がい児（者）と定めています。

【自立支援医療】

障害者自立支援法に基づき新たに設けられた公費負担医療の名称です。これは従来行われていた更生医療（身体障害者福祉法）、育成医療（児童福祉法）、精神通院医療（精神保健福祉法[※]）が統合された形をとっていますが、実施主体は、更生医療が市町村、育成医療は都道府県、精神通院医療も都道府県であり、実質的な支給認定の手続き等は、従来とほぼ同様です。

「自立支援医療費支給認定実施要綱」によれば、対象となるのは確実な治療効果を期待できる疾患とされており、更生医療と育成医療については、例えば、角膜移植、外耳道形成術、人工関節置換術、心臓ペースメーカー設置、人工透析、口蓋裂後遺症の歯科矯正等であり、精神通院医療については、統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能疾患などが対象とされます。

なお、従来の3種類の公費負担医療が統合されたことの最大の意義は、利用者負担の見直しです。従来の制度では利用者負担の内容が統一されていませんでしたが、自立支援医療では、3種類とも、医療費に応じて1割の自己負担が原則とされ、所得に応じて月額負担に上限額が設定されています（平成21年3月現在）。

【自立支援医療（精神通院）受給者証】

障害者自立支援法施行により、精神障がいのある人で継続的に通院治療を受ける人に対し、公費によって医療費の補助を受けることができる制度の証票。

【自立支援給付】

障害者自立支援法に基づくサービスに関する個別給付で、支給決定または認定を受けた障がいのある人が、制度の対象となるサービスを利用した場合に、要した9割を基本に公費負担する制度です。

【注意欠陥多動性障がい（AD/HD）】

年齢あるいは発達の不釣り合いな注意力及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

【手話】

手指動作と非手指動作を同時に使う視覚言語で、音声言語と並ぶ言語です。手話は聴覚に障がいのある人が中心となって使用しています。

【手話通訳者】

都道府県の行う手話通訳養成研修事業を終了し登録を受けた者です。聴覚障がい者の理解力に応じた手話通訳の能力が求められます。手話通訳者の技能を有するものの相称として、手話通訳士、手話奉仕員を含む意味で用いる場合もあります。

【身体障がい者】

身体障害者福祉法により、都道府県知事または政令指定都市・中核市の市長から身体障害者手帳の交付を受けた者。

【身体障害者手帳】

身体障害者福祉法に定められた、身体に障がいがあると判定された人に交付される手帳。

対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚または平衡機能障がい、③音声機能、言語機能またはそしゃく機能障がい、④肢体不自由障がい、⑤内部機能障がい（呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫、腎臓、心臓、肝臓）で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載されます。

【身体障害者福祉法】

障害者自立支援法と相まって身体障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、身体障がい者を援助し、および必要に応じて保護し、身体障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする法律です。具体的な更生援護として、身体障害者手帳の交付、診査、更生相談、障害者自立支援法による障がい福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置、盲導犬の貸与等を定めています。

【精神障がい者】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条では「統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。」と定義されています。

【精神障害者保健福祉手帳】

精神保健及び精神障害者に関する法律に基づき、精神障がいの状態にあると認められた人に交付される手帳。1級から3級に区分けされ、手帳所持者は、各種福祉サービスを受けることができます。

【精神保健福祉法】

精神保健及び精神障害者に関する法律。精神障がい者等の医療及び保護を行い、その社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、精神障がい者等の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とした法律です。

【精神保健福祉士】

精神に障がいのある人の保健及び福祉に関する専門的知識と技術によって、精神に障がいのある人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行います。精神保健及び精神障害者に関する法律に基づく国家資格で、精神保健福祉士試験に合格し、精神保健福祉士登録簿に登録された者をいいます。

【成年後見制度】

認知高齢者、知的障がい、精神障がいにより、判断が不十分な人が契約等の法律行為ができるよう、成年後見人を選任する制度。

【成年後見制度利用支援事業】

知的障がいや精神障がいのある人に対し、家庭裁判所で町長申し立てにより選任された後見人等の報酬を一部補助する制度。

【整備法】

国において障害保健福祉施策を見直すまでの間に、障がいのある人の地域生活を支援するため、関係法律を整備するための法律「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」を“整備法”と言います。

【相談支援事業】

障がいのある人等の福祉に関する問題に対しての相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行う事業。

■た行**【地域自立支援協議会】**

障がいのある人が安心して暮らすことができるよう、地域の障がい者福祉に関するネットワークづくりの中核的な役割を果たす定期的な協議の場とし、また地域の実情に合った課題の解決に向け取り組んでいくことを目的に設置した協議会。

協議会は、各組織を構成し、地域の関係機関によるネットワークの構築、困難事例や地域の課題等の情報共有、共通の目的の課題解決に向け協議・検討を行う場。

【地域生活支援事業】

障害者自立支援法の中に位置付けられる事業で、地域で生活する障がいのある人・子ども（およびその家族）の日常生活を支え、ニーズに応じた利便性の高いサービスの情報を提供するため、各地域独自の判断で障がいのある人の生活を支援します。

【地域活動支援センター】

障がいのある人が通い、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図る事業所。

【地域生活移行】

施設に入所している障がいのある人が、施設を出て、一般の住宅やグループホームなど地域社会の中で必要な支援を受けながら生活すること。

【知的障がい者】

知的機能の障がいが発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある人。

【聴覚障がい】

耳から脳の聴覚中枢に至る経路の一部あるいは全部に損傷があり、言葉や音の聞き取りが困難で、日常のコミュニケーションに支障があると自覚または他覚されていること（人）をいう。なお、身体障害者福祉法では、両耳の聴覚レベルが70dB以上の人などを聴覚障がい者とし、障害程度等級を2級から6級の間で認定しています。

【出前講座】

町民グループの学習会等に学習メニューに応じて、町職員を講師として派遣（出前）する制度です。

【特別支援学校】

障がいのある児童・生徒に対し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善する又は克服するために適切な指導や必要な支援を行う学校。

学校教育法の改正により平成 19 年 4 月から盲学校、ろう学校、養護学校は特別支援学校に統一化。校名は旧称が残っているケースもある。

■な行

【内部障がい】

心臓、じんぞう、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、肝臓もしくはヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能障がい、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものを同法の対象となる身体障がい者としています。

【日常生活自立支援事業】

認知症高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等の方々に福祉サービスの利用や日常の金銭管理等を自分で判断し生活していくことに不安がある場合に支援していく制度。

【日常生活用具】

給付の対象となる日常生活用具は、①安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの、②日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの、③製作や改良、開発に当たって障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの、という三つの要件を全て満たすものであること、並びに、用具の種類として、次に掲げる6種類の枠組みが示されています。

- ①介護・訓練支援用具：特殊寝台、特殊マット等の介護支援用具や訓練用のいすなど
- ②自立生活支援用具：入浴補助用具、屋内信号装置、入浴・食事・移動等の支援用具
- ③在宅療養等支援用具：電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の在宅支援用具
- ④情報・意思疎通支援用具：点字器、人工喉頭など情報伝達、意思疎通等の支援用具
- ⑤排泄管理支援用具：ストマ用装具その他排泄管理を支援する用具及び衛生用品
- ⑥居宅生活動作補助用具：当該用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うものの

【日常生活用具給付事業】

重度障がいのある人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具等を給付する事業。

【ノーマライゼーション】

障がいのある人が特別視されることなく、一般社会の中で普通に生活し、ともに生きる社会こそ普通（ノーマル）の社会であるという考え方。

■は行

【発達障害者支援法】

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の発達障がいのある人の援助等について定めた法律。

【パブリックコメント】

国や地方公共団体などの行政が、新たな行政計画等を作成するときに、その案を公表し一般からのコメント（意見）を求める制度。

【バリアフリー】

障がいのある人等が社会生活をしていく上で「バリア（障がい）」を「フリー(除く)」にするという意味で用いられ、障がいのある人を取り巻く社会環境における制度的・文化・情報面の妨げを取り除くこと。

【ハローワーク（公共職業安定所）】

公共職業安定所、略称「職安」、愛称「ハローワーク」は、国（厚生労働省）によって設置された、職業安定法に基づく、国民の安定した雇用機会を確保する事を目的とした施設です。求職者には、就職についての相談・指導、適性や希望にあった職場への職業紹介、雇用保険の受給手続きを、雇用主には、雇用に関する国の助成金・補助金の申請窓口業務や、求人の受理などのサービスを提供します。

【ひまわり教室】

障がい福祉サービスの一つで、児童デイサービスの事業所。児童デイサービスとは、障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。

【福祉事務所】

社会福祉法に基づき地方公共団体に設置される福祉に関する事務所の一般的な呼称です。町村は、条例で福祉事務所を設置することができます。

【福祉タクシー】

高齢者や身体に障害のある人等の病院・施設等への通院などのニーズに対応したサービスとして、車いす利用者や寝たきりの人の輸送を目的に、車いす・寝台（ストレッチャー）のまま乗降できるリフトなどを備えた専用のタクシー車両による輸送サービスです。

【福祉的就労】

障がいのある人が授産施設や作業所等の福祉的な支援のある環境で仕事を行うことにより、働くことへの意欲や自信を育てるとともに、一般就労（企業等での就労）に進み、さらに自立した生活ができるよう、継続的な支援を行うこと。

【補装具】

補装具とは、①身体の欠損または損なわれた身体機能を補完、代替するもので、生涯に個別に対応して設計・加工されたもの、②身体に装着（装用）して日常生活または就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの、③給付に際して専門的な知見（医師の判定書または意見書）を要するもの、という三つの要件を全て満たすものであって、具体的には次の16種目が厚生労働大臣によって告示されています。

義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ（一本つえを除く）、重度障害者用意思伝達装置、座位保持いす（児童用）、起立保持具（児童用）、頭部保持具（児童用）、排便補助具（児童用）。

【補装具給付事業】

障がい者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される補装具（車いす、義肢、装具等）の費用の一部を助成する事業。

【ボランティア】

社会福祉において、個人の自由な意思により、考え、発想し、行動するという自発的な行為を行う人です。個人の意志により無償で労力提供等を行うこと。ボランティアの4原則は、「自主性」「社会性」「無償性」「継続性」。

■ま行**【民生委員・児童委員】**

厚生労働大臣から委嘱を受けて一定の地域を受け持ち、社会奉仕の精神をもって地域社会の中で、障がいのある人をはじめ、子どもから高齢者までの福祉のよき相談相手としてきめ細かな指導・助言にあたっています。

【みんなのトイレ】

身体に障がいのある人、オストメイト（人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱の排泄口を増設した人）、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等の使用に配慮したトイレ。

■や行**【ユニバーサルデザイン】**

年齢・性別・身体能力・障がいの有無を問わずに、できるだけ多くの人が利用可能であるようなデザイン。

【要援護者】

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。一般的に高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語を話すことのできない外国人等があげられている。

【養護学校】

心身に障害のある児童や病弱児に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を行い、あわせてその障害を補うために必要な知識、技能を授けることを目的とする学校です。

【要約筆記】

聴覚障がい者に、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のことです。「話すスピード」は「書く（入力）スピード」より数倍も速いため全部は文字化できません。話の内容を要約して筆記するため『要約筆記』といいます。

■ら行**【ライフステージ】**

成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わりをいいます。一般的には、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期など人生の節目によって区分される生活環境の段階を指します。

【理学療法士】

理学療法士及び作業療法士法に定められた国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた人で、医師の指示の下に身体に障がいのある人に対して、基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせるとともに、電気刺激、マッサージなどの物理療法を行う専門技術者です。病院や診療所、リハビリテーションセンターのほか、介護保険施設、障害者支援施設にも配置されています。

【リハビリテーション】

障がいのある人等に対し機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの諸領域に分けられます。障がいのある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練をし、社会生活をしていく手段を得るための総体を指します。

【療育】

障がいのある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。

【療育手帳】

児童相談所や知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。知的障がいのある人に対して一貫した指導・助言を行うとともに、各種の支援を受けやすくすることを目的としている。

【レスパイトケア】

障がいのある人の家族を一時的に介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、リフレッシュするための援助。